

電 委 第 1 9 号
令和 2 年 4 月 1 0 日

電気通信紛争処理委員会
委員各位

電 気 通 信 紛 争 処 理 委 員 会
委 員 長 田 村 幸 一
(公 印 、 契 印 省 略)

第 2 0 1 回電気通信紛争処理委員会（文書による審議）について

令和元年度年次報告について、最終案が取りまとまりました。

年次報告は、電気通信紛争処理委員会手続規則（平成 1 3 年総務省令第 1 5 5 号）第 3 条の規定により、会計年度終了後 1 か月以内（4 月末まで）に総務大臣に報告することとされております。

そのため、電気通信紛争処理委員会運営規程（平成 1 3 年電気通信紛争処理委員会決定第 1 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、第 2 0 1 回電気通信紛争処理委員会を文書による審議（電子メール）で行いたいと存じます。

つきましては、下記に対する賛成又は反対の御意見を 4 月 1 4 日（火）までに事務局あてにご回答いただけますよう、お願い申し上げます。

記

「令和元年度年次報告」について、別添案のとおり決定し、総務大臣に対し報告することとする。

以上



令和元年度年次報告 (案)

**令和 2 年 4 月
電気通信紛争処理委員会**

本報告書は、電気通信紛争処理委員会令（平成 13 年政令第 362 号）第 14 条の規定に基づき、令和元年度における電気通信紛争処理委員会の活動状況を総務大臣に報告するものである。

本報告書では、第Ⅰ部に委員会の運営状況を、第Ⅱ部に紛争処理の状況を、第Ⅲ部に委員会のその他の活動状況等を取りまとめた。

令和 2 年 4 月 17 日
電気通信紛争処理委員会

（参考）電気通信紛争処理委員会の年次報告に関する参照条文

- 電気通信紛争処理委員会令（平成 13 年政令第 362 号）
（あっせん及び仲裁の状況の報告）

第十四条 委員会は、総務大臣に対し、総務省令で定めるところにより、あっせん及び仲裁の状況について報告しなければならない。

- 電気通信紛争処理委員会手続規則（平成 13 年総務省令第 155 号）
（あっせん及び仲裁の状況の報告）

第三条 令第十四条の規定による報告は、国の会計年度経過後一月以内に、当該会計年度中における次に掲げる事項についてするものとする。

- 一 あっせん及び仲裁の申請件数
- 二 あっせんをしないものとした事件及びあっせんを打ち切った事件の件数
- 三 あっせんにより解決した事件の件数
- 四 仲裁判断をした事件の件数
- 五 その他電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）の事務に関し重要な事項

目 次

	ページ
第Ⅰ部 委員会の運営状況	1
第1章 委員及び特別委員の任命状況	1
第2章 委員会の開催状況	6
第Ⅱ部 紛争処理の状況	9
第Ⅲ部 委員会のその他の活動状況等	12
第1章 政策担当部局等からのヒアリング等	12
第2章 「諸外国における情報通信分野の事業者間紛争処理制度等調査」 の報告	23
第3章 周知広報、利便性向上等のための取組	29
<資料編>	
【資料1】電気通信紛争処理委員会の概要	資-1
【資料2】これまでの紛争処理の概況	資-4
【資料3】これまでの紛争処理終了案件の一覧	資-5
【資料4】紛争処理対象分野の動向	資-14

第Ⅰ部 委員会の運営状況

第1章 委員及び特別委員の任命状況

1 委員の任命

電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）は、電気通信事業、電波の利用又は放送の業務に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する委員5名（任期3年）をもって組織される（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第145条、第147条及び第148条）。

令和元年度においては、委員の任期（3年）が満了したことに伴い、令和元年12月3日に総務大臣より以下の5名の委員が任命された¹。5名のうち3名の委員は新任、2名の委員は再任である。

また、同月26日に開催した第196回委員会において、委員の互選により田村委員が委員長に、荒川委員が委員長代理に選任され、委員会は新たな体制で7期目の活動を開始した。

令和2年3月31日現在の委員は以下の5名である。

【委員】

令和2年3月31日現在

氏 名	役 職 等	任 命 日
たむら こういち 田村 幸一 (委員長)	弁護士 (元高松高等裁判所長官)	令和元年12月3日新任
あらかわ かおる 荒川 薫 (委員長代理)	明治大学総合数理学部長・ 教授	令和元年12月3日再任 (第1期：平成25年4月1日 ～平成25年12月2日) (第2期：平成25年12月3日 ～平成28年12月2日) (第3期：平成28年12月3日 ～令和元年12月2日)

¹ 本任命は、第200回国会で、令和元年11月29日の衆議院本会議及び参議院本会議における同意の議決を得て行われた。

おの たけみ 小野 武美	東京経済大学経営学部教授	令和元年 12 月 3 日再任 (第 1 期：平成 25 年 12 月 3 日 ～平成 28 年 12 月 2 日) (第 2 期：平成 28 年 12 月 3 日 ～令和元年 12 月 2 日)
こづか そういちろう 小塚 莊一郎	学習院大学法学部教授	令和元年 12 月 3 日新任
みお みえこ 三尾 美枝子	弁護士	令和元年 12 月 3 日新任

(退任した委員)

氏 名	役 職 等	任 命 日
なかやま たかお 中山 隆夫 (委員長)	弁護士 (元福岡高等裁判所長官)	(第 1 期：平成 25 年 12 月 3 日 ～平成 28 年 12 月 2 日) (第 2 期：平成 28 年 12 月 3 日 ～令和元年 12 月 2 日)
ひらさわ いくこ 平沢 郁子	弁護士	(第 1 期：平成 25 年 12 月 3 日 ～平成 28 年 12 月 2 日) (第 2 期：平成 28 年 12 月 3 日 ～令和元年 12 月 2 日)
やまもと かずひこ 山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科 教授	(第 1 期：平成 22 年 12 月 3 日 ～平成 25 年 12 月 2 日) (第 2 期：平成 25 年 12 月 3 日 ～平成 28 年 12 月 2 日) (第 3 期：平成 28 年 12 月 3 日 ～令和元年 12 月 2 日)

(注) 役職は、退任時のものである。



＜辞令交付式の様子＞

2 特別委員の任命

委員会には、委員のほか、あっせん若しくは仲裁に参加させ、又は特別の事項を調査審議させるため、総務大臣が任命する特別委員（任期2年）を置いている（電気通信紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）第1条）。

令和元年度においては、特別委員の任期（2年）が満了したことに伴い、令和元年11月30日に総務大臣より以下の8名の特別委員が任命された。8名のうち、2名の特別委員は新任、6名の特別委員は再任である。

令和2年3月31日現在の特別委員は以下の8名である。

【特別委員】

令和2年3月31日現在（五十音順）

氏 名	役 職 等	任 命 日
あおやぎ ゆか 青 柳 由 香	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院准教授	令和元年11月30日再任 (第1期：平成27年11月30日 ～平成29年11月29日) (第2期：平成29年11月30日 ～令和元年11月29日)

あら い こう 荒井 耕	一橋大学大学院 経営管理研究科教授	令和元年 11 月 30 日再任 (第 1 期：平成 25 年 11 月 30 日 ～平成 27 年 11 月 29 日) (第 2 期：平成 27 年 11 月 30 日 ～平成 29 年 11 月 29 日) (第 3 期：平成 29 年 11 月 30 日 ～令和元年 11 月 29 日)
おおはし ひろし 大橋 弘	東京大学大学院経済学研究 科教授 東京大学公共政策大学院 副院長・教授	令和元年 11 月 30 日再任 (第 1 期：平成 27 年 11 月 30 日 ～平成 29 年 11 月 29 日) (第 2 期：平成 29 年 11 月 30 日 ～令和元年 11 月 29 日)
さな だ ゆきとし 眞田 幸俊	慶應義塾大学理工学部 電子工学科教授	令和元年 11 月 30 日再任 (第 1 期：平成 29 年 11 月 30 日 ～令和元年 11 月 29 日)
しらやま しんいち 白山 真一	公認会計士 上武大学ビジネス情報学部 国際ビジネス学科教授	令和元年 11 月 30 日新任
すぎやま えつこ 杉山 悦子	一橋大学大学院法学研究科 教授	令和元年 11 月 30 日新任
やいり いく こ 矢入 郁子	上智大学理工学部 情報理工学科准教授	令和元年 11 月 30 日再任 (第 1 期：平成 27 年 11 月 30 日 ～平成 29 年 11 月 29 日) (第 2 期：平成 29 年 11 月 30 日 ～令和元年 11 月 29 日)
よしば ひろこ 葭葉 裕子	弁護士	令和元年 11 月 30 日再任 (第 1 期：平成 29 年 11 月 30 日 ～令和元年 11 月 29 日)

(退任した委員)

氏 名	役 職 等	任 命 日
こづか そういちろう 小塚 莊一郎	学習院大学法学部教授	(第1期：平成23年11月30日 ～平成25年11月29日) (第2期：平成25年11月30日 ～平成27年11月29日) (第3期：平成27年11月30日 ～平成29年11月29日) (第4期：平成29年11月30日 ～令和元年11月29日)
わかばやし かず こ 若林 和子	公認会計士	(第1期：平成23年11月30日 ～平成25年11月29日) (第2期：平成25年11月30日 ～平成27年11月29日) (第3期：平成27年11月30日 ～平成29年11月29日) (第4期：平成29年11月30日 ～令和元年11月29日)

(注1) 役職は、退任時のものである。

(注2) 小塚特別委員(当時)は、令和元年12月3日に電気通信紛争処理委員会委員に任命された。

第2章 委員会の開催状況

令和元年度は、以下のとおり11回の委員会を開催した。

会合	日 付	議 事 等
第190回	平成31年 4月22日～24日	平成30年度年次報告の決定及び総務大臣に対する報告について ※文書審議（電気通信紛争処理委員会運営規程（平成13年電気通信事業紛争処理委員会決定第1号）第2条第2項に基づく審議）により開催。
第191回	令和元年 5月14日	1 株式会社NTTドコモによる5G関連展示の説明等について 2 日本テレビ放送網株式会社の放送施設の視察 ＜視察の様子＞
第192回	6月25日	1 「ネットワーク中立性に関する研究会 中間報告書」について 2 「プラットフォームサービスに関する研究会 中間報告書」の概要について

第 193 回	7 月 30 日	1 「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会中間報告書（案）」について 2 諸外国における情報通信分野の事業者間紛争処理制度等について
第 194 回	9 月 18 日	「電気通信事業分野における市場検証（平成 30 年度）年次レポート」について
第 195 回	11 月 12 日	1 「移動通信分野におけるインフラシェアリングに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」について 2 ADR の意義と将来
第 196 回	12 月 26 日	1 委員長代理の指名 2 あっせん委員及び仲裁委員対象者の指定について 3 第 5 世代移動通信システム（5G）の今と将来展望について ＜委員会の様子＞ ※1 第 196 回委員会に先立ち、委員の互選により田村委員が委員長に選任された。 ※2 第 196 回委員会に併せ、委員任命に係る辞令交付式が執り行われた。
第 197 回	令和 2 年 2 月 4 日	日本通信株式会社から申請のあった卸電気通信役務の提供に係る裁定の諮問について

第 198 回	2 月 20 日	日本通信株式会社から申請のあった卸電気通信役務の提供に係る裁定の諮問に関する審議について
第 199 回	3 月 3 日	日本通信株式会社から申請のあった卸電気通信役務の提供に係る裁定の諮問に関する審議について
第 200 回	3 月 25 日	日本通信株式会社から申請のあった卸電気通信役務の提供に係る裁定の諮問に関する審議について

第Ⅱ部 紛争処理の状況

委員会は、次の３つの機能を有している。

- ① 電気通信事業者間、電気通信事業者とコンテンツ配信事業者等との間、ケーブルテレビ事業者等と地上基幹放送（地上テレビジョン放送）事業者との間等の紛争に対し、「あっせん」や「仲裁」を実施すること（電気通信事業法第１５４条から第１５７条の２まで、電波法（昭和２５年法律第１３１号）第２７条の３５及び放送法（昭和２５年法律第１３２号）第１４２条）
- ② 総務大臣が、接続協定等の細目の裁定、業務改善命令等を行う際、総務大臣から諮問を受け、審議・答申を行うこと（電気通信事業法第１６０条、放送法第１４４条）
- ③ あっせん・仲裁や諮問に対する審議・答申に関し、競争ルールの改善等について意見があれば、総務大臣に対し勧告を行うこと（電気通信事業法第１６２条）

また、事務局に事業者等相談窓口を設けて、事業者間の紛争に関する相談や問合せに対応している。

なお、委員会の機能等については資料編の【資料１】、これまで委員会で取り扱った紛争処理の概況については資料編の【資料２】のとおりである。

１ あっせん・仲裁の処理件数

令和元年度に委員会が受けたあっせん・仲裁の申請はなく、処理が継続又は終了した案件もなかった。

２ 審議・答申

令和元年度中、卸電気通信役務の提供に係る裁定について総務大臣からの諮問が１件あり、令和２年３月３１日現在、委員会において審議中である。

事 案	諮 問	処理状況
諮問第１１号	令和２年２月４日	審議中

裁定申請の概要は、次のとおりである。

(1) 当事者

- ・日本通信株式会社（申請者）（以下「日本通信」という。）
- ・株式会社ＮＴＴドコモ（以下「ドコモ」という。）

(2) 申請の理由

ドコモの音声通話サービスに係る卸電気通信役務「以下「卸役務」という。」の提供について、協議が不調のため

(3) 裁定を求める事項

ドコモの音声通話サービスに係る卸役務の提供に関し、総務大臣に対して以下の事項について裁定を求めるもの。

1. ドコモに対し、音声通話サービスを能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で、本件申請の申請人である日本通信に卸役務として提供すべきとの裁定を求める。
2. 前記1. で求める事項を具現化した卸役務の一つとして、ドコモが現在「かけ放題オプション」及び「5分通話無料オプション」の名称で利用者に提供している音声通話料の定額サービスを、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で、日本通信に提供すべきとの裁定を求める。

3 勧告

令和元年度中、総務大臣への勧告は行わなかった。

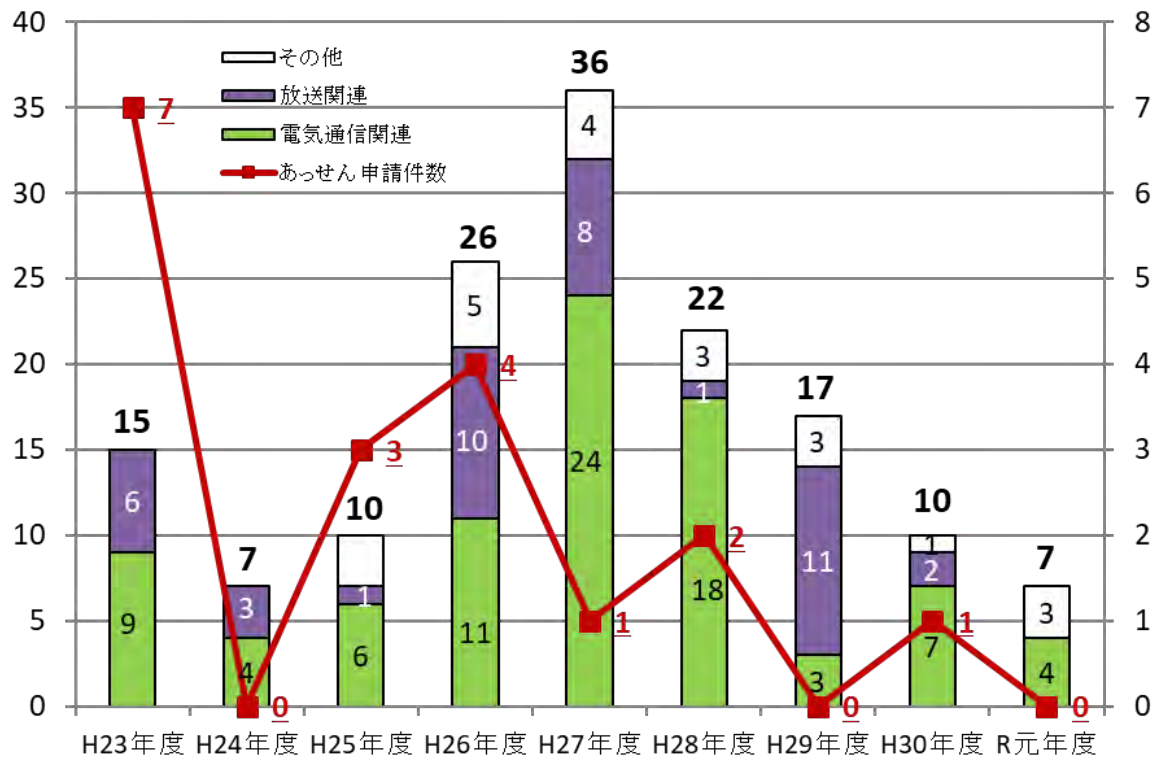
4 事業者等相談窓口における相談

令和元年度においては、事業者等相談窓口において、7件の相談及び問合せを受けた（平成30年度は10件）。相談内容ごとの受付件数及び相談対応結果は、次のとおりである。

相 談 内 容	受 付 件 数
① 卸電気通信役務の提供	1 件
② その他電気通信に係る契約	2 件
③ 手続きの照会	1 件
④ その他	3 件
計	7 件

※ 同一案件に係る複数回の相談を含む。

(参考) 相談件数 (平成 23 年度～令和元年度)



相談対応結果	件 数
① あっせん等の申請があった	0 件
② 事業者間の協議等が進捗し解決した	0 件
③ 事業者間協議を継続することとなった	0 件
④ 事業者の判断により、協議の継続等を行わないこととした	0 件
⑤ 手続に関する説明を行った	1 件
⑥ その他	6 件
計	7 件

※ 同一案件に係る複数回の相談を含む。

第Ⅲ部 委員会のその他の活動状況等

第1章 政策担当部局等からのヒアリング等

委員会は、急速に変化しながら発展を続ける電気通信分野の市場環境や政策動向等を平素から十分に把握し、具体的紛争事案の提起に備える必要がある。

このため、令和元年度には、委員会において次のとおり、政策担当部局等から関係分野に関する情報収集等を行った。

1 政策担当部局からのヒアリング

(1) 令和元年6月25日 第192回委員会

総合通信基盤局から「ネットワーク中立性に関する研究会中間報告書」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

- ・ コンテンツの大容量化やI o T機器の普及などによるインターネットトラフィックの急増・多様化や、通信に関する様々なビジネスモデルの登場等により、近年、ネットワークをめぐる環境が大きく変化してきていることを踏まえ、ネットワーク利用及びコスト負担の公平性や透明性確保の在り方等を検討するため、「ネットワーク中立性に関する研究会」（座長：森川 博之 東京大学大学院工学研究科教授）を開催した。
- ・ 本研究会では、インターネットが果たしてきた役割を再度確認し、誰もが自由に活動できる共通基盤として、引き続きインターネットのオープン性を維持するためには、ネットワーク中立性の確保が重要だという議論がなされ、ネットワーク中立性が確保されているかどうかを判断する上で、以下の5点を基本的視点としながら、具体的なルールについて検討することとした。
 - ① ネットワークの利用の公平性の確保
 - ② ネットワークのコスト負担の公平性の確保
 - ③ 十分な情報に基づく消費者の選択の実現
 - ④ 健全な競争環境の整備を通じた電気通信サービスの確実かつ安定的な提供の確保
 - ⑤ イノベーションや持続的なネットワーク投資の促進
- ・ 上記の5点を基本的視点としながら、①帯域制御に関するルール、②優先制御に関するルール、③ゼロレーティングやスポンサードデータに関するルールの3つのルールについて、論点を整理、さらに、ネットワーク中立性確保のための体制等の整備として、ネットワークへの持続的投資の確保及びモニタリング

体制の整備について、論点を整理の上、取組の方向性を取りまとめた。

（２）令和元年６月２５日 第１９２回委員会

総合通信基盤局から「プラットフォームサービスに関する研究会」中間報告書概要について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

- ・ 近年、プラットフォーム事業者が大量の利用者情報を活用してサービスを提供していること等を踏まえ、利用者情報の適切な取扱いの確保の在り方、オンライン上のフェイクニュースや偽情報への対応等について検討を行うため、「プラットフォームサービスに関する研究会」（座長：穴戸 常寿 東京大学大学院法学政治学研究科教授）を開催し、以下の事項を中心に、政策対応上解決すべき課題を抽出した。
 - ① 利用者情報の適切な取扱いの確保に係る政策対応に関し、国外プラットフォーム事業者が我が国の利用者を対象として通信サービスを提供する場合における電気通信事業法に定める通信の秘密の保護規定の適用及びその履行確保に係る共同規制的なアプローチを含めた適切な方策の実現のための法整備等に向けた整理。
 - ② 電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能の一体化や連携・融合の進展を踏まえ、通信の秘密・プライバシーの保護の観点からの規律（ガイドライン等）の適用範囲・対象の見直し・明確化に向けた整理。
 - ③ フェイクニュースや偽情報に係る政策対応に関し、民間部門における自主的な取組を基本として、ファクトチェックの仕組みやプラットフォーム事業者とファクトチェック機関との連携などの自浄メカニズム等について検討を深めるなど、具体的な施策の方向性の検討に向けた整理。
- ・ 上記３点の解決すべき課題をさらに深めて、令和元年１２月までに最終報告書を取りまとめる予定。

（３）令和元年７月３０日 第１９３回委員会

総合通信基盤局から「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会」中間報告書（案）について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

- ・ ネットワークの仮想化、５Ｇといった技術の革新、グローバル化の進展など市場の変化、我が国の社会構造の変化など、これまでのネットワーク構造やサー

ビスを前提とした電気通信事業分野における競争ルールや基盤整備、消費者保護等の在り方についての見直しが急務となっている。

- このような大きな変化に迅速かつ柔軟に対応するため、これまでの政策について包括的に検証した上で、2030年頃を見据えた新たな電気通信事業分野における政策の在り方について検討を行う必要があることから、2018年8月に「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」について情報通信審議会に諮問を行い、2030年を見据えたネットワークビジョンを踏まえた電気通信政策の在り方として、①通信ネットワークにおける仮想化の進展への対応、②他者設備の利用の進展への対応、③市場の融合の進展への対応、④グローバル化の進展への対応といった取組の方向性が示された。
- 2030年を見据えたネットワークビジョンを巡る個別の政策課題として、
 - ① 情報通信基盤の整備等の在り方
 - ② モバイル市場の競争環境の確保の在り方
 - ③ 消費者保護ルールの在り方
 - ④ ネットワーク中立性の在り方
 - ⑤ プラットフォームサービスに関する課題への対応の在り方が検討された。
- また、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号）附則第9条において、施行後3年後に、その施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされており、①電気通信事業の公正な競争の促進、②電気通信サービスの利用者の保護、③ドメイン名の名前解決サービスに関する信頼性等の確保について、施行状況と対応を取りまとめた。

（４）令和元年９月１８日 第１９４回委員会

総合通信基盤局から「電気通信事業分野における市場検証（平成30年度）年次レポート」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

- 電気通信事業分野における市場動向の分析・検証を充実させ、電気通信事業者の業務の適正性等に関するモニタリング機能の強化等を図るに当たり、客観的かつ専門的な見地から助言を得ることを目的として設置されている、学識経験者等で構成する電気通信市場検証会議（座長：大橋 弘 東京大学大学院経済学研究科教授・東京大学公共政策大学院副院長）から助言を得て、「電気通信事業分野における市場検証（平成30年度）年次レポート」を令和元年8月29日に公表した。

- ・「年次レポート」では、移動系通信市場や固定系ブロードバンド市場における小売・卸売市場別の契約数及び事業者別シェアに関するデータや利用者向けアンケート結果等に基づき、電気通信市場における競争状況の分析を行っている。
- ・また、電気通信事業者の業務の適性等の確認に係る実施方針として、電気通信事業法の実効性を確保するため、電気通信事業者における法令・ガイドラインの遵守状況やサービス提供に係る課題等の確認を実施した。平成30年度は、3つの事項（①固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等、②移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等、③移動系通信における禁止行為規制に関する業務の状況等）を中心に確認を行った。
- ・電気通信市場における競争状況の分析、電気通信事業者の業務の適正性等の確認の結果を踏まえ、事業者間の公正競争の確保及び利用者利便の向上の観点から固定系通信市場及び移動系通信市場のそれぞれについて検証を実施し、重要となる課題等を整理した。
- ・移動系通信市場に関する検証結果
 - ①楽天モバイルのMNO算入により事業者間の競争が促進されることが期待される一方、契約数は既に頭打ち状態であり、この分野において新規需要を大きく喚起することは困難。
 - ②利用者のスイッチングコストの低減に向けた取組を実施する必要性は非常に大きい。
 - ③今般の電気通信事業法の一部改正により、期間拘束などの行き過ぎた囲い込みの是正のための制度は整備されたが、引き続き市場における競争環境を注視し、必要に応じて適切な対応をとることが求められる。
 - ④移動系通信市場においては、通信モジュールとそれ以外との間での成熟度に大きな違いが見られることから別々に市場確定をした上での分析が必要であると考ええる。
- ・固定系通信市場に関する検証結果
 - ①NTT東西のサービス卸の提供において、電気通信事業法上問題となる行為は確認されなかったが、引き続き注視が必要。
 - ②サービス卸の事業者変更に要するコストが低下するため、市場における競争状況に大きな変化が生じる可能性があることから、市場における競争状況や事業者によるサービスの提供条件等について注視する。
- ・なお、令和元年度以降も市場検証の取組を引き続き実施するに当たり、最近の電気通信事業分野を取り巻く環境変化等を踏まえた当面の重点事項等についての基本的な考え方について示した「電気通信事業分野における市場検証に関す

る基本方針」（令和元年８月２９日）を定めたところである。

（５）令和元年１１月１２日 第１９５回委員会

総合通信基盤局から「移動通信分野におけるインフラシェアリングに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

- ・携帯電話等の移動通信サービスの提供においては、広範な地域に相当多数の基地局を設置することが必要。特に５Ｇの導入に当たっては、基地局の小セル化や多セル化が必要となるが、鉄塔の設置場所やビル等の物理スペースは限られており、また、景観上の問題等で新たな鉄塔等の設置が制限される場合もあるため、ビル屋上やルーラルエリア等の屋外において鉄塔等の設備を他人に使用させ、又は複数事業者間で共同で使用する「インフラシェアリング」がこれまで以上に重要である。
- ・本ガイドラインは、上記を踏まえ、インフラシェアリングの活用による移動通信ネットワークの円滑な整備を推進する観点から、電気通信事業法及び電波法の適用関係について明確化を図るもの。
- ・インフラシェアリング事業は、その使用させる設備等の範囲に応じ、多様な事業形態（ビジネスモデル）が存在しており、これにより電気通信事業法及び電波法の適用関係が異なることから、その使用させる設備等の範囲に応じ、①土地、建物、鉄塔等の工作物等の電気通信設備以外の設備を一又は二以上の移動通信事業者の使用させる事業形態、②空中線、基地局装置、基地局のエントランス回線等の電気通信設備を一又は二以上の移動通信事業者の使用させる事業形態に分類し、以下の事項について整理。

（１）鉄塔等の使用に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係

- ① 事業開始に必要な手続
- ② 提供形態
- ③ 提供条件等
- ④ 協議が調わなかった場合の手続

（２）電気通信設備の使用に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係

- ① 事業開始に必要な手続
- ② 提供形態
- ③ 提供条件等
- ④ 協議が調わなかった場合の手続

（３）工作物及び電気通信設備の使用に共通の取扱い

- ① 工作物等と電気通信設備を一体的に使用させる場合の取扱い
 - ② 協議における事業計画等の聴取範囲の明確化
 - ③ インフラシェアリング事業者コンタクトポイントの明確化
- ・ なお、本ガイドラインは、現時点で想定される移動通信分野におけるインフラシェアリングのビジネスモデルを前提として策定したものであり、技術、サービスの進歩、インフラシェアリングの進展の程度等を踏まえ、必要に応じその内容を見直すものとする。

(6) 令和元年12月26日 第196回委員会

総合通信基盤局から「第5世代移動通信システム(5G)の今と将来展望」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

- ・ 我が国の移動通信システム(携帯電話及び広帯域移動無線アクセスシステム(BWA))の契約数は令和元年6月末時点で約1億8,018万に達し、移動通信トラフィックは1年で1.2倍となっており、今後も増加が見込まれるところ、これに対応するため、4Gの高速化が期待されるほか、5Gの開設計画が認定され、令和2年春より商用サービスが開始された。
- ・ 5Gは超高速、超低遅延、多数同時接続の3つの特長を有する。従来の移動通信システムは、携帯電話サービスとしての利用が主であり、産業用途は比較的限られていたが、5Gは、医療、農業、建設など、上記の特長を活かした様々な産業分野における利活用を通じて、AI/IoT時代のICT基盤として産業構造の変革につながると期待されている。
- ・ 具体的には、高精細映像を用いた遠隔医療の実現、自宅からの畜産・農業管理や建機の遠隔操作などによる働き方改革、各種センサー等からの情報収集による防災、自動運転の実現による地方での移動手段の確保など、様々な形で社会が変化することが期待される。
- ・ なお、諸外国の動向としては、米国、韓国では令和元年4月から、欧州では5月から、中国では11月からサービスが開始されている。日本のサービス開始時期は令和2年春頃であるが、光ファイバの整備等が進んでおり急速な全国展開が期待される。
- ・ 我が国の5Gの展開としては、①全国5Gの周波数の割当て、②ローカル5Gの実現、③5Gの利用促進の3本柱で取組を進めていく。①については、令和元年4月に開設計画の認定を行った。5Gでは、都市部・地方を問わず、事業可能性のあるエリアを広範にカバーすることとしており、認定の際は、5Gの特性をいかした多様なサービスの広範かつ着実な普及等を確保するための条件を付して

いる。(NTTドコモ、KDDI／沖縄セルラー電話、ソフトバンク及び楽天モバイルの4者から5Gの開設計画の認定申請があり、審査結果を踏まえ、開設計画の認定を行うとともに周波数割当てを実施。)

- ②のローカル5Gについては、地域や産業の個別のニーズに応じて、地域の企業や自治体等の様々な主体が、自らの建物内や敷地内でスポット的に柔軟にシステムを構築することが可能である。このため、使用用途に応じて必要となる性能を柔軟に設定することが可能であるほか、他の場所での通信障害や災害の影響を受けにくいなどといった特長がある。
- ローカル5Gについては、一部の周波数については先行して、令和元年12月に制度化を行い、他の周波数については令和2年12月の制度化を目指している。
- ローカル5Gの概要、免許の申請手続、事業者等との連携に対する考え方等を明確化するため、制度改正と併せてガイドラインを令和元年12月に公表した。
- ③については、Society 5.0時代を迎え、5GをはじめとするICTインフラ整備支援策と5G利活用促進策を一体的かつ効果的に活用し、ICTインフラをできる限り早期に日本全国に展開するため、「ICTインフラ地域展開マスタープラン」を策定。条件不利地域のエリア整備を含め、特に地方のICTインフラの整備を加速する。
- このようなインフラ整備に加え、平成29年度から令和元年度の3年間実施した5G総合実証試験の成果も踏まえ、令和2年度からは地域課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証を実施し、具体的な地域の課題解決に資するローカル5G等の利活用モデルの構築に取り組む。

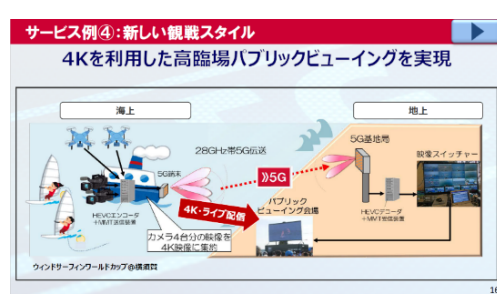
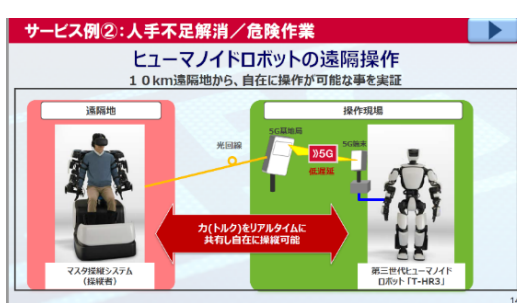


2 委員会における施設視察等（令和元年5月14日 第191回委員会）

（1） 株式会社NTTドコモより、5G関連の展示を含めた取組状況の説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

- ・ 5Gの時代が到来した場合、どのような世界が実現するのか、イメージビデオを紹介。
- ・ 従来、個人の生活を豊かにすることに主眼が置かれていたが、5Gは、様々な産業とのコラボレーションにより世界が変わってくるものと考えられる。4Gまでは、特に大容量・高速というのが大きな特徴であったため、主にユーザーが多い都市部を中心に展開してきたが、5Gは様々な産業とのコラボレーションが大きく期待されることから、地方・郊外を含めニーズがあれば積極的に展開したい。
- ・ 5Gの主な特徴として、大容量・高速、低遅延、多数接続の3点があげられる。NTTドコモとしては、これらの特徴をいかして各産業のパートナー企業と協力して新しい価値を生み出す、造語ではあるが、「協創」を進めていきたい。
- ・ 現在の具体的な取組としては、「5Gオープンパートナープログラム」を開始。国内外に5Gの実験環境を用意し、パートナー企業2,600社とともに、またパートナー企業同士での「協創」に向けた取組を実施。
- ・ 上記2,600社のパートナーには、ほぼ全ての業種の企業等が参加しているが、特徴的なのは、地方自治体も多く参加している点であり、地方創生といった課題についても取り組んでいく。
- ・ 想定されるユースケースとして、建設現場の働き方改革や、緊急時の遠隔医療、スポーツ観戦における活用例のビデオを紹介。



(2) 日本テレビ放送網株式会社の放送施設（東京スカイツリー）の視察を行い、意見交換を行った。

※ 当事者又は第三者の権利、利益を害するおそれがあるため、電気通信紛争処理委員会運営規程第16条第1項の規定に基づき非公開で開催した。

3 有識者からのヒアリング（令和元年11月12日 第195回委員会）

山本 和彦前委員（一橋大学大学院法学研究科教授）から「ADRの意義と将来」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

- ADRは、紛争解決方式又は紛争解決を行う機関の種別により分類することが一般的であるが、いずれにせよ、最終的には両当事者が合意して紛争を解決するというのがADRの特色であり、裁判と最も大きく異なる点といえる。
- ADRは強制力を持たない形で紛争を解決することから、民間団体の参入も可能であり、紛争解決を行う機関の種別として、司法型・行政型・民間型に分類される。日本のADRの一つの特徴として、行政型ADRが比較的様々な分野で設けられている点があげられる。
- ADRのメリットとしては、相対交渉と比較して、中立的な第三者が関与することにより、紛争解決の中立性・公平性が確保できる点がよく指摘される。また、訴訟と比較して、簡易・迅速・安価であり、秘密を確保しつつ柔軟な解決結果をえることが可能である点も指摘される。
- このように、ADRのメリットは多くある一方で、従来、必ずしも十分に活用されているとは言えない。その主な原因として、認知度が低いこと、裁判と比較した場合に相対的に信頼度が低いこと、制度的な使い勝手が悪いこと、があげられる。
- 制度的な課題についてはADR法が制定されているが、今なおADRの利用は活発であるとはいえない状況。実際の活動結果を見ると、解決率が50%を超え、解決に要する期間も約半数が3ヶ月以内、4分の3が6ヶ月以内と非常に迅速であり、善戦していると評価できるが、認知度向上が大きな課題であり、様々な相談機関との連携を図ることも重要。
- ADRの将来に関しては、オンラインのADR、IT又はAIを活用した紛争解決の問題について注目している。ITを活用したADRは、最近、「ODR : Online Dispute Resolution」と言わ

れ、広義のODRは、民事紛争の解決にICTを活用することを指し、狭義のODRは、特にプラットフォーム企業における対企業又は顧客間の苦情紛争解決を指す。広義のODRが展開していくことにより今後の紛争解決の在り方が大きく変容していく可能性があるのではないかと考えられる。

- ADRにおけるAIの活用可能性については、現在、グローバルで議論がなされており、紛争解決の分野での「誰も取り残されない社会」を目指し、全ての人に司法アクセスを提供することがSDGsの中でも提言され、OECD等でも「正義へのアクセス（Access to Justice）」が重点的な課題として議論されている。
- このような世界的潮流を受け、我が国でもオンラインでの紛争解決、IT化を積極的に進めていくことがいろいろな場所で議論されているが、「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）を受ける形で裁判手続のIT化の具体化に向けた議論が行われている。また、内閣官房に設置されている「裁判手続等のIT化検討会」では、裁判手続を全面的にIT化するというかなり野心的な提案がされている。このように、紛争解決の基幹的なものである裁判のIT化が図られていくことは、ADRを含めた日本に存在する全ての紛争解決機関に大きな影響を及ぼしていくものと考えられる。
- また、「成長戦略フォローアップ」（令和元年6月21日閣議決定）では、正面からIT・AIを活用した裁判外紛争解決手続などの民事紛争解決の利用拡充・機能強化に関する検討を行うことが提言され、内閣官房に「ODR活性化検討会」が設置され議論が進められているところ。
- 早い段階から顧客間の紛争解決にODRを活用している海外のプラットフォーム企業は全世界で、非常に小さな紛争（商品イメージが異なる等）も含めて年間6,000万件の紛争を解決していると言われており、他の大手Eコマースプラットフォームなどもこれに追随しているが、日本はこの面では現時点ではやや遅れているところがある。このような取組が日本でもやがて普及してくれば、日本人の紛争解決に対する意識を大きく変えていくことになるのではないかと考えられる。
- 将来的に、一方で裁判がIT化して他方で民間ADRがODRを実装して活動していくことになれば、行政ADRに対しても社会的にそのような要請が強くなっていくのではないかと考えられる。

<講師紹介>

山本 和彦（一橋大学大学院法学研究科教授）

御経歴：

昭和59年 3月 東京大学法学部卒業

4月 同 法学部助手

62年 6月 東北大学法学部助教授

平成 8年 4月 一橋大学法学部助教授

12年 4月 同 大学院国際企業戦略研究科教授

13年 4月 同 大学院法学研究科教授

21年11月 電気通信事業紛争処理委員会特別委員（非常勤）

22年12月 電気通信事業紛争処理委員会委員¹（非常勤）



（令和元年12月退任）

¹ 平成23年6月電気通信紛争処理委員会に改称

第2章 「諸外国における情報通信分野の事業者間紛争処理制度等調査」の報告

委員会では、紛争処理を行う際の基礎資料とするために、事務局において実施した「諸外国における情報通信分野の事業者間紛争処理制度等調査」の概要について、第193回委員会(令和元年7月30日)で報告を受け意見交換を行った。

【説明の概要】

本件調査では、情報通信分野の事業者間紛争処理に関し、諸外国等(米国、EU、英国、仏国、韓国)の体制や制度、紛争事案の実績、事例等について調査を行った。

1. 米国の紛争処理制度

(1) 州際・国際通信における紛争処理

① 紛争処理機関

電気通信・放送分野における独立規制機関である連邦通信委員会(FCC)の市場紛争調停部門(MDRD)が担当。

② 紛争処理制度

- ・公衆電気通信事業者、無線事業者、国際通信事業者が通信法に違反している可能性があるとして、事業者や組織による申立てが可能(通信法第208条)。
- ・電気通信事業者やケーブルテレビ事業者の電柱架設について、料金、規定、条件に関する申立てが可能(通信法第224条)。

(2) 州内通信における紛争処理

① 紛争処理機関

州内公益事業(電気通信・電力・ガス・水道事業等)の規制監督権限を持つ各州の公益事業委員会(PSC/PUC)が担当。

② 紛争処理制度

- ・既存市内電気通信事業者(ILEC)と競争的市内通信事業者(CLEC)の間の相互接続に関する紛争は各州PSC/PUCが調停・裁定(通信法第252条)。
- ・交渉の過程で相違が生じた場合は、PSC/PUCによる調停が可能。また、紛争が発生した場合は、当事者は無料でPSC/PUCによる裁定を申請することが可能。
- ・PSC/PUCが紛争処理措置を行わなかった場合、FCCが措置を講ずることが可能。

(3) 近年の紛争処理件数（裁定事例）

第208条に基づく処理	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
事業者間紛争	2	2	4	3	3
消費者・事業者間紛争	1	1	0	0	0
合計件数	3	3	4	3	3

第224条に基づく処理	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
合計件数	3	7	2	3	0

(4) 近年の紛争処理事例

通信法第208条に関する事例として、移動体通信事業者とAT&Tの間の携帯電話ローミングに関する命令（2016年）、市内地域事業者とAT&Tの間のCEAサービス料金（長距離通信事業者と市内通信事業者間で電話を接続するサービス）に関する命令（2017年）などがある。また、通信法第224条に関する事例として、ILECと電力事業者の間の電柱架設に関する紛争（2017年）などがある。

2. EUの紛争処理制度

(1) EU域内の国内紛争処理

① 紛争処理機関

EU加盟国の国内規制機関（NRA）が担当。

② 紛争処理制度（欧州電子通信コード指令第26条）

- ・加盟国はあっせんなどの紛争解決の仕組みを整えることが求められる。
- ・あっせんなどで4か月以内に解決できない場合、NRAは拘束力のある決定を行わなければならない。

(2) EU域内の国際紛争処理

① 紛争処理機関

加盟国の電気通信規制機関の代表者で構成される欧州電子通信規制者団体（BEREC）が担当。

② 紛争処理制度（欧州電子通信コード指令第27条）

- ・NRAはBERECに紛争処理を図るための意見を求めることが可能。この場合、BERECは原則4か月以内に紛争処理の措置に関する意見を公表。例外を除き、NRAは紛争処理の措置を講じる前にBERECによる意見公表を待たなければならない。
- ・NRAが事業者に課す義務は、BERECにより採択された意見を最大限に考慮したものでなければならない。

※本件調査では国際紛争処理にBERECが関与したケースは確認できなかった。

3. 英国の紛争処理制度

(1) 紛争処理機関

通信及び放送分野の規制機関である通信庁（Ofcom）が担当。

(2) 紛争処理制度

① 2003年通信法第3章に基づく紛争処理

- ・Ofcomは、電子通信ネットワークのアクセス及び権利、周波数の管理の履行に関する規制上の紛争処理を行う。
- ・Ofcomに対して、紛争処理申請受付から4か月以内の最終決定を義務付け。

② 2016年通信（インフラアクセス）規制（ATI規制）に基づく紛争処理

- ・通信事業者は、電力・ガス・水道及び道路事業者等が所有する管路・鉄塔等のインフラへのアクセスに関し、Ofcomへ紛争処理の申請が可能。
- ・Ofcomに対して、紛争処理申請受付から4か月以内の最終決定を義務付け。

(3) LLU（ローカルループアンバンドリング）に関する紛争

① OTA2（Office of Telecom Adjudicator 2）

- ・LLUの促進を目的として、Ofcomが任命する仲裁人（5人）により構成される組織であり、LLUに関する紛争処理を担当。
- ・当事者は、仲裁人による審決に拘束される。
- ・通信サービス事業者は「OTA2の覚書」を締結することにより紛争処理の対象となる。

② 紛争処理手続

- ・LLUに関する協議の合意に向けて支援し対話を促進。対話で解決しなかった場合は審決する。

(4) 近年の紛争処理件数（Ofcomによるもの）

年度（4月～3月）	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
申請件数	6	4	2	3	0
前年以前からの継続案件	5	4	0	0	0
解決件数	3	8	2	2	0
非処理案件	8	0	0	1	0

(5) 近年の紛争処理事例

MVNOとMNOであるVodafoneの間の代替的ローミングプロバイダーにおける接続料金等に関する決定(2014年)、電気通信事業者5社とBTの間の卸売イーサネットサービスに係る料金設定に関する紛争(2017年)などがある。

4. 仏国の紛争処理制度

(1) 相互接続・アクセス契約に関わる紛争

① 紛争処理機関

通信分野の独立規制機関である電子通信・郵便規制機関(ARCEP)が担当。

② 紛争処理制度(郵便・電子通信法典第L36-8条)

- ・相互接続・アクセス条件の不一致、公衆無線網共有に関する係争、ネット中立性に関する係争を対象。
- ・通信網運用事業者、通信サービス事業者、地方自治体(ブロードバンド網構築を主導する自治体)が提訴可能。
- ・申立ての受理から決定発効までの期間は原則4か月以内。
- ・相手方の違反行為が重大であれば、通信網の運用に支障ない範囲で保全措置適用が可能。

(2) 市場支配的事業者に関する紛争

① 紛争処理機関

通信分野を含む産業界全体の公正競争環境整備を司る機関である競争機関が担当。

② 紛争処理制度(商法典第L463-2条～第L463-9条)

- ・市場支配的事業者の支配力濫用による他事業者の市場参入・商業活動阻害に関わる紛争を取り扱う。
- ・市場支配的事業者がその地位を利用し他事業者に不当な契約条件を強要したケースは、ARCEPから競争機関に処理を依頼することが可能。

(3) 近年の紛争処理件数

ARCEPによる処理	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
処理件数	2	5	4	0	3
相手方に対する決定事項の通知	2	5	2	0	1
申立ての不受理	0	0	0	0	0

申立ての取下げ	0	0	2	0	2	
競争機関による処理	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年
処理件数	1	4	2	1	0	1
相手方に対する決定事項の通知	0	3	2	1	0	1
申立ての不受理	1	1	0	0	0	0
申立ての取下げ	0	0	0	0	0	0

(4) 近年の紛争処理事例

A R C E Pによる取扱事例として、移動体通信事業者とオレンジの間の光ファイバ等の相互接続条件の改変に関する紛争（2015年）、移動体通信事業者間の基地局使用条件に関する紛争（2015年）などがある。また、競争機関による取扱事例として、電話番号案内事業者とG o o g l e間の広告配信サービス提供における市場支配力濫用に関する紛争（2019年）などがある。

5. 韓国の紛争処理制度

(1) 紛争処理機関

- ・通信と放送分野の規制及び利用者保護等を所掌する放送通信委員会（K C C）が担当。
- ・電気通信分野の事業者間及び事業者・消費者間、放送事業者間の紛争について、それぞれ担当部門を設置。

(2) 紛争処理制度

① 裁定（電気通信事業法第45条）

- ・相互接続・卸売提供協議不調の場合などに90日間（最大180日間）で裁定。
- ・裁定に対し60日以内に訴訟を起こさない限り合意したものとみされる。

② あっせん（電気通信事業法第46条）

- ・当事者間の自主的解決が見込まれる場合や少額の損害賠償については、裁定申請がなされた後、あっせん手続が行われる。
- ・紛争が解決できずあっせんが中断した場合は裁定手続が再開される。

(3) 近年の紛争処理件数

	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
裁定申請件数*	10	15	12	14	63	20	63	39
裁定審決件数*	0	0	0	1	6	0	7	
事業者間裁定審決	0	0	0	0	0	0	1	0
事業者・利用者間 裁定審決	0	0	0	1	6	0	6	

* 事業者、事業者利用者間の合計

(4) 近年の紛争処理事例

通信機器・部品卸売企業とMNOであるLG U+の間で発生した移動通信サービス卸売提供協定の不調（2017年）などがある。

第3章 周知広報、利便性向上等のための取組

委員会の認知度及び利便性の向上等のため、次の取組を行った。

1 講演会における委員会業務説明

一般社団法人テレコムサービス協会と連携し、令和元年5月29日に大阪府大阪市において開催された近畿支部総会（主催：同支部）、同月31日に愛媛県松山市において開催された四国支部総会（主催：同支部）、同年8月に開催されたMVNO委員会において、電気通信事業者等に対し、委員会の概要、あっせんの手続、事業者等相談窓口等について、事務局職員による説明を行った。

そのほか、総合通信局等主催の講演会等において委員会のパンフレットを配布した。

2 総合通信局等を通じた周知等

令和元年11月14日の情報通信部長等会議において、総合通信局等に対し、事務局から委員会の周知について協力依頼を行った。

総合通信局等においては、管区内の通信・放送事業者を対象に、講演会やイベント等における委員会のパンフレットの配布等を行うとともに、総合通信局庁舎内に委員会のパンフレットを設置し、ホームページに委員会のバナーやURLを掲載する等の取組が行われている。

3 電気通信事業者への資料の送付

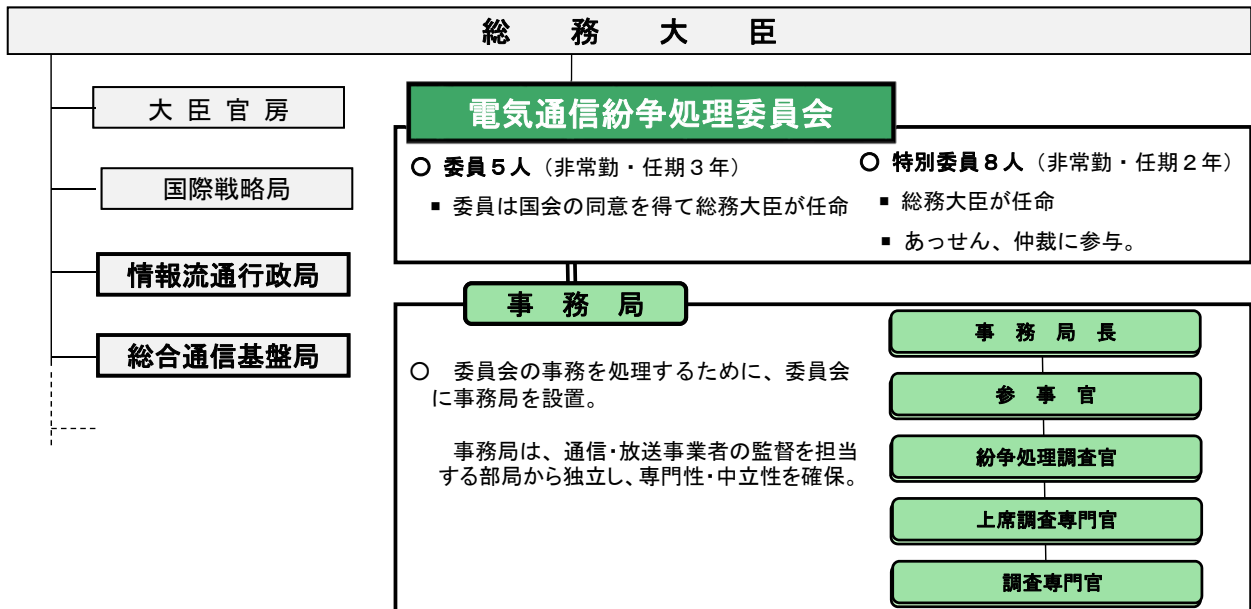
所管部局に依頼し、全国の届出電気通信事業者に対し、委員会が取り扱う事案及び相談窓口等を記載した資料を送付した。

電気通信紛争処理委員会の概要

1. 電気通信紛争処理委員会の設置・組織

電気通信事業者間、放送事業者間等の紛争を迅速・公正に処理するため、電気通信事業法に基づき、総務省に設置された機関。

- ・平成13年11月、「電気通信事業紛争処理委員会」として発足。
- ・平成23年6月、放送分野の紛争が追加され、「電気通信紛争処理委員会」に名称変更。



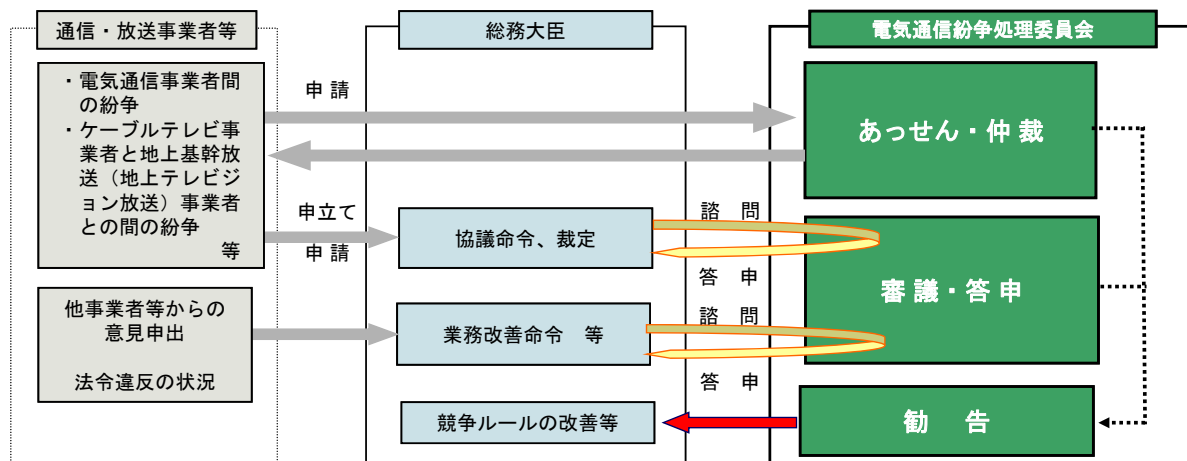
2. 委員会の機能

あっせん・仲裁

諮問に対する 審議・答申

勸告

- 電気通信事業者間の接続に関する紛争、ケーブルテレビ事業者と地上基幹放送（地上テレビジョン放送）事業者との間の再放送の同意に関する紛争等に対し、「あっせん」又は「仲裁」を実施。
- 総務大臣が、接続協定に関する協議命令や裁定、再放送の同意に関する裁定、業務改善命令などの行政処分を行う際、諮問を受け、審議・答申。
- あっせん・仲裁や諮問に対する審議・答申に関し、競争ルールの改善等について意見があれば、総務大臣に対し勸告。



相談

- 事務局に相談窓口を設け、事業者等間の紛争等に関する相談に対応。

3. 紛争の種類と紛争処理手続

当事者	協議の内容	協議が不調のときの紛争処理手続	
		委員会	総務大臣
電気通信事業者間	○ 電気通信設備の接続に関する協定（電気通信事業法第154条第1項・第155条第1項） ○ 電気通信設備の共用に関する協定（電気通信事業法第156条第1項） ○ 電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定（電気通信事業法第156条第1項） ○ 卸電気通信役務の提供に関する契約（電気通信事業法第156条第2項）	あっせん 仲裁	協議命令 又は裁定 (注)
	○ 電気通信役務の円滑な提供の確保のために締結が必要な協定・契約（電気通信事業法第157条第1項及び第3項）	あっせん 仲裁	—
コンテンツ配信事業者等と電気通信事業者の間【91頁2-(17) 参照】	○ コンテンツ配信事業等(※)を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約（電気通信事業法第157条の2第1項及び第3項） (※) 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業（電気通信事業法第164条第1項第3号）	あっせん 仲裁	—
ケーブルテレビ事業者と基幹放送事業者との間	○ 地上基幹放送（地上テレビジョン放送）の再放送に係る同意（放送法第142条第1項及び第3項）	あっせん 仲裁	裁定(注)
無線局(※)を開設・変更しようとする者その他の無線局(※)の免許人等との間【96頁3-(6) 参照】	○ 混信等の妨害防止のために必要な措置に関する契約（電波法第27条の35第1項及び第3項） (※) 電気通信業務、放送の業務その他の総務省令で定める業務を行うことを目的とする無線局に限る（電波法第27条の35第1項）	あっせん 仲裁	—

注:「協議命令」又は「裁定」の場合は、総務大臣から電気通信紛争処理委員会へ諮問が行われる。

4. 事業者等相談窓口の設置

電気通信紛争処理委員会の事務局では、事業者等向けの相談窓口として、専用の電話、メールアドレスを設け、事業者間での協定・契約に関する協議が難航した場合等の相談に応じ、アドバイスや参考情報の提供等を幅広く行っている。

事業者等相談窓口とは？

- ◆ 相談は、委員会のあっせんや仲裁手続の利用を前提とするものではないため、協議中のものや今後の対応を決めていない案件についても受け付け。
- ◆ 「あっせん申請が可能な事案かどうか判断がつかない」といった相談や「あっせんの手続（制度の概要や申請の方法等）を知りたい」等の問い合わせについても幅広く受け付け。
- ◆ 相談は、無料・非公開。
- ◆ 相談者の了解なしに、相談内容を相手方事業者に伝えることはない。

【相談専用電話】

TEL. 03-5253-5500

FAX. 03-5512-2502

【電話受付時間】平日9:30～12:00/13:00～17:00

【相談専用メールアドレス】

soudan@ml.soumu.go.jp

1 あっせん 69件

- 「接続に係る費用負担」に関する件（39件）
- 「接続の諾否」に関する件（5件）
- 「接続協定の細目」に関する件（2件）
- 「卸電気通信役務の提供のための契約の細目」に関する件（5件）
- 「電気通信役務の提供に係る契約の取次ぎ」に関する件（2件）
- 「地上基幹放送（地上テレビジョン放送）の再放送に関する同意」に関する件（8件）
- 「接続に必要な工作物の利用」に関する件（5件）
- 「設備の利用・運用」に関する件（2件）
- 「接続に必要な工事」に関する件（1件）

2 仲裁 3件

（※いずれも、他方事業者が申請を行わず、仲裁は不実行。その後、あっせんや大臣命令に移行。）

- 「接続に係る費用負担」に関する件（2件）
- 「接続に必要な工事」に関する件（1件）

3 諮問・答申 10件

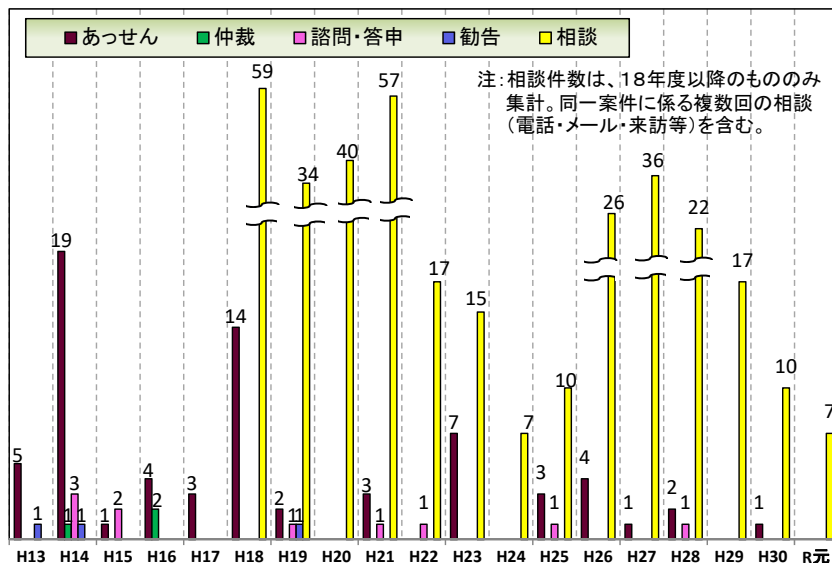
- 業務改善命令（3件）
- 接続に関する協議再開命令（3件）
- 接続協定等の細目に関する裁定（2件）
- 土地等の使用に関する認可（1件）
- 地上基幹放送（地上テレビジョン放送）の再放送の同意に関する裁定（1件）

4 勧告 3件

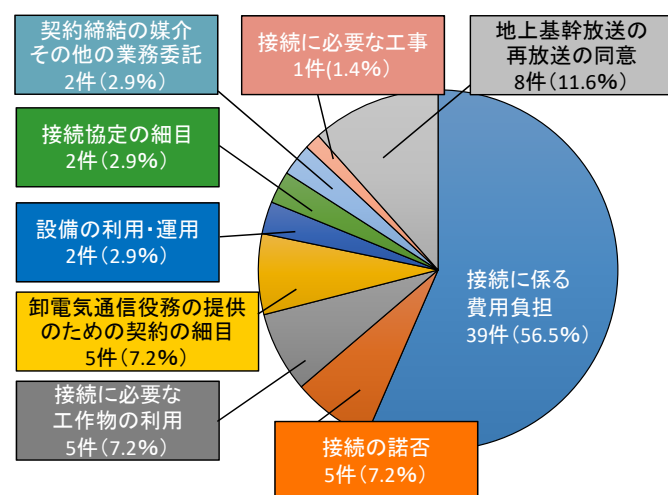
- 他事業者によるNTT局舎の利用に関するルールの整備（1件）
- 通信事業者間の接続において適正な料金設定を行い得る仕組みの整備（1件）
- MVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する措置の検討（1件）

（参考）紛争処理件数の内訳

1 紛争処理等の年度別件数



2 あっせんの紛争内容



3 あっせんの処理結果

合意が成立し解決（注1）
44件(63.8%)

合意に至らず
(申請取下げ・打ち切り)
19件(27.5%)

不実行（注2）
6件(8.7%)

注1:「合意が成立し解決」は、当事者間の協議により解決した事件16件及びあっせん案の受諾により解決した事件28件の合計。

注2:「不実行」とは、一定の場合（他方当事者があっせんに拒否した場合、相手の社会的信用の低下を目的としていると認められる場合等）に委員会があっせんしないこと。

これまでの紛争処理終了案件の一覧

I あっせん・仲裁

1 あっせん

【電気通信事業法関係】

(1) 接続の諾否に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成14年(争)第5号 H14.2.13 申請 H14.3.6 終了	彩ネット(株)	彩ネット(株)による NTT 東日本の中継光ファイバとの接続	合意により解決
	NTT 東日本		
平成16年(争)第3号～第4号 H16.8.31 申請 H16.11.1 終了	ソフトバンクBB(株)	ソフトバンクBB(株)による NTT 東日本及び NTT 西日本の中継光ファイバとの接続	合意により解決 ※あっせん案受諾
	NTT 東日本 NTT 西日本		
平成21年(争)第1号 H21.9.15 申請 H22.1.21 終了	関西ブロードバンド(株)	関西ブロードバンド(株)による NTT 西日本の中継光ファイバとの接続	合意により解決 ※あっせん案受諾
	NTT西日本		
平成21年(争)第3号 H21.12.28 申請 H22.1.15 終了	生活文化センター(株)	生活文化センター(株)による NTTドコモとのレイヤ2等での接続	あっせん不実行 (参考)本件終了後の経過 総務大臣の接続協議再開命令申立て
	NTTドコモ		

(2) 接続に係る費用負担（接続料及び網改造料等）に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成14年(争)第6号 H14.2.25 申請 H14.3.12 終了	彩ネット(株)	彩ネット(株)による NTT 東日本に対する網改造料の支払義務の有無	合意により解決 ※あっせん案受諾
	NTT 東日本		
平成14年(争)第9号～第23号 H14.7.4 申請 H14.7.23 終了	A社	A社によるVoIPサービスに係るB社等各社との接続に関する事業者間精算の方法	合意により解決 ※あっせん案受諾
	B社等各社		
平成16年(争)第5号～第6号 H16.12.17 申請 H17.2.22 終了	NTT 東日本 NTT 西日本	NTT 東日本及び NTT 西日本による法人向けIP電話網と平成電電(株)電話網との接続条件(接続料等)	合意により解決 (参考)本件申請前の経緯 仲裁申請(仲裁不実行)
	平成電電(株)		

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成17年(争) 第2号～第3号 H17.7.8 申請 H17.10.4 終了	A社	A社によるB社及びC社との接続に関する網改造の費用負担(ソフトウェア開発費用全額の預託金)	合意に至らず申請取下げ
	B社 C社		
平成18年(争) 第1号～第14号 H18.8.9 申請 H19.3.27 終了	A社等各社	A社等各社によるB社との接続に関する網使用料の費用負担	合意に至らず申請取下げ
	B社		
平成21年(争) 第2号 H21.10.27 申請 H22.1.14 終了	(有)ナインレイヤーズ	(有)ナインレイヤーズによるNTT西日本との接続に係る債権保全措置の要否	合意により解決
	NTT西日本		
平成23年(争) 第1号 H23.5.18 申請 H24.1.23 終了	NTTドコモ	NTTドコモによるソフトバンクモバイル(株)の接続料の算定根拠の開示	あっせん打ち切り
	ソフトバンクモバイル(株)		
平成23年(争) 第2号 H23.6.9 申請 H24.1.23 終了	ソフトバンクモバイル(株)	ソフトバンクモバイル(株)によるNTTドコモの接続料の再精算等	あっせん打ち切り
	NTTドコモ		
平成23年(争) 第3号～第4号 H23.6.9 申請 H24.2.21 終了	ソフトバンクテレコム(株)	ソフトバンクテレコム(株)によるNTT東日本及びNTT西日本との接続に係るジャンパ工事費の見直し	合意により解決
	NTT東日本 NTT西日本		

(3) 接続のための工事・網改造等に関する紛争

ア 接続に必要な工事

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成14年(争) 第2号 H14.2.12 申請 H14.4.9 終了	ビー・ビー・テクノロジー(株)	ビー・ビー・テクノロジー(株)によるNTT西日本の端末回線との接続に必要なMDFジャンパ工事の方法	あっせん打ち切り (参考)本件終了後の経過 仲裁申請(仲裁不実行) 総務大臣の接続協議再開命令申立て
	NTT西日本		

イ 設備の利用・運用

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成14年(争) 第7号～第8号 H14.4.30 申請 H14.5.10 終了	A社	A社によるB社及びC社の設備に対する工事(A社の上位プロバイダ変更に伴うIPアドレス設定変更)の早	合意により解決
	B社 C社		

		期実施	
--	--	-----	--

ウ 接続協定の細目

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成19年(争) 第1号～第2号 H19.3.23 申請 H19.4.5 終了	A社 B社 C社	A社によるB社及びC社とのジャンパ線切替工事等に関する接続協定の細目等	あっせん不実行

(4) 接続に必要な工作物の利用（コロケーション等）に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成13年(争) 第1号 H13.12.27 申請 H14.1.25 終了	A社 B社	A社による自社伝送路と他事業者が設置する伝送装置との間の接続(横つなぎ)に必要なB社のコロケーションスペースの利用	合意により解決
平成14年(争) 第1号 H14.2.1 申請 H14.2.14 終了	イー・アクセス(株) NTT 東日本	イー・アクセス(株)によるNTT 東日本のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用	合意により解決 (参考) 本件に関連した措置 総務大臣に対する勧告
平成14年(争) 第3号 H14.2.12 申請 H14.2.26 終了	イー・アクセス(株) NTT 西日本	イー・アクセス(株)によるNTT 西日本のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用等	合意により解決
平成14年(争) 第4号 H14.2.13 申請 H14.4.2 終了	イー・アクセス(株) NTT 西日本	イー・アクセス(株)によるNTT 西日本のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用	合意により解決 ※あっせん案受諾
平成15年(争) 第2号 H15.6.11 申請 H15.6.25 終了	平成電電(株) NTT 東日本	平成電電(株)によるNTT 東日本の設備(MDF)の利用	合意により解決

(5) 卸電気通信役務の提供のための契約の細目に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成25年(争) 第1号 H25.10.30 申請 H26.2.13 終了	A社 B社	A社によるB社との卸電気通信役務の提供に係る料金等の見直し	合意により解決 ※あっせん案受諾

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成27年(争)第1号 H27.3.10 申請 H27.3.23 終了	A社	A社によるB社との卸電気通信役務の提供に係る契約の延長	あっせん不実行
	B社		
平成27年(争)第2号 H27.6.9 申請 H27.11.24 終了	A社	A社によるB社との卸電気通信役務の提供に係る料金等の見直し	合意により解決
	B社		
平成28年(争)第1号 H28.4.25 申請 H28.12.28 終了	A社	A社によるB社との卸電気通信役務の提供に係る契約の締結等	合意により解決 ※あっせん案受諾及び当事者間による合意
	B社		
平成28年(争)第2号 H28.12.2 申請 H28.12.15 終了	A社	A社による NTT コミュニケーションズ(株)との卸電気通信役務の提供に係る料金等の見直し	あっせん不実行
	NTT コミュニケーションズ(株)		

(6) 契約締結の媒介その他の業務委託に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成17年(争)第1号 H17.4.14 申請 H17.5.13 終了	イー・アクセス(株)	イー・アクセス(株)によるNTT西日本とのフレッツサービス受付業務の再開	合意により解決
	NTT 西日本		
平成30年(争)第1号 H30.10.9 申請 H30.11.6 終了	A社	A社によるB社との取次代理店契約等に関する手数料	あっせん不実行
	B社		

【放送法関係】

地上基幹放送の再放送の同意に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成23年(争)第5号 H23.7.15 申請 H24.2.23 終了	松阪市ケーブルシステム	松阪市ケーブルシステムによるテレビ愛知(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あつせん案受諾
	テレビ愛知(株)		
平成23年(争)第6号 H23.7.15 申請 H24.2.23 終了	A社	A社によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あつせん案受諾
	B社		
平成23年(争)第7号 H23.7.15 申請 H24.2.23 終了	A社	A社によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あつせん案受諾
	B社		
平成24年(争)第1号 H24.9.3 申請 H25.10.31 終了	A組合	A組合によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決
	B社		
平成24年(争)第2号 H24.9.4 申請 H25.10.31 終了	A組合	A組合によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決
	B社		
平成26年(争)第1号 H26.7.23 申請 H26.10.21 終了	大分ケーブルテレコム(株)	大分ケーブルテレコム(株)による九州朝日放送(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あつせん案受諾
	九州朝日放送(株)		
平成26年(争)第2号 H26.7.23 申請 H26.10.21 終了	大分ケーブルネットワーク(株)	大分ケーブルネットワーク(株)による九州朝日放送(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あつせん案受諾
	九州朝日放送(株)		
平成26年(争)第3号 H26.7.23 申請 H26.10.21 終了	(株)ケーブルテレビ佐伯	(株)ケーブルテレビ佐伯による九州朝日放送(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あつせん案受諾
	九州朝日放送(株)		

2 仲裁

【電気通信事業法関係】

(1) 接続に係る費用負担（接続料及び網改造料等）に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成16年(争) 第1号～第2号 H16.4.2 申請 H16.4.27 仲裁 不実行通知	NTT 東日本 NTT 西日本	NTT 東日本及び NTT 西日本による法人向けIP電話網と平成電電(株)電話網との接続条件(接続料等)	仲裁不実行 <u>(参考)本件終了後の経過</u> あっせん申請(合意により解決))
	平成電電(株)		

(2) 接続のための工事・網改造等に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成15年(争) 第1号 H15.2.14 申請 H15.2.21 仲裁 不実行通知	ソフトバンク BB(株)	ソフトバンク BB(株)による NTT 西日本の端末回線との接続に必要なMDFジャンパ工事の方法	仲裁不実行 <u>(参考)本件申請前の経緯</u> あっせん申請(あっせん打切り) <u>(参考)本件終了後の経過</u> 総務大臣の接続協議再開命令申立て
	NTT 西日本		

Ⅱ 総務大臣からの諮問に対する審議・答申

【電気通信事業法関係】

(1) 接続協定等に関する協議命令

答申日等	事案の概要等
平成15年8月20日 電委第57号 H15.7.16 諮問 H15.8.20 答申	ソフトバンク BB(株)からの申立てを受けた、DSL サービス提供のための NTT 西日本との接続に関する接続協議再開命令(平成15年5月16日申立て) <u>〈参考〉本答申前の経緯</u> あっせん申請(あっせん打切り) 仲裁申請(仲裁不実行)
平成22年7月8日 電委第42号 H22.6.29 諮問 H22.7.8 答申	生活文化センター(株)からの申立てを受けた、直収パケット交換機接続(レイヤ2接続)等についての、NTT ドコモとの接続に関する接続協議再開命令(平成22年1月25日申立て) <u>〈参考〉本答申前の経緯</u> あっせん申請(あっせん不実行)
平成29年1月27日 電委第4号 H28.12.8 諮問 H29.1.27 答申	日本通信(株)からの申立てを受けた、ソフトバンク(株)が販売したSIM ロックがなされた端末及びSIMロックがかかっていない端末との間の伝送交換を可能とするための、ソフトバンク(株)との接続に関する接続協議再開命令(平成28年9月29日申立て)

(2) 接続協定等に関する細目の裁定

答申日等	事案の概要等
平成14年11月5日 電委第115号 H14.9.20 諮問 H14.11.5 答申	平成電電(株)からの申請を受けた、NTT ドコモ等携帯電話事業者に対する直収発携帯着の利用者料金の設定に関する裁定(平成14年7月18日申請) <u>〈参考〉本答申に関連した措置</u> 総務大臣に対する勧告
平成19年11月22日 電委第69号 H19.9.21 諮問 H19.11.22 答申	日本通信(株)からの申請を受けた、NTT ドコモとの相互接続による MVNO 事業に関する裁定(平成19年7月9日申請) <u>〈参考〉本答申に関連した措置</u> 総務大臣に対する勧告

(3) 土地等の使用に関する協議認可

答申日等	事案の概要等
平成14年7月30日 電委第95号 H14.6.17 諮問 H14.7.30 答申	モバイルインターネットサービス(株)からの申請を受けた、無線 LAN サービスの役務提供のための JR 東日本の土地等の使用に関する協議認可(平成14年3月19日申請)

(4) 電気通信事業者に対する業務改善命令

答申日等	事案の概要等
平成14年4月19日 電委第60号 H14.4.18 諮問 H14.4.19 答申	KDDI(株)に対する、子会社である第二種電気通信事業者を通じた、地方公共団体に対する届出料金を下回る料金での電気通信役務の提供についての業務改善命令(平成14年4月19日命令)
平成16年2月4日 電委第8号 H16.1.29 諮問 H16.2.4 答申	KDDI(株)に対する、子会社である KCOM(株)を通じた、地方公共団体に対する届出料金を下回る料金での電気通信役務の提供についての業務改善命令(平成16年2月5日命令)
平成22年2月4日 電委第19号 H22.1.28 諮問 H22.2.4 答申	NTT 西日本に対する、他の電気通信事業者等に関する情報の取扱いについての業務改善命令(平成22年2月4日命令)

【放送法関係】

地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定

答申日等	事案の概要等
平成25年6月26日 電委第54号 H25.1.30 諮問 H25.6.26 答申	(株)ひのきによる讀賣テレビ放送(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意に関する裁定(平成25年7月23日裁定)

※ 総務大臣裁定後の経緯(調整中)

- ・H27. 2. 25 : 総務大臣 (株)ひのきからの一部区域についての不同意裁定の取消しを求めた異議申立てを棄却
- ・H29. 12. 7 : 東京高等裁判所 (株)ひのきからの棄却決定の取消請求を認容する判決
- ・H30. 9. 6 : 最高裁判所 国による上告申立てを不受理とする旨の決定
- ・H30. 10. 25 : 讀賣テレビ(株)が区域外再放送に任意同意したことを踏まえ、総務大臣が裁定について拒否処分
- ・H31. 1. 8 : (株)ひのきが拒否処分についての審査請求
- ・H31. 2. 8 : 総務大臣 (株)ひのきからの審査請求を電波監理審議会へ付議

Ⅲ 総務大臣に対する勧告

【電気通信事業法関係】

発出	概要等
平成14年2月26日 電委第32号	コロケーションのルール改善に向けた勧告 <u>〈参考〉本勧告の関連事案</u> イー・アクセス㈱によるNTT 東日本のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用に関するあっせん申請(合意により解決)
平成14年11月5日 電委第115号	接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備の勧告 <u>〈参考〉本勧告の関連事案</u> 平成電電㈱からの申請を受けた、NTT ドコモ等携帯電話事業者に対する直収発携帯着の利用者料金の設定に関する裁定
平成19年11月22日 電委第69号	接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する措置の勧告 <u>〈参考〉本勧告の関連事案</u> 日本通信㈱からの申請を受けた、NTT ドコモとの相互接続によるMVNO 事業に関する裁定

(注) 実際の紛争は、内容が複雑に絡み合っており、以上の分類は厳密なものではない。

紛争処理対象分野の動向

- 1 電気通信事業の市場動向
- 2 電気通信事業に関する規律
- 3 電波利用の動向
- 4 放送事業の動向

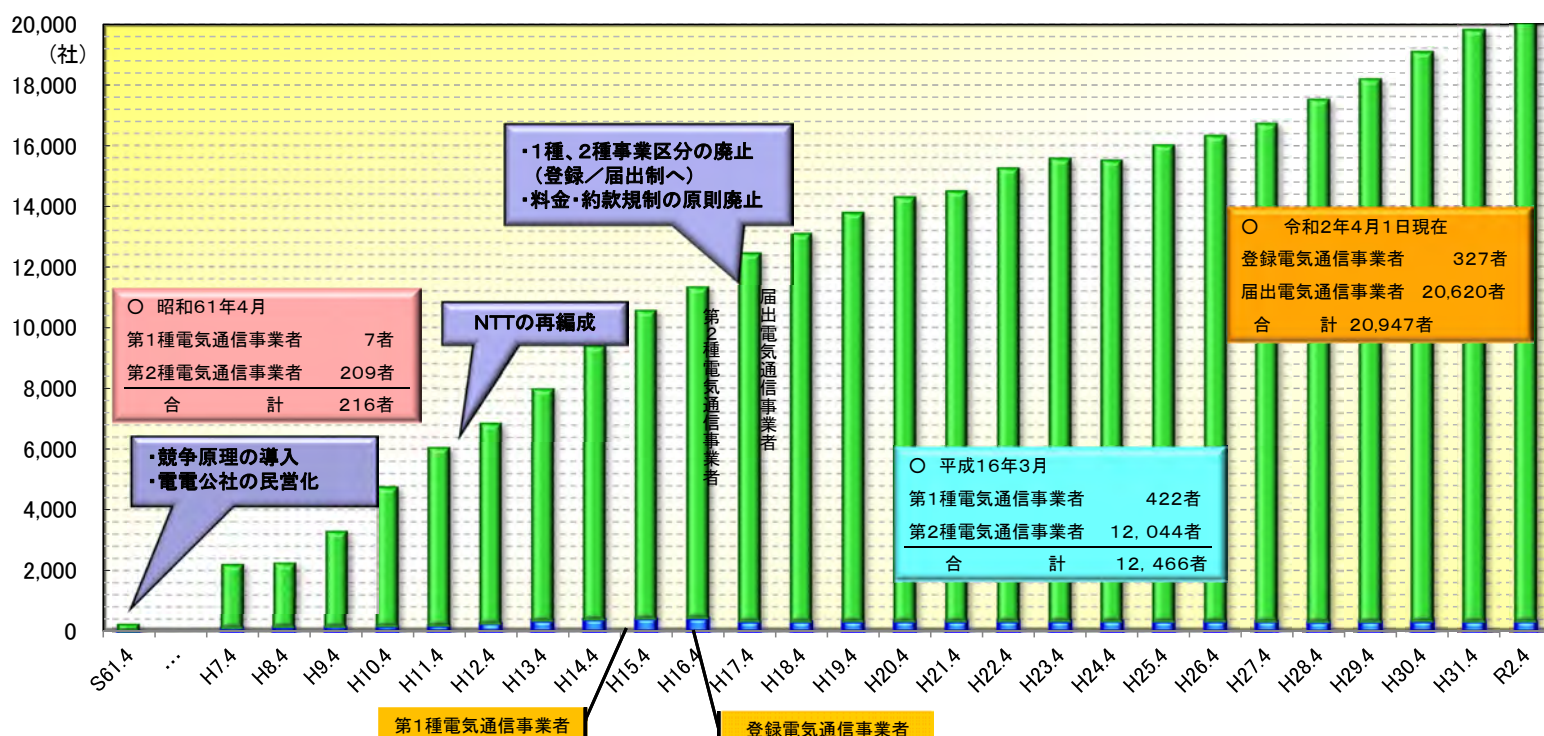
本編で使用している資料は、総務省国際戦略局、情報流通行政局、総合通信基盤局及び電気通信紛争処理委員会事務局で作成した資料をもとに構成されている。

1 電気通信事業の市場動向

- (1) 電気通信事業者数の推移
- (2) 国内の電気通信業界の主な変遷
- (3) 電気通信事業者等の売上高の状況(平成30年度)
- (4) 電気通信市場における環境変化
- (5) ブロードバンドサービスの契約数の推移
- (6) 固定通信トラヒックと移動通信トラヒック
- (7) 移動系通信の契約数における事業者別シェアの推移
- (8) 固定系ブロードバンドサービス契約数における事業者別シェアの推移
- (9) MVNOサービスの契約数の推移
- (10) MVNOサービスの区分契約数・事業者数
- (11) NTT東西による光回線の卸売サービスの概要
- (12) NTT東西による光回線の卸売サービスの契約数
- (13) NTT東西による光回線の卸売サービスの卸先事業者数
- (14) NTT東西のFTTH契約数及び当該契約数に占める卸売サービスの契約数比率
- (15) インターネット附随サービス業

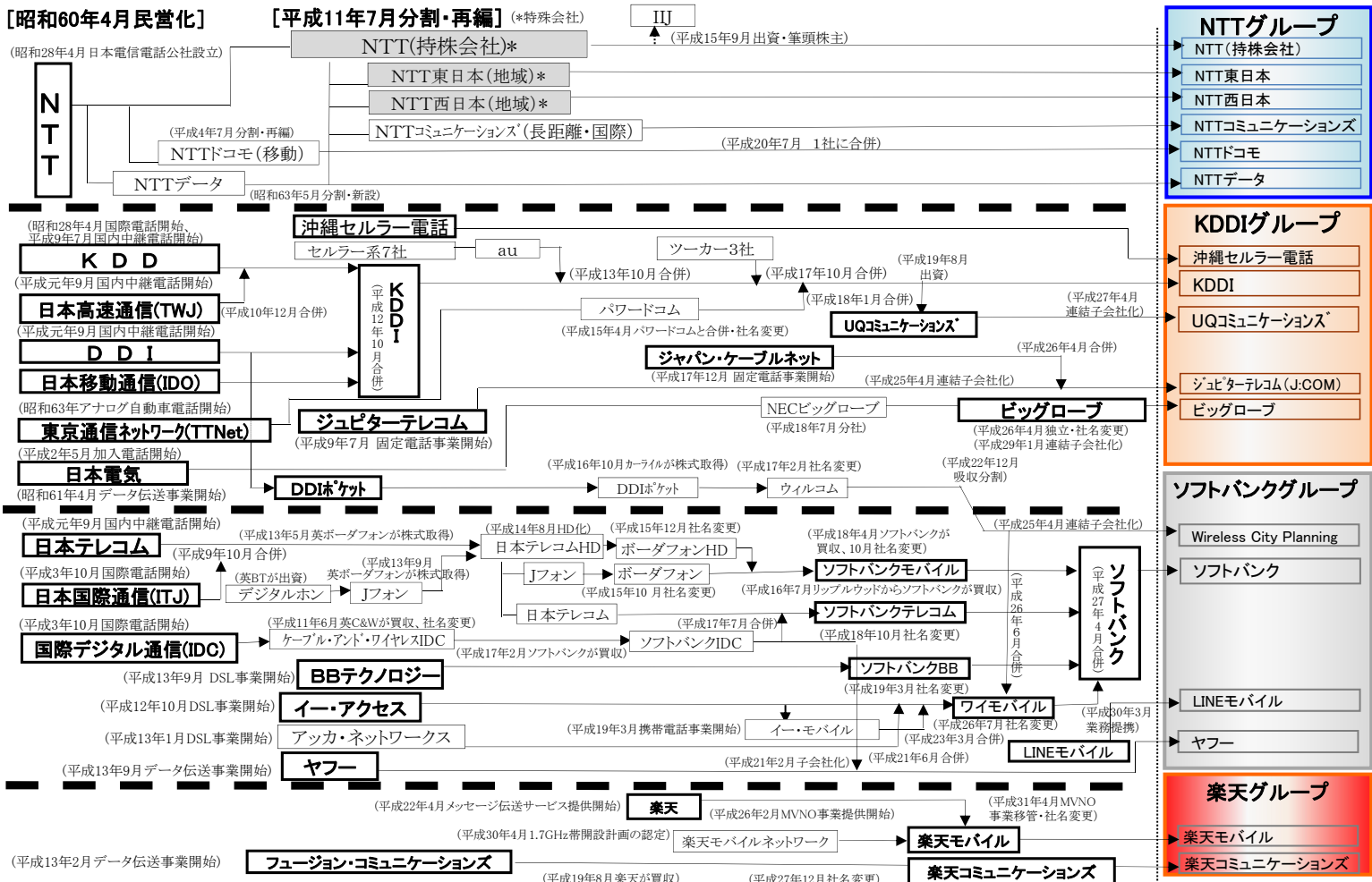
1-1 電気通信事業者数の推移

- ・昭和60年以降、電気通信事業者数は大幅に増加し、令和2年4月1日現在、2万947者が参入。
- ・その大半(約98%)は届出電気通信事業者。

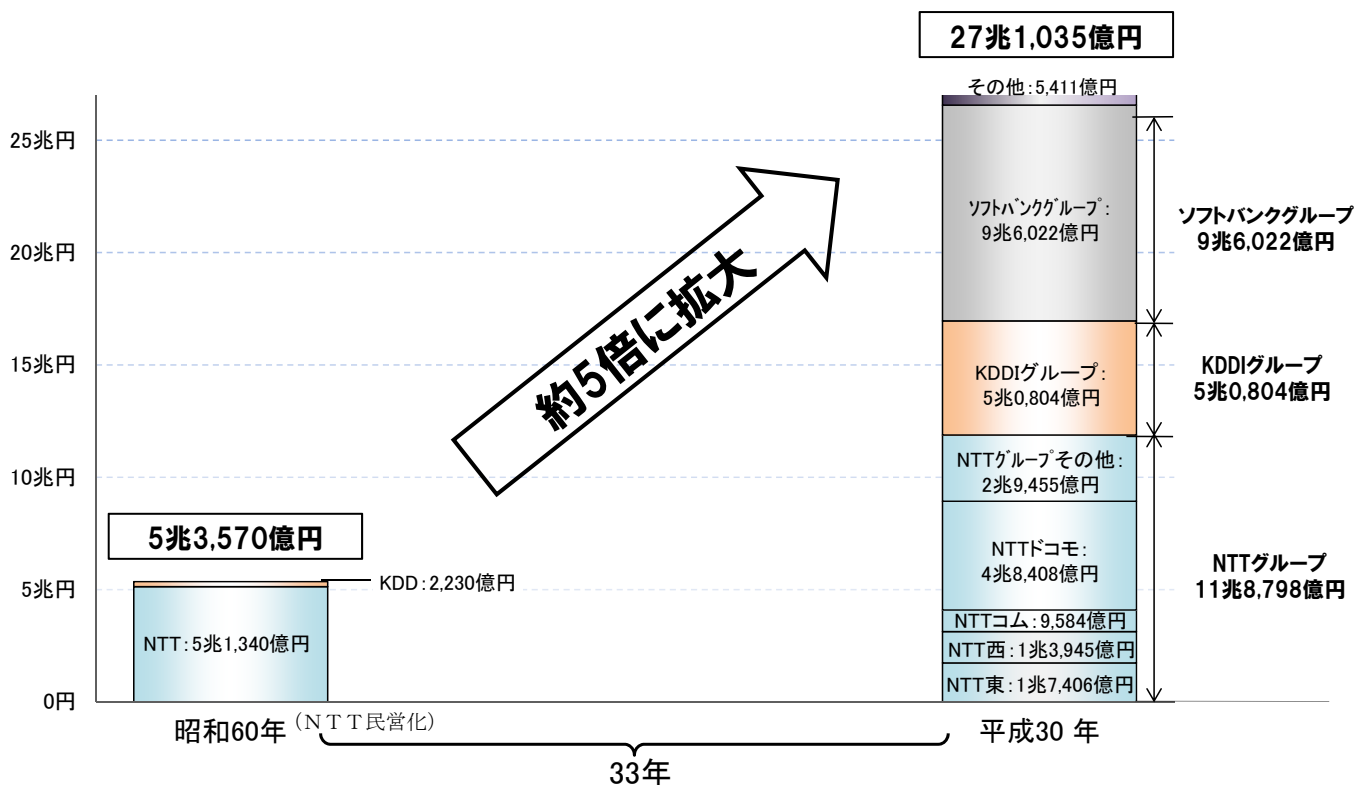


(注) 登録電気通信事業者とは、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者のうち総務省令で定める規模(端末系伝送路設備の設置の区域が一の市町村(特別区を含む。))を超えるか、又は中継系伝送路設備の設置区域が一の都道府県を超えるもの)以上の電気通信事業者。
届出電気通信事業者とは、それ以外の電気通信事業者。

1-2 国内の電気通信業界の主な変遷



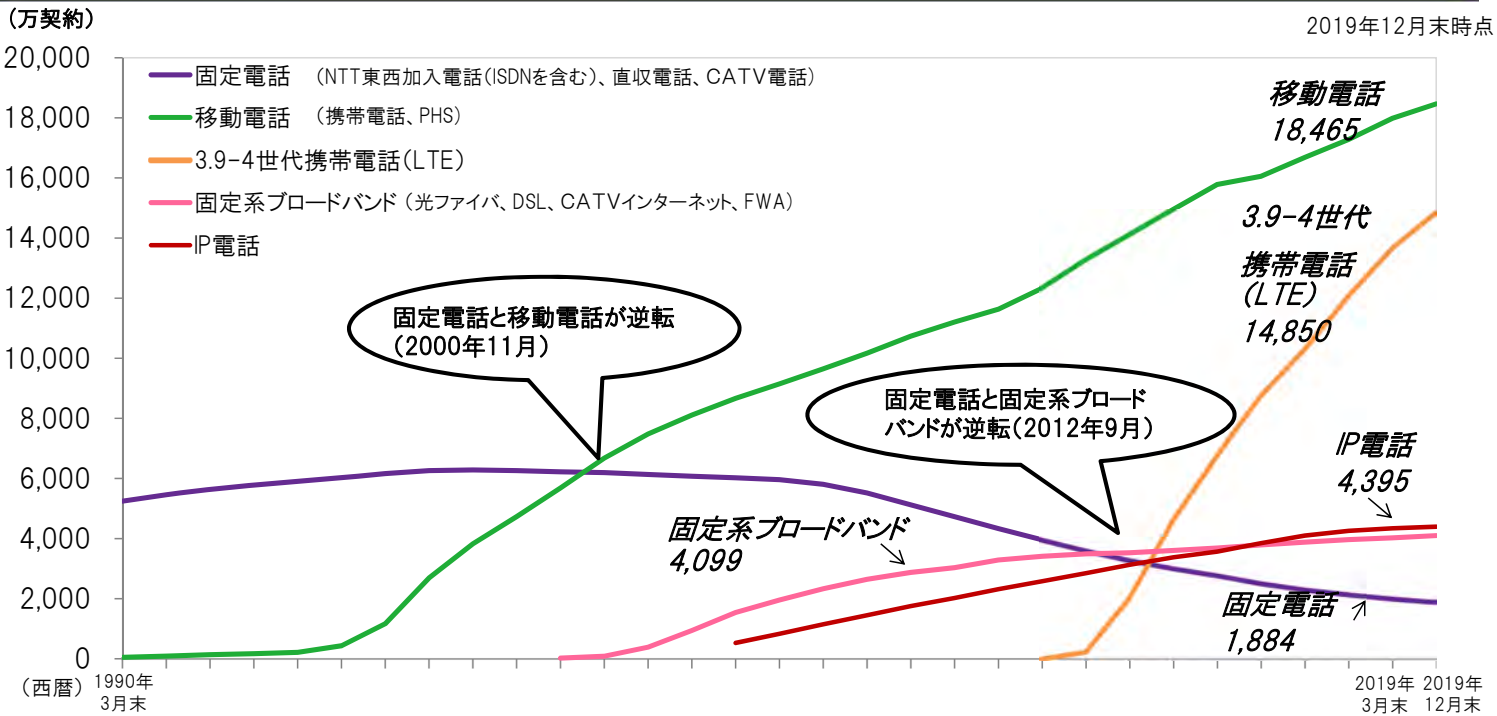
1-3 電気通信事業者等の売上高の状況(平成30年度)



※ 各事業者の決算資料等に基づき総務省にて作成。
 ※ 国内事業者(国内事業者の海外子会社を含む)が海外で行う事業の売上を含む。
 ※ その他には、「電力系通信事業者」、「スカパーJSAT(株)」を含む。

1-4 電気通信市場における環境変化

- 固定電話契約数は、2012年9月に固定系ブロードバンドに逆転され、1997年11月のピーク時(6,322万件)の3割に減少(1,884万契約)。
- 移動電話の契約数は、2000年11月に固定電話契約数を抜き、1億8,000万契約を超える。



注1: 各年は3月末時点の数字(2019年12月末を除く)。

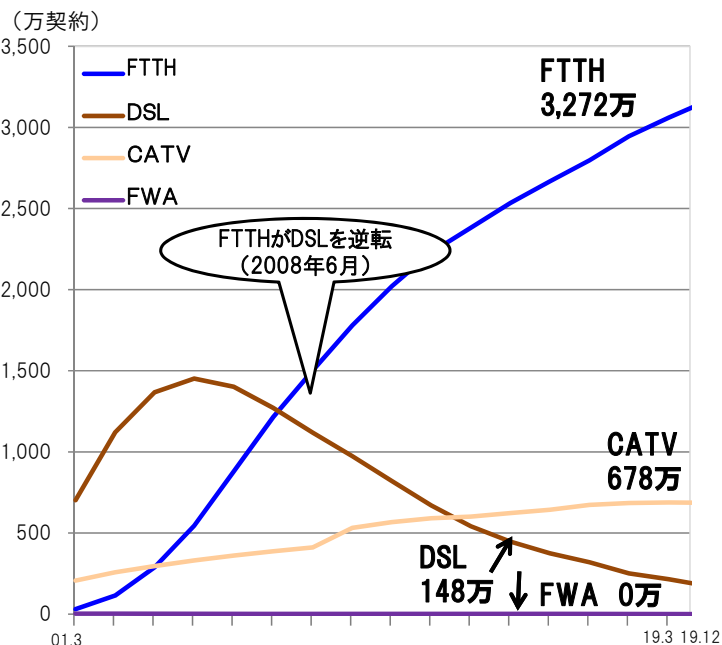
注2: 移動電話は、2013年度第2四半期以降、グループ内取引調整後の契約数。

(出典) 電気通信事業報告規則に基づく報告

1-5 ブロードバンドサービスの契約数の推移

固定系

- FTTH(光ファイバ)は、2008年6月にDSL 契約数を超え、現在、固定系ブロードバンド全体の約8割を占める。



※ 各年は3月末時点の数字(2019年12月末を除く)。

※ 2010年におけるCATVアクセスサービスについては、一部事業者より集計方法の変更が報告されたため、前年度との間で変動が生じている。

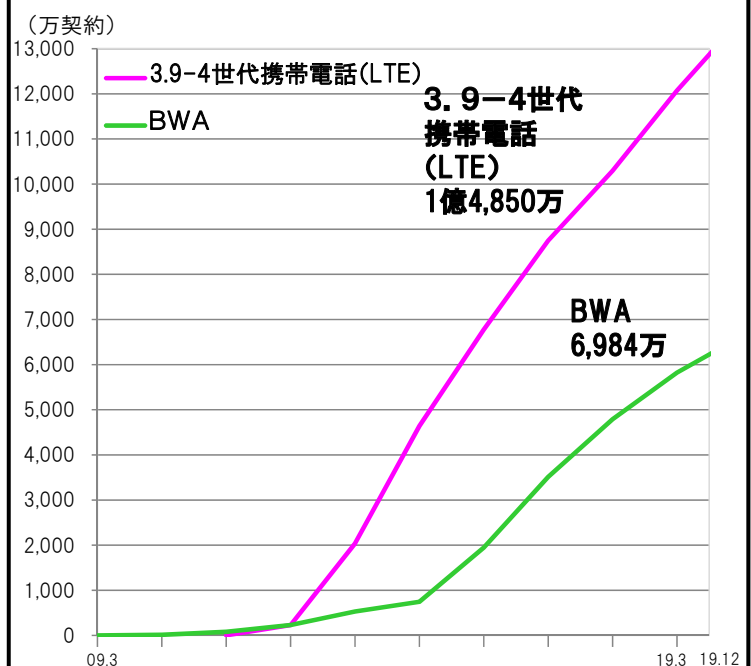
※ FWA:Fixed Wireless Access(固定無線アクセス)

※ DSL:Digital Subscriber Line(デジタル加入者線)

2019年12月末時点

移動系

- 3. 9-4世代携帯電話(LTE)アクセスサービスの契約数は、前年度比約1.1倍に増加。



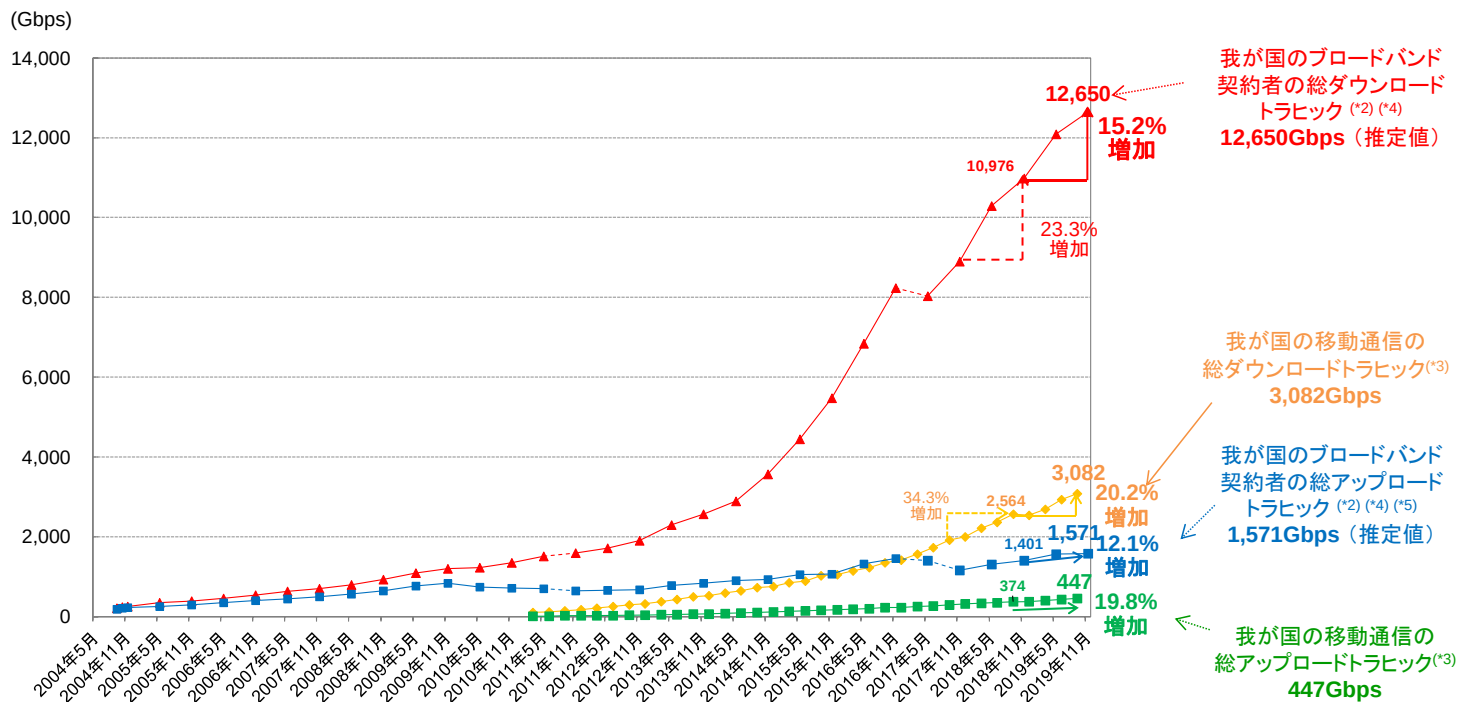
※ 各年は3月末時点の数字(2019年12月末を除く)。

※ BWA:Broadband Wireless Access(広帯域移動無線アクセス)

2019年12月末時点

1-6 固定通信トラフィックと移動通信トラフィック

- 我が国のブロードバンドサービス契約者(*1)の総ダウンロードトラフィックは前年同月比15.2%増。
- 我が国の移動通信の総ダウンロードトラフィックは前年同月比20.2%増。



(*1) FTTH、DSL、CATV、FWA

(*2) 2011年5月以前は、携帯電話網と間の移動通信トラフィックの一部が含まれる。

(*3) 『総務省 我が国の移動通信トラフィックの現状(令和元年9月分)』より引用(3月、6月、9月、12月に計測)

(*4) 2017年5月より協力ISPが5社から9社に増加し、9社からの情報による集計値及び推定値としたため、不連続が生じている。

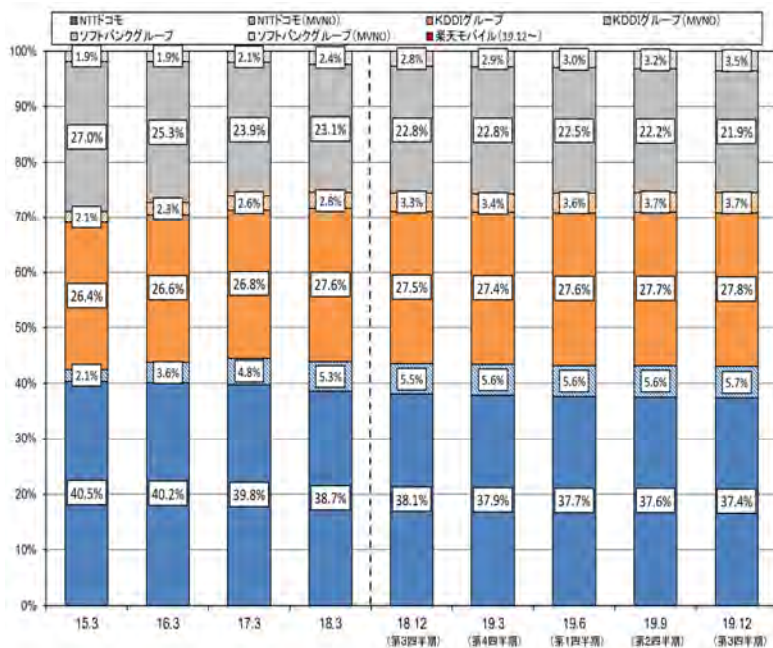
(*5) 2017年5月から11月までの期間に、協力事業者の一部において計測方法を見直したため、不連続が生じている。

1-7 移動系通信の契約数における事業者別シェアの推移

移動系通信の契約数における事業者別シェア(グループ別)は、NTTドコモ37.4%、KDDIグループ27.8%、ソフトバンクグループ21.9%。

【移動系通信】

(参考) 【携帯電話】



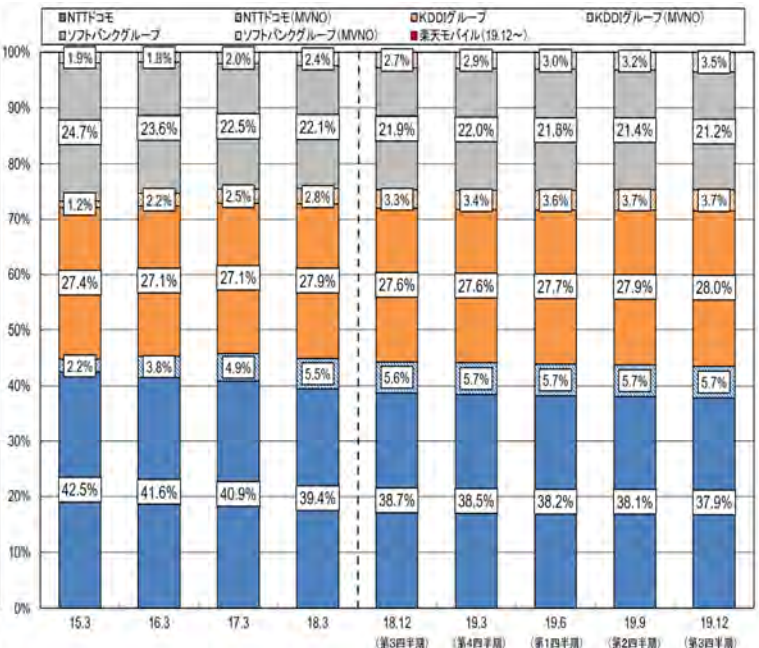
注1:「KDDIグループ」には、KDDI、沖縄セルラー及びUQコミュニケーションズが含まれる。

注2:「ソフトバンクグループ」には、ソフトバンク及びワイモバイル(2014年度第4四半期)が含まれる。

注3:ソフトバンクモバイルは2015年4月1日付けでソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム及びワイモバイルと合併し、同年7月1日付けでソフトバンクに社名変更。以下同じ。

注4:MVNOのシェアを提供元のMNOグループごとに合算し、当該MNOグループ名の後に「(MVNO)」と付記して示している。以下このページにおいて同じ。

注5:2019年度第3四半期における楽天モバイルのMNOサービスのシェアは0.1%未満。また、楽天モバイルが提供するMVNOサービスは、「NTTドコモ(MVNO)」及び「KDDIグループ(MVNO)」に含まれる。以下このページにおいて同じ。

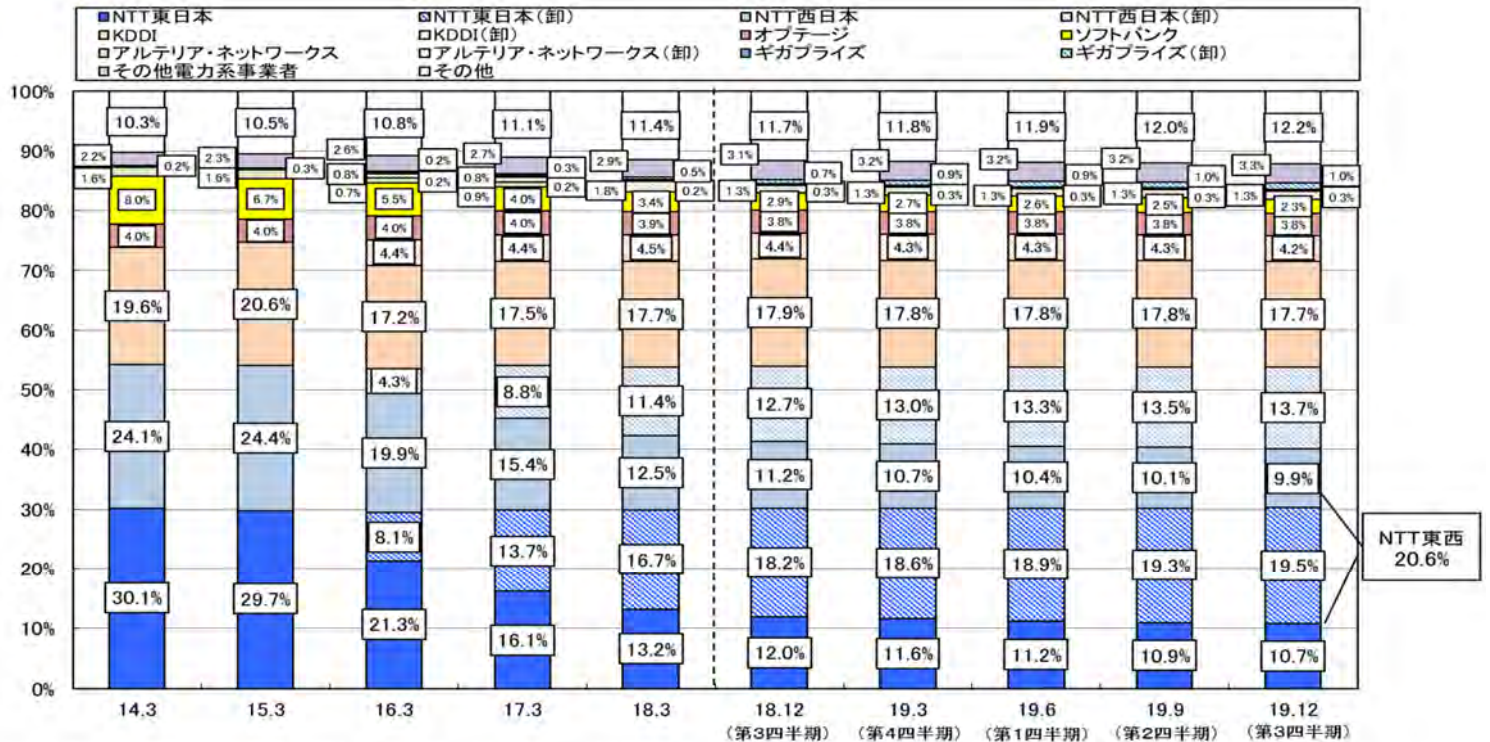


注1:「KDDIグループ」には、KDDI、沖縄セルラー及びUQコミュニケーションズ(2015年度第4四半期以降)が含まれる。

注2:「ソフトバンクグループ」には、ソフトバンク及びワイモバイル(2014年度第4四半期)が含まれる。

1-8 固定系ブロードバンドサービスの契約数における事業者別シェアの推移

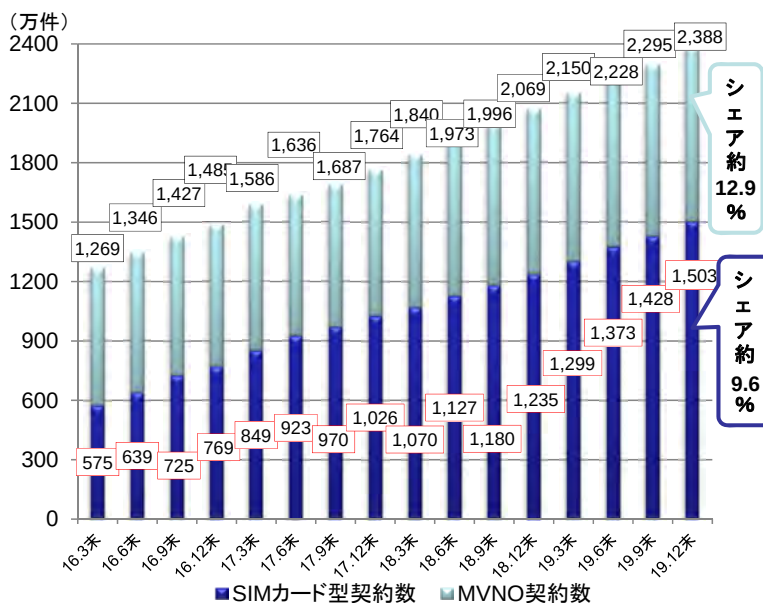
固定系ブロードバンドサービスの契約数におけるNTT東西のシェアは、20.6%。



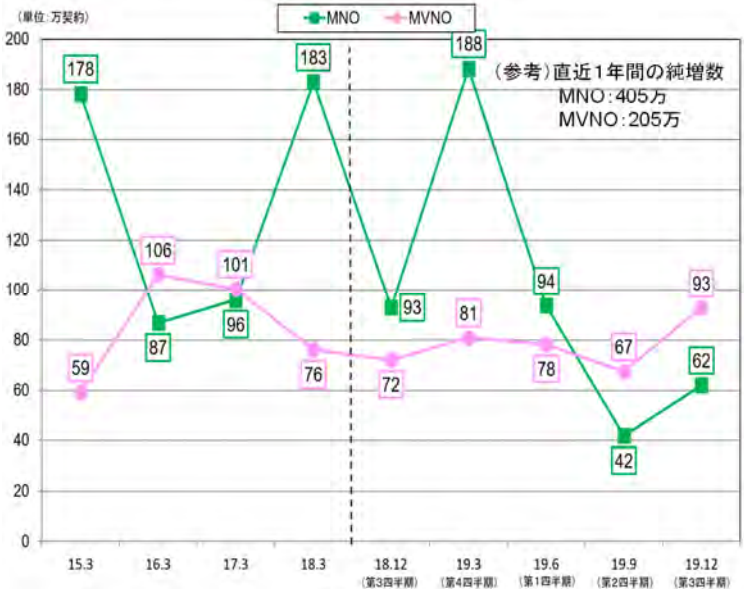
1-9 MVNOサービスの契約数の推移

2019年12月末の契約数は2,388万(前年同期比+15.5%)であり、増加している。

【MVNOサービスの契約数の推移】



【移動系通信の契約数におけるMNO・MVNO別の純増減数の推移】



出典: 総務省資料

出典: 総務省資料

1-10 MVNOサービスの区分別契約数・事業者数

- ・契約数が3万以上のMVNOのサービスの区分別契約数はSIMカード型が1,503万(前期比+5.3%、前年同期比+21.7%)、通信モジュールが660万(前期比+4.1%、前年同期比+19.4%)となっている。
- ・一次MVNO※1サービスの事業者数は595(前期比+19者、前年同期比+75)となっている。二次以降のMVNO※2サービスの事業者数は497(前期比+14、前年同期比+34)となっている。

※1 MNOから直接回線の提供を受けるMVNO。 ※2 MVNOから回線の提供を受けるMVNO。

【MVNOサービスの区分別契約数】



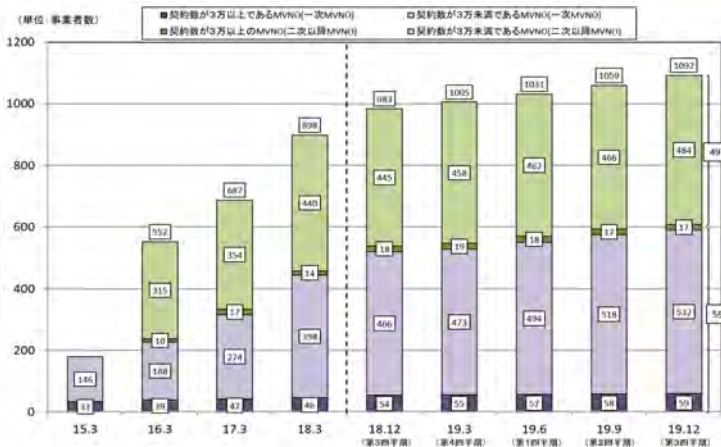
注1: 提供している契約数が3万以上のMVNOからの報告を基に作成。そのため、「MVNOサービスの契約数の推移」とは合計値が異なる。
 注2: 「その他」は、「SIMカード型」、「通信モジュール」及び「単純再販」のいずれの区分にも属さないMVNOサービス。
 注3: それぞれの区分については以下のとおり。
 ・SIMカード型: SIMカードを使用してMVNOサービスを提供している場合(SIMカードが製品に組み込まれている場合を含む。)で、自ら最終利用者に提供しているもの。
 ・通信モジュール: 特定の業務の用に供する通信に用途が限定されているモジュール向けに提供している場合で、自ら最終利用者に提供しているもの。
 ・単純再販: MNOが提供するサービスと同内容のMVNOサービスを提供している場合で、自ら最終利用者に提供しているもの。
 ・その他: 「再卸」、「SIMカード型」、「通信モジュール」及び「単純再販」のいずれにも属さないMVNOサービス。

【MVNOサービス区分「再卸」の契約数の推移】 (単位: 万契約)

16.3	17.3	18.3	18.12	19.3	19.6	19.9	19.12
380	561	721	837	877	911	767	826

注: 契約数が3万以上のMVNOからの報告を基に作成。

【MVNOサービスの事業者数】



注1: MNO、一次MVNO及び提供している契約数が3万以上の二次以降MVNOからの報告を基に作成。
 注2: 契約数3万未満である二次以降のMVNOのみから回線の提供を受けている契約数3万未満のMVNOの事業者数は含まない。
 注3: 二次以降のMVNOサービスの事業者数については、2015年度第4四半期より報告事項に追加されている。
 注4: 事業者報告の修正により、2018年度第3四半期から2019年度第2四半期までの事業者数について修正を行っている。

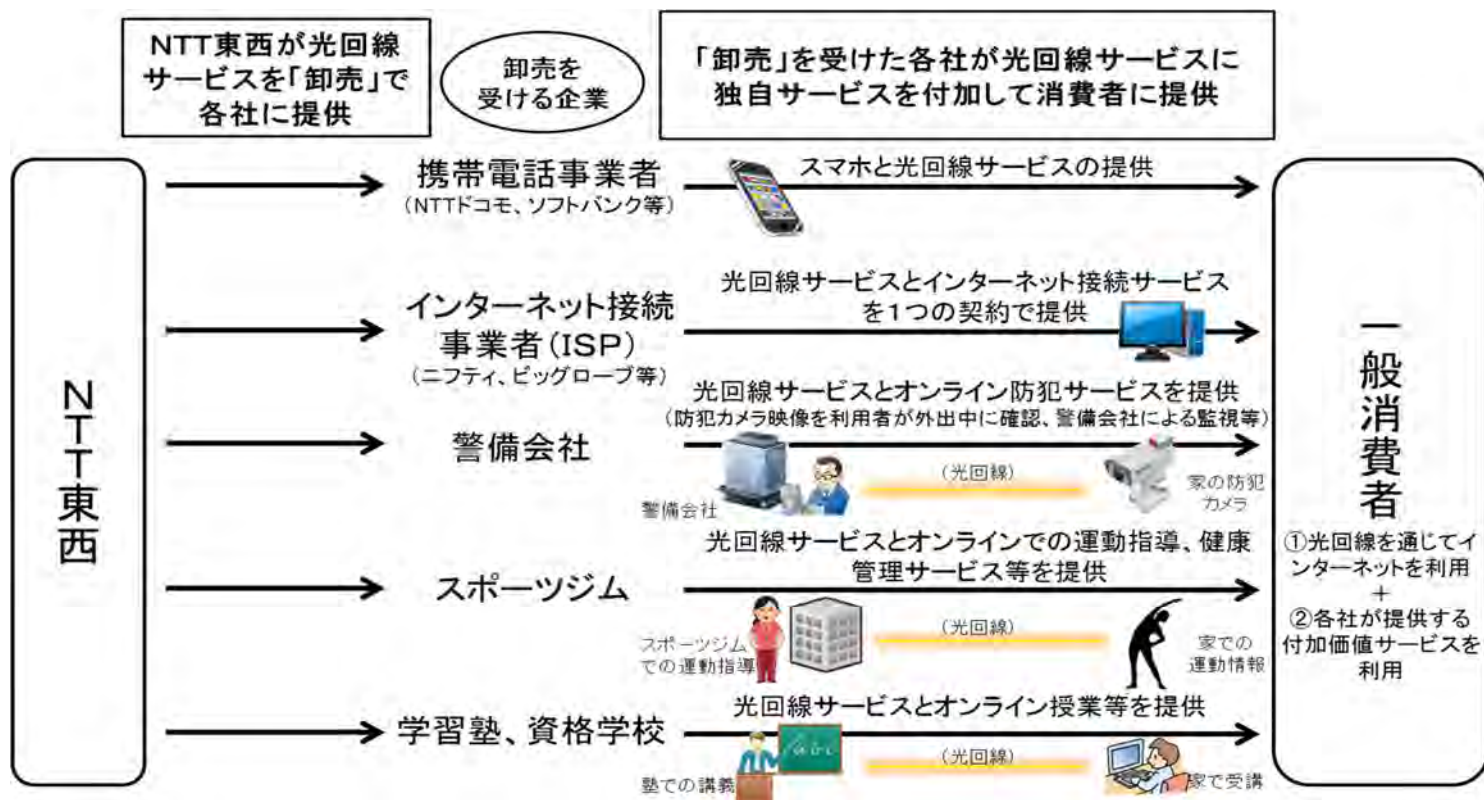
【MVNOサービスの区分別事業者数】

区分	16.3	17.3	18.3	18.12	19.3	19.6	19.9	19.12
SIMカード型	29 (15)	41 (20)	42 (22)	50 (27)	52 (28)	54 (30)	53 (31)	53 (31)
通信モジュール	17 (12)	18 (12)	18 (14)	20 (17)	20 (17)	21 (17)	21 (17)	21 (17)
単純再販	17 (16)	19 (16)	22 (17)	26 (20)	26 (20)	26 (20)	26 (20)	25 (19)
その他	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)
再卸	24 (18)	28 (20)	30 (23)	34 (26)	35 (26)	36 (27)	38 (27)	38 (27)

注1: 契約数が3万以上のMVNOからの報告を基に作成。
 注2: 契約数3万未満のMVNOの事業者数は含まない。
 注3: 括弧内はそれぞれの区分に係るサービスの提供に当たり、MNOから直接回線の提供を受けるMVNOの事業者数。

1-11 NTT東西による光回線の卸売サービスの概要

NTT東日本・西日本は、平成27年2月より、光回線の卸売サービスの提供を開始。

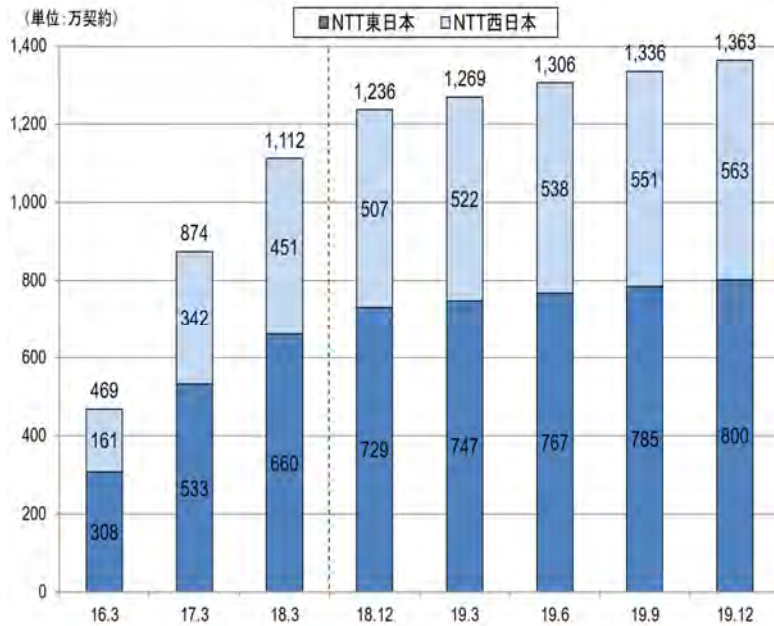


1- 12 NTT東西による光回線の卸売サービスの契約数

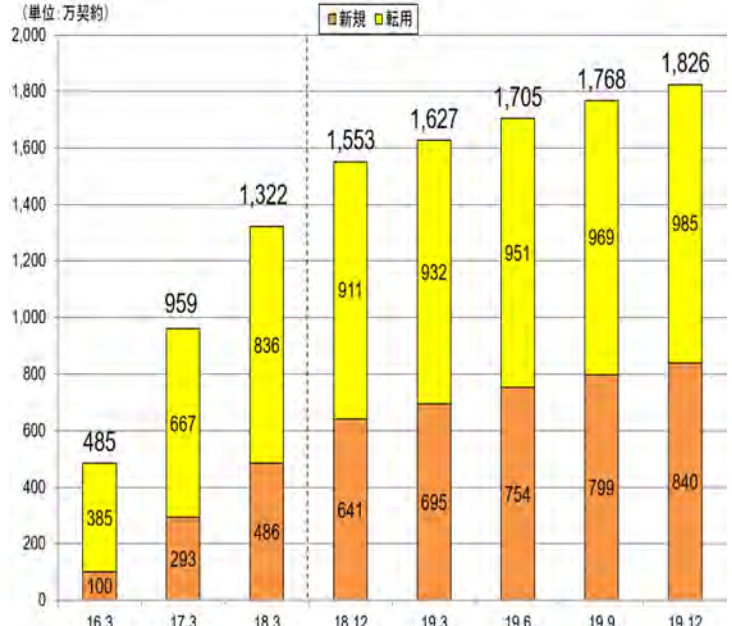
- ・NTT東西による光回線の卸売サービスの契約数は、NTT東西合計で1,363万(2019年12月末)。
- ・NTT東西別でみると、NTT西日本に比べ、NTT東日本が提供する契約数の方が大きく、全契約数の約59%。
- ・新規の開通数も徐々に増えているものの、全開通数の約54%は転用※。

※転用:「フレッツ光」を利用中のユーザーが電話番号等を変更することなく卸先事業者の提供するサービスに切り替えること

契約数の推移



累計開通数の推移

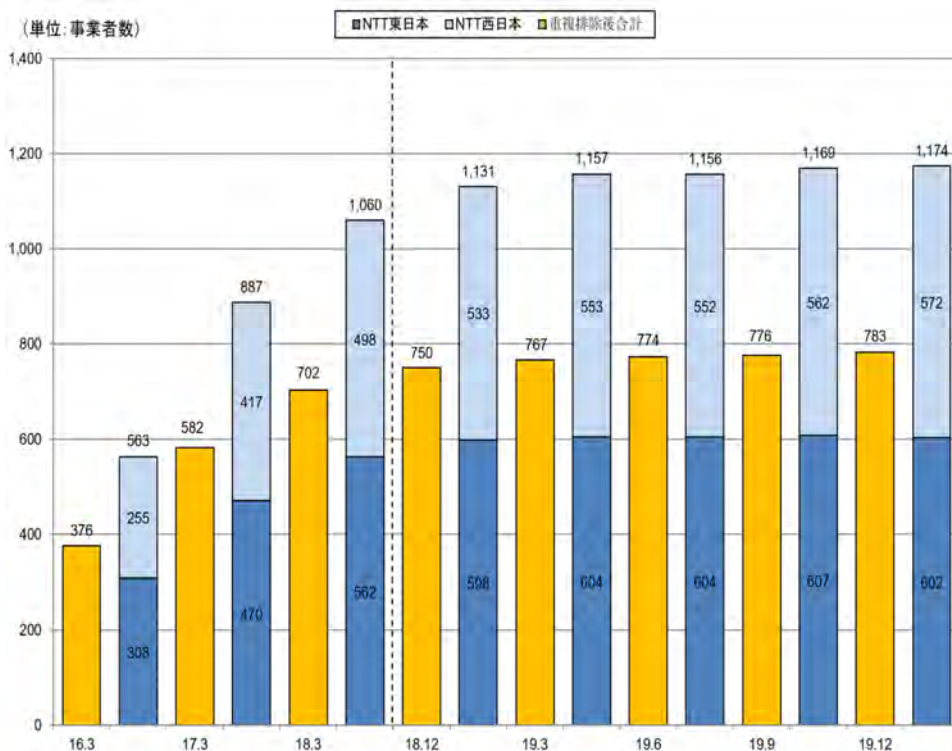


注1: 数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計の数値等が一致しない場合がある。

注2: NTT東西において卸解約数の新規・転用別の内訳を集計していないため、卸契約数の新規・転用別の内訳は不明。

1- 13 NTT東西による光回線の卸売サービスの卸先事業者数

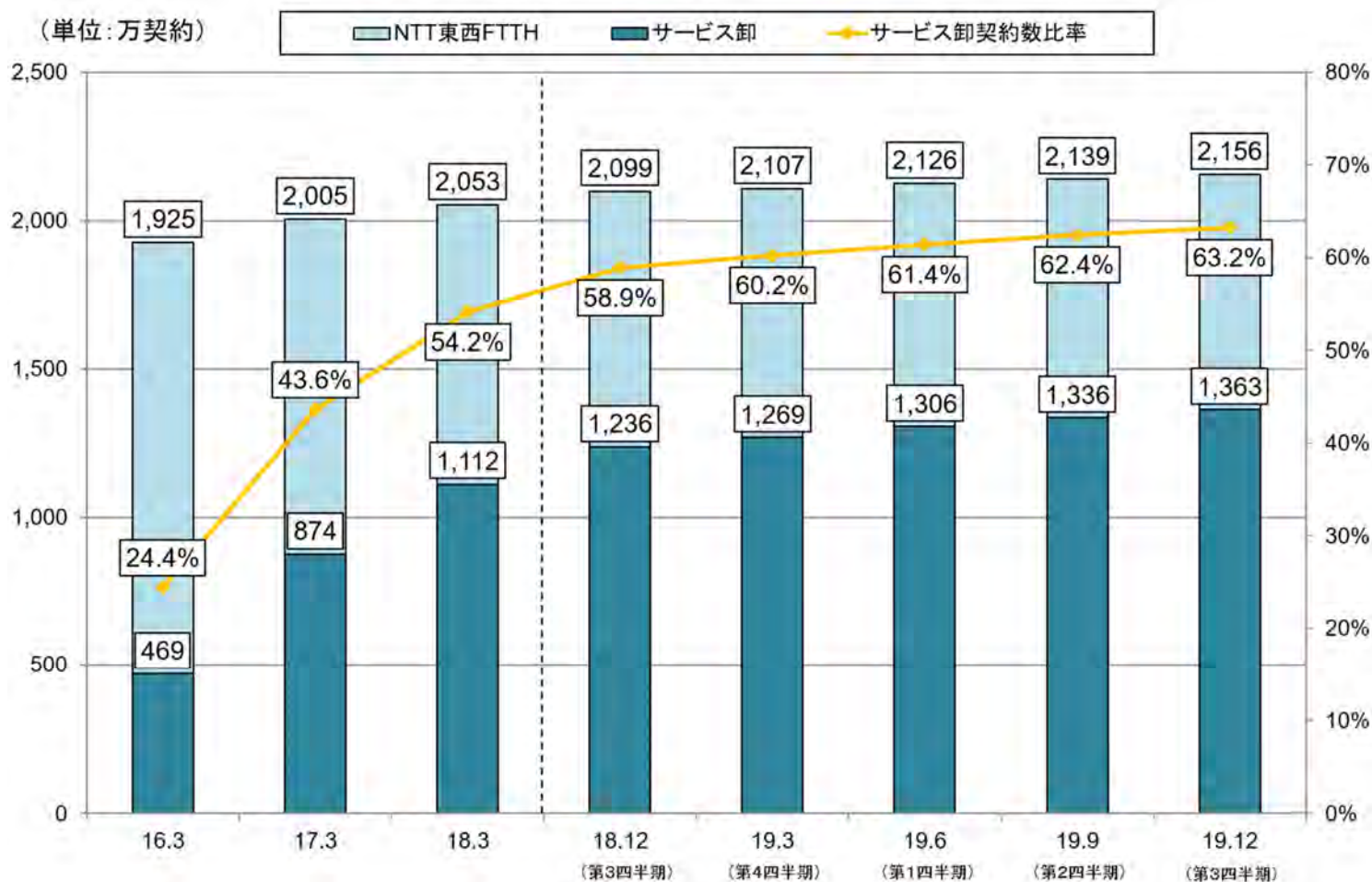
- ・卸先事業者数は、NTT東西の両者から卸電気通信役務の提供を受けている事業者の重複を排除した場合には783者。重複を排除しない単純合算の場合では1,174者(2019年12月末)。
- ・卸先事業者の約半数(376者)に対し、NTT東西の両者が卸電気通信役務を提供。



(参考)事業者の分類(主な業種による分類)

- MNO : 2者
- CATV事業者 : 78者
- ISP・MVNO事業者 : 558者
- その他事業者 : 145者

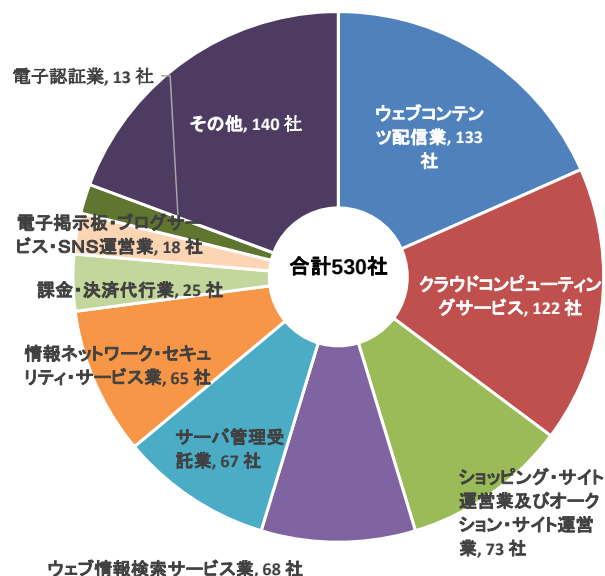
1- 14 NTT東西のFTTH契約数及び当該契約数に占めるサービス卸の契約数比率



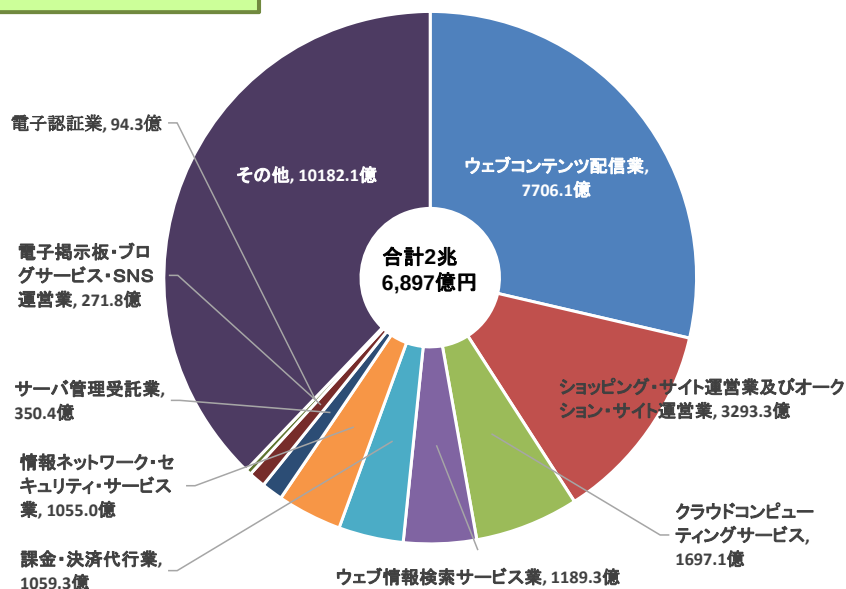
1- 15 インターネット附随サービス業

- ◆ 2018年度企業数は530社。
- ◆ 2018年度売上高は2兆6,897億円(前年度比5.0%増)で前年の最高値を更新。
- ◆ サービス別では、クラウドコンピューティングサービス(同33.2%増)、サーバ管理受託業(同32.3%増)が大幅な増加。また、主力のウェブコンテンツ配信業(同1.4%増)、ショッピングサイト運営業及びオークションサイト運営業(同2.5%増)の増加となっている。
- ◆ 1企業当たり売上高は50.7億円(同4.8%増)。

サービス別企業数



サービス別売上高



※複数事業を併営する企業があるため、企業数の合計と内訳の和は必ずしも一致しない。

※売上高の内訳に回答のない企業があるため、売上高の合計と内訳の和は一致しない。

2 電気通信事業に関する規律

- (1) 現行の電気通信事業法による規律の概要
- (2) 電気通信事業に関する規律
- (3) 現行のNTT法の枠組み
- (4) 市場支配力を有する電気通信事業者に対する禁止行為
- (5) 指定電気通信設備制度の枠組み
- (6) 指定電気通信設備の範囲
- (7) 接続義務・接続拒否事由
- (8) NTT東西の接続料の算定方式
- (9) 長期増分費用方式に基づく接続料の推移
- (10) 加入光ファイバの接続料
- (11) 加入光ファイバ接続料の推移
- (12) モバイル接続料の推移
- (13) 卸電気通信役務と接続の違い
- (14) NTT東西の光回線の卸売サービスに関するガイドラインの概要
- (15) MVNOガイドラインの概要
- (16) 事業者間協議の円滑化に関するガイドラインの概要
- (17) 接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針の概要
- (18) 「移動通信分野におけるインフラシェアリングに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」の概要
- (19) コンテンツ配信事業者等に係る紛争

2-1 現行の電気通信事業法による規律の概要

		電気通信事業者		
			第一種指定電気通信設備を 設置する電気通信事業者(固定系)	第二種指定電気通信設備を 設置する電気通信事業者(移動系)
参入・退出規制 外資規制		【参入】 登録 (①端末系伝送路設備の設置区域が同一市町村の区域を超える場合、または②中継系伝送路設備の設置区間が一の都道府県の区域を超える場合) 上記以外の場合は届出 【退出】 事後届出 (利用者に対しては予め相当の期間をおいて周知が必要) 【外資規制】 なし (NTT持株に対しては3分の1の外資規制)		
		原則として自由 【基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス:国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき役務)】 契約約款の作成、届出		
料金・約款規制			【指定電気通信役務(※1)】 保障契約約款の作成、届出	
			【特定電気通信役務(※2)】 プライスキャップ規制(上限価格規制)	
利用者保護		事業休廃止の際の利用者に対する事前周知義務、電気通信役務の提供条件に関する説明義務、苦情等に関する適切・迅速な処理義務		
非対称規制	接続規制	電気通信回線設備を設置する全ての事業者に対し、接続請求応諾義務		
	行為規制	なし	【禁止行為】 ・接続情報の目的外利用・提供 等 【特定関係事業者(NTTコム)との間の禁止行為】 ・役員兼任 等	※適用事業者については、市場シェア等も勘案して個別に指定(NTTドコモを指定) 【禁止行為】 同左
ユニバーサルサービス制度		【ユニバーサルサービスの範囲】 加入電話(加入電話に相当する料金で提供される光IP電話を含む)、第一種公衆電話、緊急通報 【制度の仕組み】 適格電気通信事業者に対し、基礎的電気通信役務の提供に要する費用の額が基礎的電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合に、その費用の一部に充てるための交付金を交付		

(※1) 指定電気通信役務＝第一種指定設備を用いて提供する役務であって、他の事業者による代替的な役務が十分に提供されない役務:NTT東西の加入電話・ISDN、専用線、フレッツ光、ひかり電話、フレッツISDN等

(※2) 特定電気通信役務＝指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務:NTT東西の加入電話・ISDN(基本料、施設設置負担金、通話料・通信料、番号案内料)等

2-2 電気通信事業に関する規律

- 一般の事業者に対しては、自由で多様な事業展開を可能とするため、新規参入や料金に関する事前規制を緩和する一方で、消費者保護ルールを充実。
- 特定の事業者（主要なネットワークを保有するNTT東西や携帯電話事業者）に対しては、そのネットワークを利用する事業者が公平な条件等でサービスを提供できるよう、接続ルール等の公正競争ルールを整備。

規律の変遷

		昭和60年～ 	平成9年～	平成13年～ 	平成16年～ 		平成28年～	平成30年～
		事前規制から利用者視点を踏まえた事後規制へ						
対事業者一般	競争原理の導入	市場の自由化	事業者の参入促進、自由な料金設定	約款規制等の緩和 ユニバーサルサービス制度の導入 紛争処理制度の導入 自由・迅速な事業展開促進、セーフティネット整備	参入許可制の廃止 料金・約款の事前規制を原則撤廃 利用者保護の推進 自由な事業展開促進、利用者保護ルールの整備	紛争処理機能の拡充 安全・信頼性規律の強化	利用者保護ルールの拡充	業務の休廃止の利用者周知に係る事前届出制の導入 サイバー攻撃への対応促進 販売代理店への届出制度の導入 事業者・販売代理店の勧誘の適正化
	対特定事業者	多様な事業者による自由な事業展開を促進	固定系への接続ルールの導入 NTTの再編成	移動系への接続ルールの導入 禁止行為規制の導入 NTT東西の業務範囲拡大	市場支配力の濫用を禁止	移動系の接続ルールの強化 固定系の公正競争ルールの強化 NTT東西の業務規制手続の緩和	移動系の接続ルールの更なる強化 グループ化・寡占化への対応 禁止行為規制の緩和 卸制度の整備	モバイル市場の競争の促進
		料金低廉化・サービス多様化のための公正競争ルールの整備・強化						

2-3 現行のNTT法の枠組み

	日本電信電話株式会社 (持株会社)	東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社 (地域会社)
目的 (第1条)	◇東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図る。 ◇電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行う。	◇地域電気通信事業を経営する。
事業 (第2条)	◇地域会社が発行する株式の引受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使 ◇地域会社に対する必要な助言、あっせんその他の援助 ◇電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究 等	◇地域(＝同一の都道府県内)電気通信業務 ◇地域電気通信業務に附帯する業務(「附帯業務」) ◇地域会社の目的を達成するために必要な業務(「目的達成業務」)【事前届出】 ◇業務区域以外の区域における地域電気通信業務【事前届出】 ◇地域電気通信業務を営むために保有する設備・技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務(「活用業務」)【事前届出】
責務 (第3条)	◇国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保 ◇電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及	
株式 (第4条～第7条)	◇3分の1以上の政府保有義務 ◇3分の1までの外資規制 ◇政府保有株式の処分制限	◇全ての株式を日本電信電話株式会社が保有
役員等 (第10条～第12条)	◇役員選任決議認可、外国人役員の禁止 ◇定款変更・合併等の決議認可、剰余金処分決議認可 ◇事業計画認可	◇外国人役員の禁止 ◇定款変更・合併等の決議認可 ◇事業計画認可

2-4 市場支配力を有する電気通信事業者に対する禁止行為

- シェアが高く市場支配力を有する事業者(市場支配的事業者)に対し、市場支配力を濫用して公正な競争を阻害することがないよう、不当な競争を引き起こすおそれがある行為についてあらかじめ禁止する制度。

<対象事業者>

- ① [固定通信市場] アクセス回線シェアが50%を超える電気通信事業者(一種指定事業者): NTT東西
② [移動通信市場] 二種指定事業者(端末シェア10%超)のうち、収益シェア40%超等の者: NTTドコモ

<NTT東西に対する禁止行為の内容>

接続の業務に関し知り得た
情報の目的外利用・提供

特定の事業者に対する
不当に優先的・不利な取扱い

製造業者等への
不当な規律・干渉

<NTTドコモに対する禁止行為の内容>

接続の業務に関し知り得た
情報の目的外利用・提供

総務大臣が指定する
グループ内の事業者
(特定関係法人※)に限定

※ 東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社
株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー、株式会社NTTぷらら、株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ、エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社

2-5 指定電気通信設備制度の枠組み

	第一種指定電気通信設備制度(固定系)	第二種指定電気通信設備制度(移動系)
指定要件	都道府県ごとに 50%超のシェアを占める加入者回線を有すること NTTを指定(97年) (その後、再編に伴いNTT東日本・西日本を改めて指定(01年))	業務区域ごとに10%超(当初は25%超)の端末シェアを占める 伝送路設備を有すること NTTドコモ(02年)、KDDI(05年)、沖縄セルラー(02年)、 ソフトバンク(12年)、WCP(19年)、UQ(19年)を指定
指定対象設備	加入者回線及びこれと一体として設置される電気通信設備であって、他の電気通信事業者との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことができない電気通信設備	基地局や交換機等、移動体通信役務を提供するために設置される電気通信設備であって、他の電気通信事業者との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備
接続関連規制	■接続約款(接続料・接続条件)の認可制 ■接続会計の整理義務 ■網機能提供計画の届出・公表義務	■接続約款(接続料・接続条件)の届出制 ■接続会計の整理義務
卸関連規制	■卸電気通信役務の届出制	■卸電気通信役務の届出制
利用者料金関連規制	指定電気通信役務 (第一種指定電気通信設備により提供される役務であって、他の事業者による代替的なサービスが十分に提供されないもの) ■契約約款の届出制 ■電気通信事業会計の整理義務 特定電気通信役務 (指定電気通信役務のうち、利用者の利益に及ぼす影響が大きいもの) ■プライスカップ規制	更に、収益ベースのシェアが25%を超える場合に個別に指定された者に対する規制 NTTドコモ(02年)を指定
行為規制	■特定業務以外への情報流用の禁止 ■各事業者の公平な取扱い ■製造業者等への不当な規律・干渉の禁止 ■特定関係事業者との間のファイアウォール ■設備部門と営業部門との間の機能分離 ■委託先子会社への必要かつ適切な監督 ■電気通信事業会計の整理義務	■特定業務以外への情報流用の禁止 ■グループ内事業者の不当な優遇の禁止 ■電気通信事業会計の整理義務

2-6 指定電気通信設備の範囲

- ・ 現行制度は、オープン化の対象となる具体的な設備を、実現される機能を念頭に置きつつ指定。
- ・ 平成20年7月7日、NGN及びひかり電話網を第一種指定電気通信設備の対象化。
- ・ 平成22年1月8日、戸建て向け光信号用の屋内配線設備を第一種指定電気通信設備の対象化。

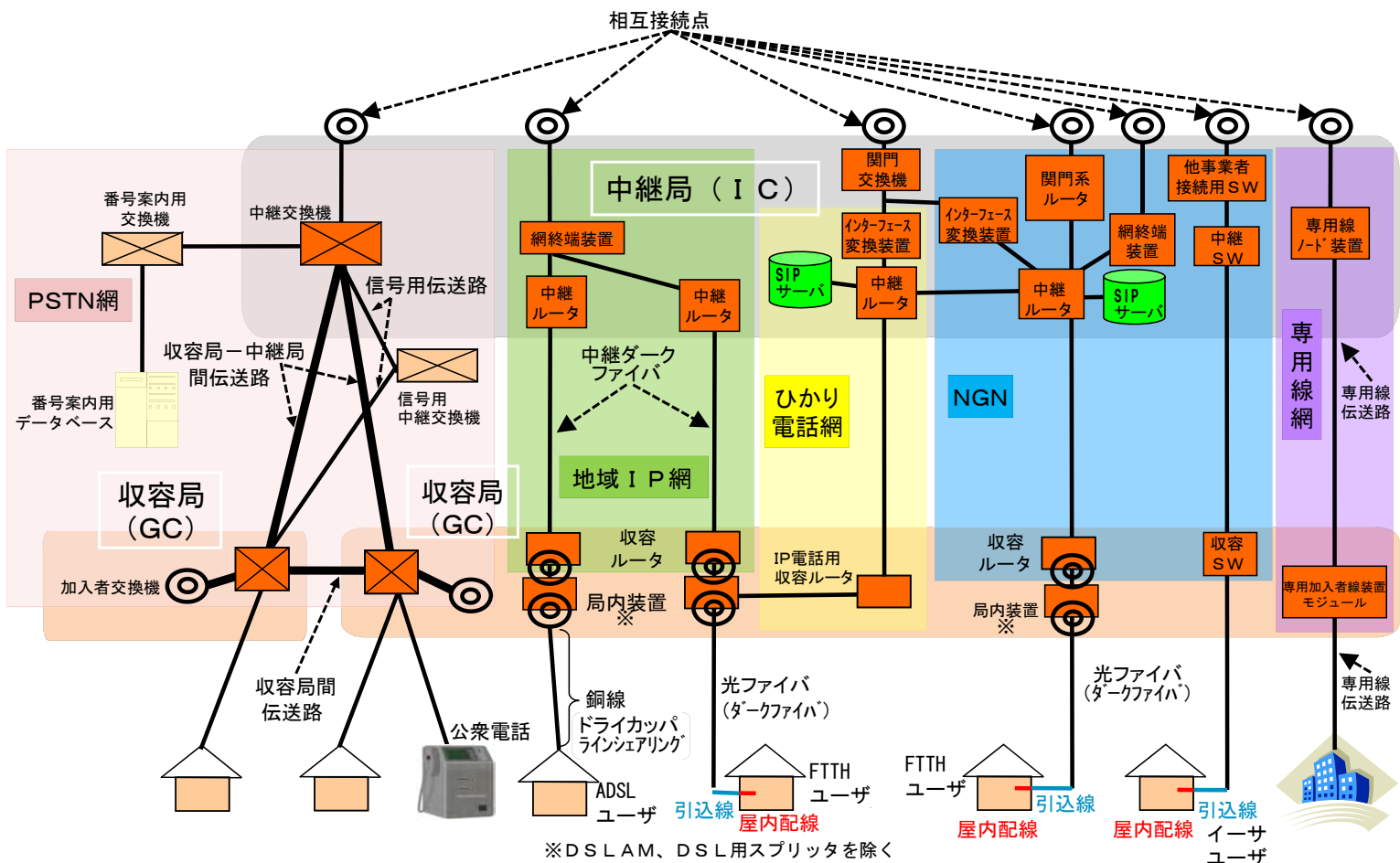
第一種指定電気通信設備の指定内容

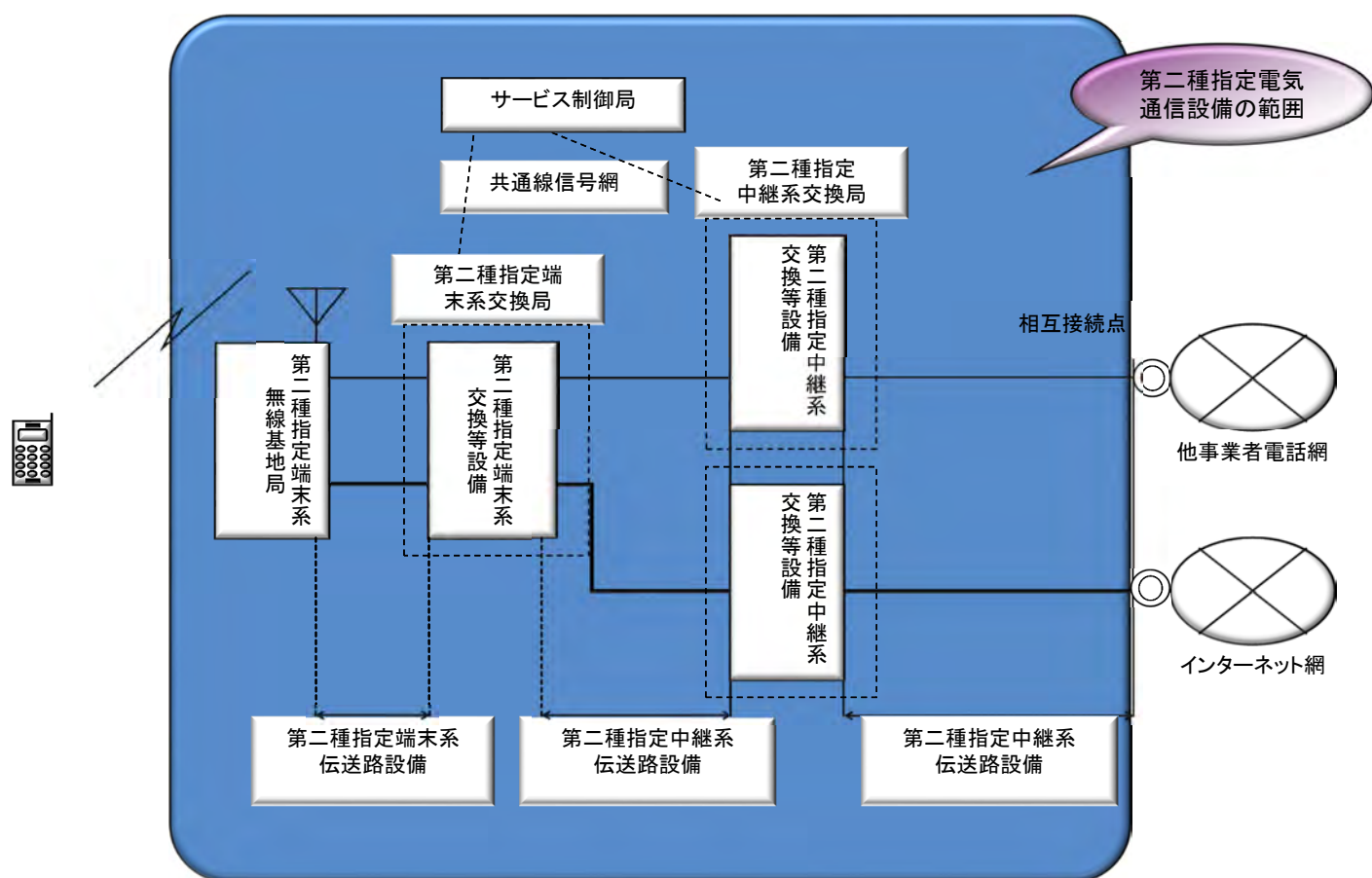
IP/ PSTN	指定設備
共通	①固定端末系伝送路設備(端末装置、屋内配線設備等を含む。)
共通	②端末系交換等設備
IP網	③収容ルータ
	④中継ルータ(県内通信を行うものに限る。)
共通	⑤中継系交換等設備(県内通信を行うものに限る。)
共通	⑥市内伝送路設備
共通	⑦中継系伝送路設備(県内通信を行うものに限る。)
IP網	⑧SIPサーバ
共通	⑨付随設備(接続用伝送路設備等を含む。)
PSTN	⑩公衆電話機
PSTN	⑪番号案内関係設備

第二種指定電気通信設備の指定内容

交換設備	1. 特定移動端末設備と接続される伝送路設備を直接収容するもの(第二種指定端末系交換設備)
	2. 第二種指定端末系交換設備以外の交換設備であって業務区域内における特定移動端末設備との通信を行うもの(第二種指定中継系交換設備) (ルータにあっては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。)
伝送路設備	3. 第二種指定中継系交換設備の交換設備相互間に設置される伝送路設備
	4. 特定移動端末設備へ電波を送り、又は特定移動端末設備から電波を受ける無線局の無線設備(第二種指定端末系無線基地局)
	5. 第二種指定端末系無線基地局と、第二種指定端末系交換設備が設置されている建物(第二種指定端末系交換局)との間に設置される伝送路設備
その他	6. 第二種指定端末系交換局と、第二種指定中継系交換設備が設置されている建物との間に設置される伝送路設備
	7. 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
	8. 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
	9. 他の電気通信事業者の電気通信設備と1.~8. に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備 (3.~8.に掲げるものを除く。)

【参考】 第一種指定電気通信設備の範囲(概念図)





2-7 接続義務・接続拒否事由

◎接続義務

電気通信事業では、各事業者のネットワークを様々な形で相互接続することによって、利用者が多様なサービスを楽しむことができることから、ネットワークを保有している全ての事業者に対して、以下のような場合(接続拒否事由)を除き、他事業者からの接続の請求に応諾しなければならない。(電気通信事業法第32条)

電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき
(法第32条第1号)

- (例)
- ✓ 電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えるおそれがあるとき(逐条解説)
 - ✓ 請求された接続により、請求を受けた者の提供する電気通信役務について適正な品質の保持が困難となる時(逐条解説)
 - ✓ MNOがMVNOの接続の申込みに応じることにより、当該MVNOのシステムが当該MNOのHLR等のシステムを損傷するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合(MVNOガイドライン)
 - ✓ MNOがMVNOへ課金情報を提供する際に、当該MNOの利用者の個人情報等が当該MVNOから外部に流出するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合(MVNOガイドライン)
 - ✓ MNOがMVNOの接続の申込みに応じる結果、当該MNOにおける周波数の不足等により当該MNOの利用者への電気通信役務の円滑な提供に支障を来すおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合(MVNOガイドライン)

電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき
(法第32条第2号)

- (例)
- ✓ 請求者の役務と需要を共通としているため、請求を受けた者において電気通信回線設備の保持が経営上困難になる等、経営に著しい支障が生じるとき(逐条解説)
 - ✓ 接続を拒否するためには、客観的な事実に基づいて、当該接続により相当程度の利益の損失が発生することを合理的に説明できなければならない(電気通信事業紛争処理委員会答申(平成22年7月8日))

その他、総務省令で定める正当な理由があるとき
(法第32条第3号)

接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り又は怠るおそれがあるとき
(施行規則第23条第1号)

- (例)
- ✓ 請求者の運転資本等や、期待される短期的な収益、予定される資金調達を考慮しても、請求者が接続に関し負担すべき金額や、接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれを払拭するための預託金の金額を支払うことができると判断することはできない場合は、接続拒否事由にあたる(電気通信事業紛争処理委員会答申(平成22年7月8日))

接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき
(施行規則第23条第2号)

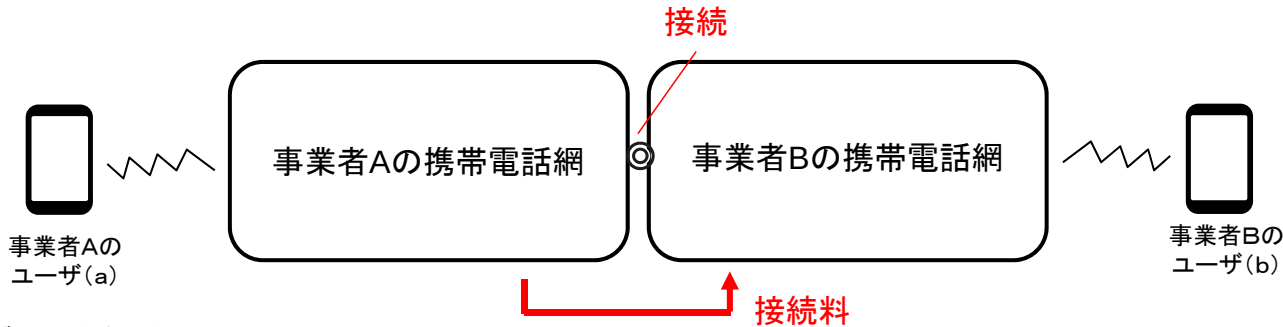
- (例)
- ✓ MVNOが申し込んだ接続形態を実現するためにMNO側において要するシステム改修等の程度が著しく過大であり、当該システム改修に要する費用の回収が見込めないと認められる合理的な理由が存在する場合(MVNOガイドライン)

【参考】電気通信事業分野における接続

■ 電気通信事業者は、他の電気通信事業者から、電気通信回線設備との接続の請求を受けたときは、原則としてこれに応じる義務を有する。（接続応諾義務、電気通信事業法第32条）

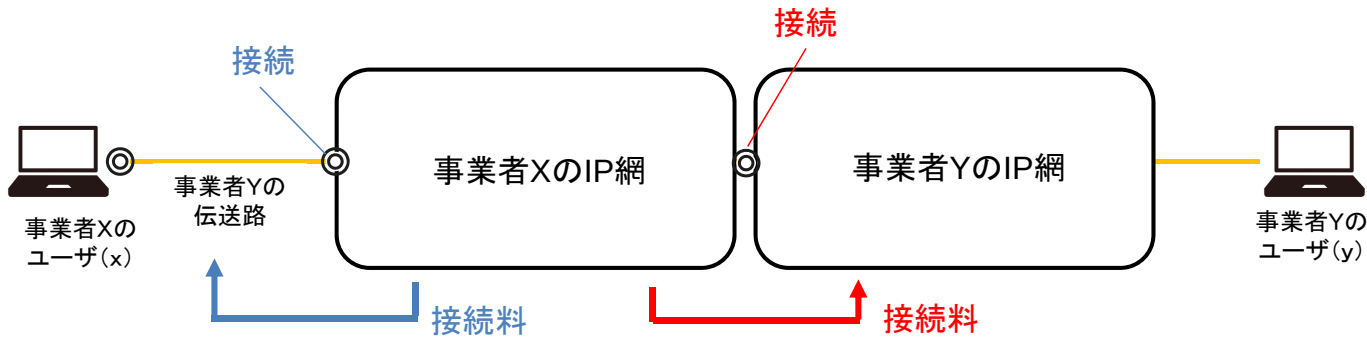
■ 携帯電話の例

下図(a)から(b)の通信の場合、事業者Aは、事業者Bの携帯電話網の接続料を支払う



■ 固定ブロードバンドの例

下図(x)から(y)の通信の場合、事業者Xは、事業者YのIP網の接続料を支払うことがある(赤字部分)
さらに、固定ブロードバンドの場合、事業者Yの加入光ファイバやメタル回線の接続料を支払うケースもある(青字部分)

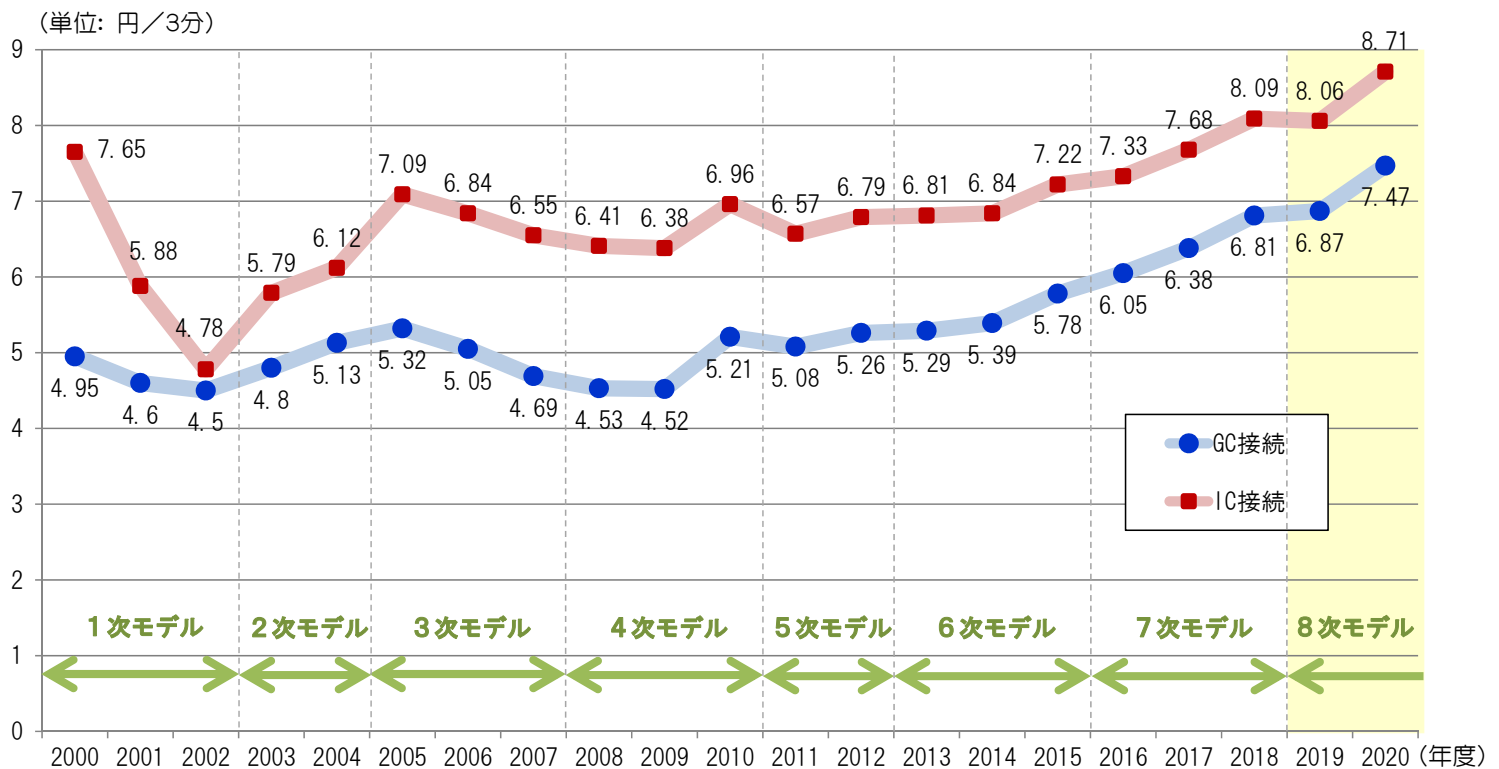


2-8 NTT東西の接続料の算定方式

接続料算定方法の一覧

算定方式		算定方式の概要	対象となる主な接続機能
実際費用方式	実績原価方式	・前々年度の実績需要・費用に基づき算定 ・当年度の実績値が出た段階で、それにより算定した場合との乖離分を翌々年度の費用に調整額として加算	・加入者回線(ドライカッパ、ラインシェアリング) ・中継光ファイバ回線 ・専用線 ・公衆電話 等
	将来原価方式	・新規かつ相当の需要増加が見込まれるサービスに係る設備に適用 ・原則5年以内の予測需要・費用に基づき算定	・加入者回線(光ファイバ) ・NGN
長期増分費用方式(LRIC)		・仮想的に構築された効率的なネットワークのコストに基づき算定 ・前年度下期+当年度上期の通信量を使用	・電話網(加入者交換機等)
事業者向け割引料金(キャリアズレート)		・小売料金から営業費相当分を控除したものを接続料とする	・ISDN加入者回線(INS1500) ・専用線

2-9 長期増分費用方式に基づく接続料の推移



GC(Group unit Center)接続料: NTT東西以外の通信事業者が、NTT東西の固定電話網と加入者交換機で相互接続する際に支払う接続料
 IC(Intrazone tandem Center)接続料: NTT東西以外の通信事業者が、NTT東西の固定電話網と中継交換機で接続する際に支払う接続料

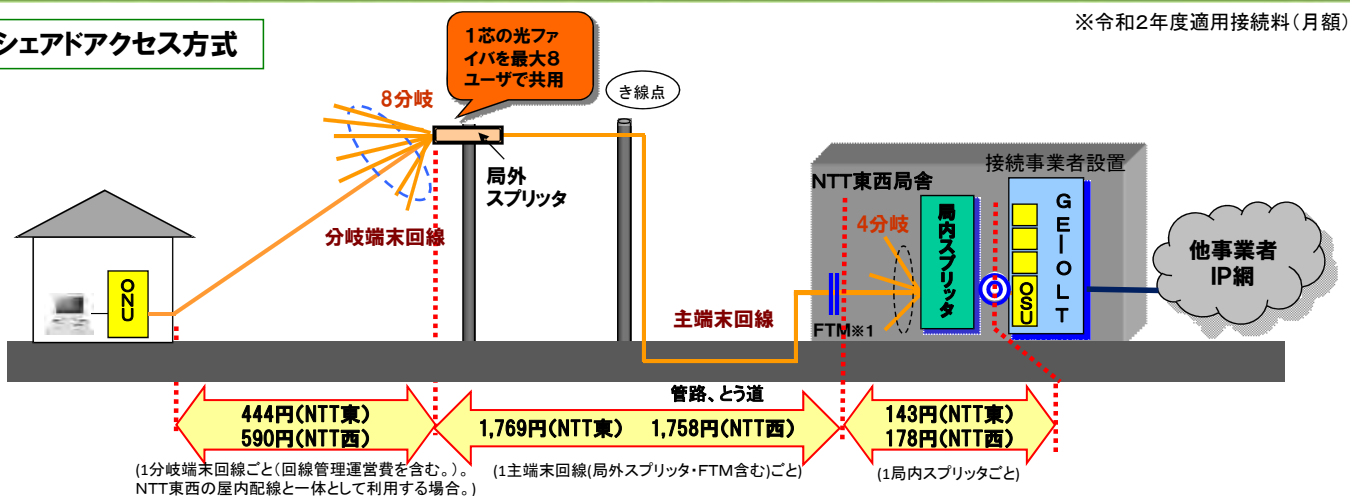
2-10 加入光ファイバの接続料

加入光ファイバは、現在、次の2つの方式により提供。

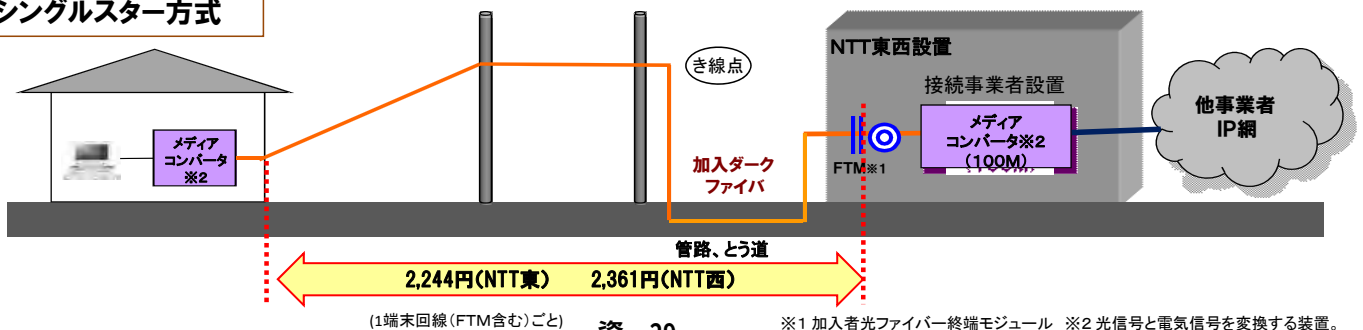
- ①シェアドアクセス方式(加入光ファイバのうち主端末回線部分を最大8利用者で共用する方式)
- ②シングルスター方式(全区間において一芯の加入光ファイバを利用する方式)

※令和2年度適用接続料(月額)

①シェアドアクセス方式



②シングルスター方式

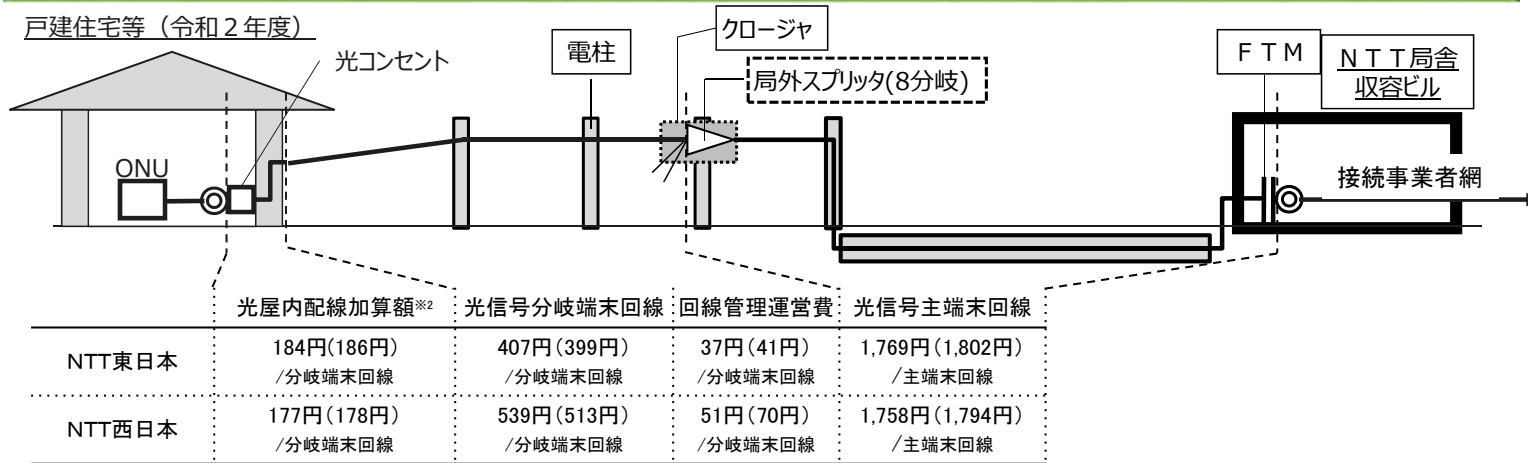


【参考】シェアドアアクセス方式における「芯線単位接続料」

○ NTT東西のシェアドアアクセス方式(※)の加入光ファイバを他事業者が利用する場合、**NTT東西局舎内の装置(OSU)やユーザ宅内の装置(ONU)を当該事業者が設置・専用することが前提となるため、装置間にある光ファイバについても当該事業者が専用することが必要。**

※ 設備効率を高めるため、ネットワークの途中にスプリッタを挿入して一芯の加入光ファイバを最大8ユーザで共用する方式。

○ このため、NTT東西は、現在、加入光ファイバを他事業者が利用する場合の接続料について、他事業者が専用する設備の需要量に応じて、すなわち、**主端末回線については主端末回線の芯線数を単位として設定(「芯線単位接続料」)。**



※1 光屋内配線加算額、光信号分岐端末回線、回線管理運営費は実績原価方式により算定。光信号主端末回線は将来原価方式により算定。

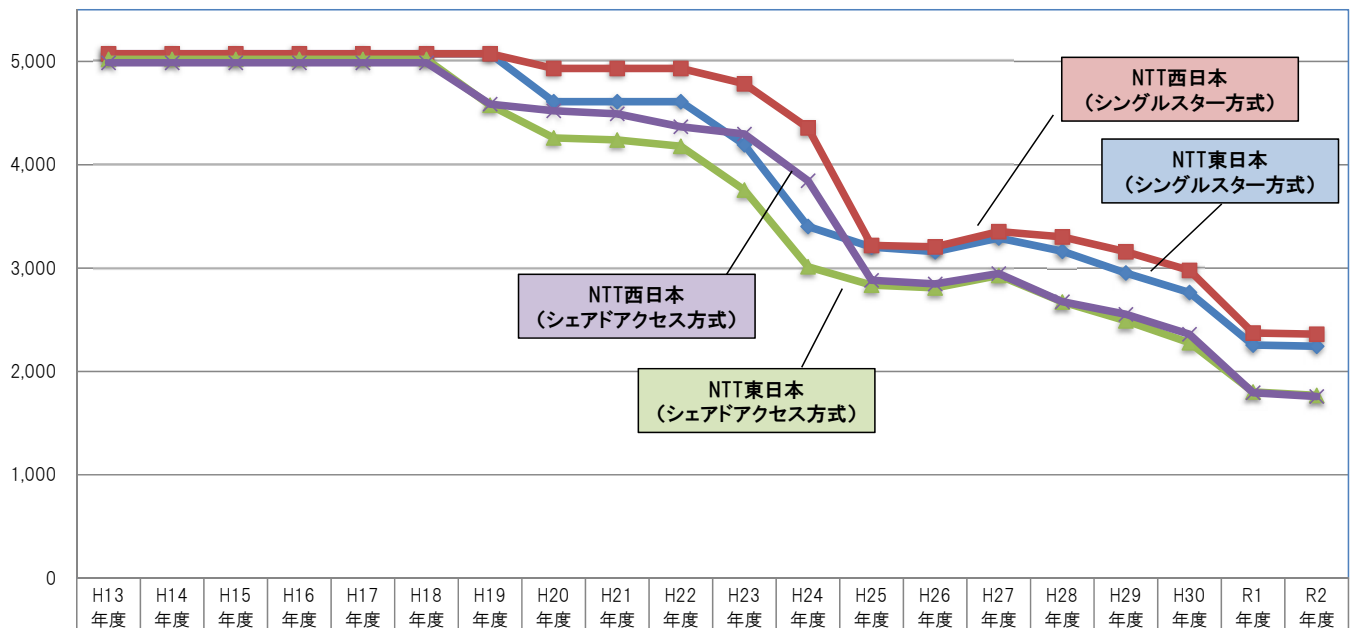
※2 光屋内配線加算額は、引込線と一体として設置される場合にのみ適用される。

※3 括弧内は令和元年度接続料

収容数ごとの1収容あたり接続料(令和2年度)

収容数	1	2	3	4	5	6	7	8
NTT東日本	2,397円	1,513円	1,218円	1,070円	982円	923円	881円	849円
NTT西日本	2,525円	1,646円	1,353円	1,207円	1,119円	1,060円	1,018円	987円

2-11 加入光ファイバ接続料の推移



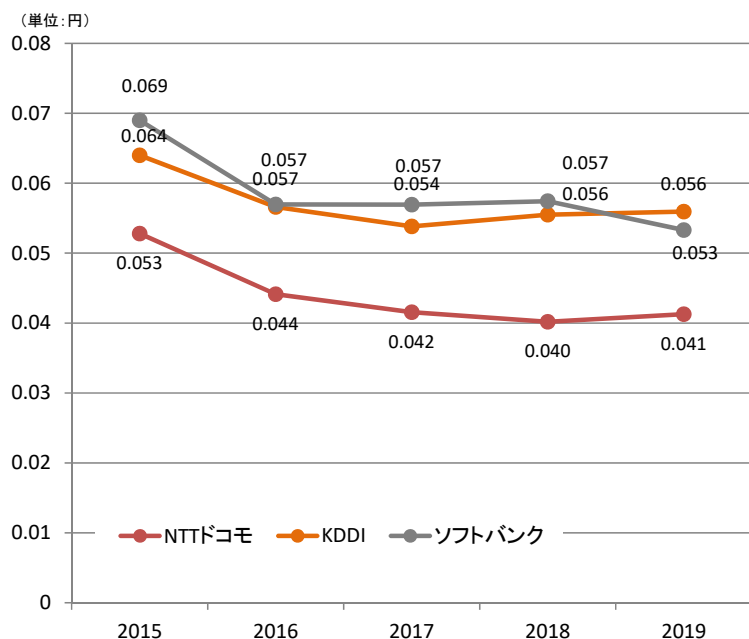
	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
NTT東日本(シングルスター方式)	5,074	5,074	5,074	5,074	5,074	5,074	5,074	4,610	4,610	4,610	4,194	3,403	3,203	3,159	3,292	3,163	2,953	2,764	2,256	2,244
NTT西日本(シングルスター方式)	5,074	5,074	5,074	5,074	5,074	5,074	5,074	4,932	4,932	4,932	4,784	4,357	3,220	3,206	3,353	3,302	3,159	2,978	2,372	2,361
NTT東日本(シェアドアアクセス方式)	5,020	5,020	5,020	5,020	5,020	5,020	4,576	4,260	4,240	4,179	3,756	3,013	2,835	2,808	2,929	2,673	2,490	2,278	1,802	1,769
NTT西日本(シェアドアアクセス方式)	4,987	4,987	4,987	4,987	4,987	4,987	4,587	4,522	4,493	4,368	4,298	3,846	2,882	2,847	2,947	2,675	2,553	2,360	1,794	1,758

※1 シングルスター及びシェアドアアクセスの接続料は、7年間(H13年度～H19年度)、3年間(H20年度～H22年度)、(H23年度～H25年度)、(H26年度～H28年度)、4年間(H28年度～H31年度)、3年間(R2～R4)を算定期間とする将来原価方式により算定。

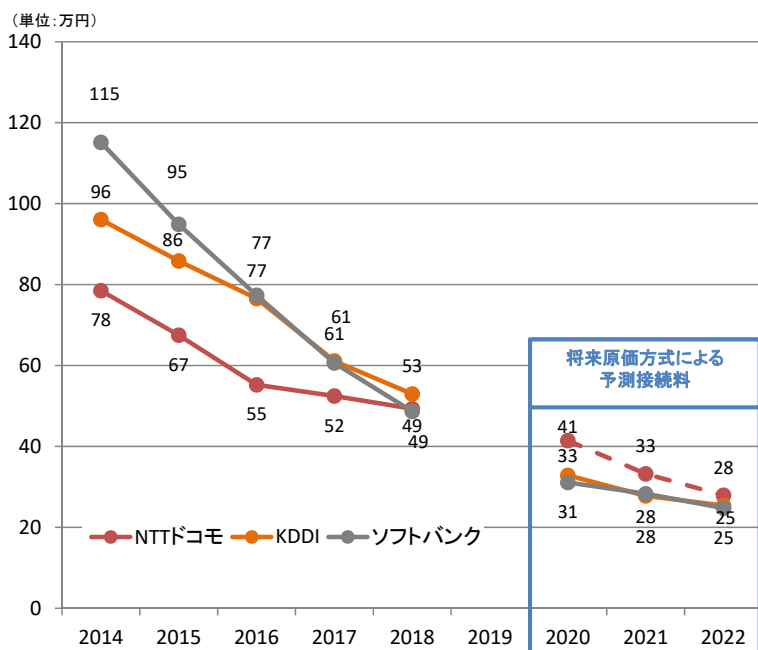
※2 シェアドアアクセスについては局外スプリッタ料金(H18年度までは将来原価方式、H19年度以降は実績原価方式で算定)を含み、引込線料金(加算料)を含まない。

2-12 モバイル接続料の推移

音声接続料の推移(1秒当たり)



データ接続料の推移(10Mbps当たり・月額)



※1:2015年度の音声接続料及び2014年度のデータ接続料の値は、2016年5月の第二種指定電気通信設備接続料規則施行後の届出値。

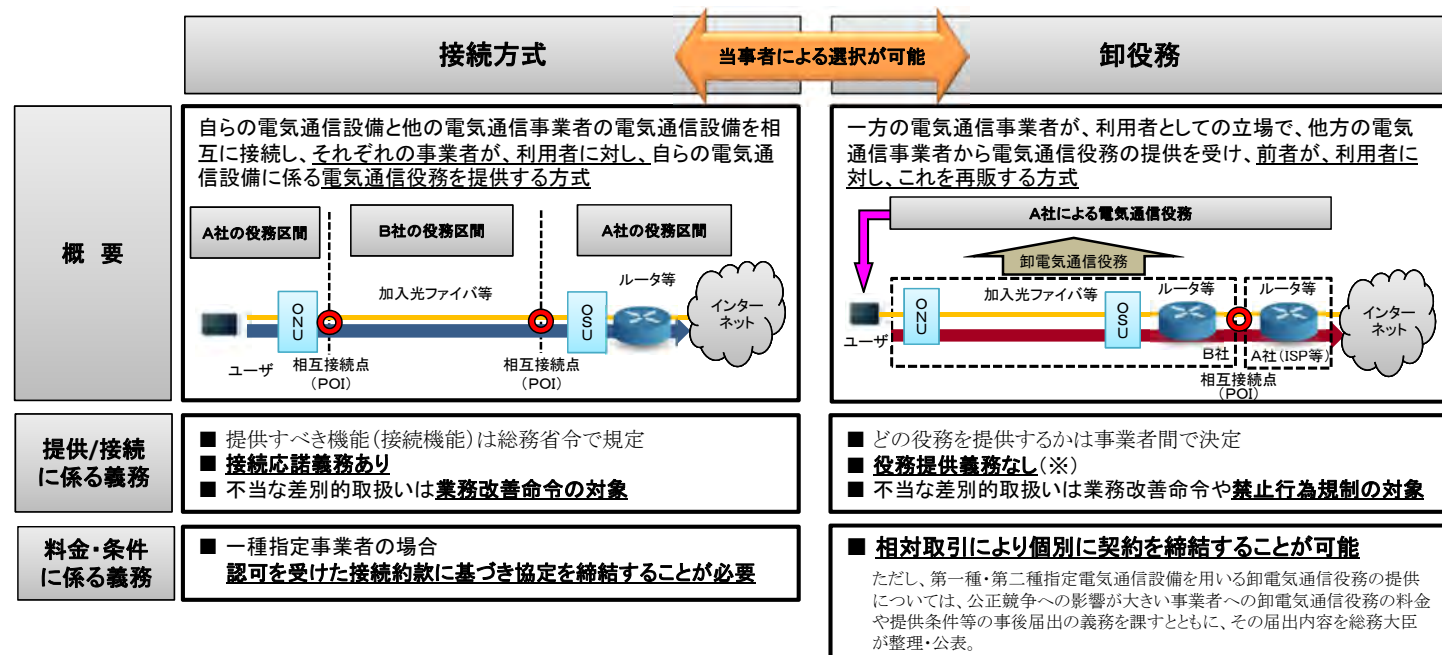
※2:音声接続料について、区域内外統一料金となっている。ただし、KDDIは2016年度まで、ソフトバンクは2015年度まで、区域内外に区分して算定しており、当該年度までの数値は、それぞれ区域内のものを使用している。

※3:KDDI及びSBの2020年度以降のデータ接続料は、それぞれのグループの全国BWA事業者(UQ及びWCP)と共同で算定したもの。

注:各年度において最終的に適用される接続料を記載(将来原価方式による予測接続料を除く。当該接続料は当該年度における実績値に基づく接続料によって別途精算される。)

2-13 卸電気通信役務と接続の違い

- 接続とは、電気通信設備相互間を電氣的に接続することをいう。(相互間で通信が可能な状態)
- 卸電気通信役務とは、「電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務」(法第29条第1項第10号)をいう。
- 電気通信設備が電氣的に接続される場合について、接続に関する協定により料金・条件を決定する方法以外に、**物理的な接続形態を変えないまま、契約形態上「卸役務」方式とすることにより、当事者間の相対交渉により料金・条件を決定することも可能。**



※ ただし、基礎的電気通信役務又は認定電気通信事業に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければ、当該電気通信役務の提供を拒んではならない(法第25条、第121条)。指定電気通信役務については、正当な理由がなければ、保障契約約款による提供を拒んではならない。

2-14 NTT東西の光回線の卸売サービスに関するガイドラインの概要

NTT東西の光回線の卸売サービスに関する電気通信事業法の適用関係を明確化することにより、公正な競争環境を確保するとともに、行政運営に関する予見可能性を高めることを目的として、ガイドラインを策定(2016年5月改定)。

電気通信事業法上問題となり得る行為に関するガイドラインの主な記載

卸提供事業者(NTT東西)が行う行為

①競争阻害的な料金の設定等

・NTT東西の光回線の卸売サービス(「サービス卸」)の料金等(工事費、手続費等を含む。)について、自己の関係事業者のみを対象とした割引料金の設定など、**特定の卸先事業者のみを合理的な理由なく有利に取り扱うこと**

・「サービス卸」の料金等(工事費、手続費等を含む。)について、実質的に**特定の卸先事業者に適用が限定されることが明らかなような大口割引を行うこと**

②提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い、③技術的条件に係る不当な差別的取扱い、④サービス仕様に係る不当な差別的取扱い、⑤競争阻害的な情報収集、⑥情報の目的外利用、⑦情報提供に係る不当な差別的取扱い、⑧卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉、⑨業務の受託に係る不当な差別的取扱い

卸先事業者が行う行為

①競争阻害的な料金の設定等

・「サービス卸」を活用し固定通信サービスとモバイルサービスをセット提供・セット割引をする場合において、**競争阻害的な料金設定や過度のキャッシュバックなどの行為により、卸役務に係る需要を共通とする電気通信回線設備を設置する競争事業者(CATV事業者等)の設備の保持が経営上困難となるおそれを生じさせること**

・(市場支配的事業者である)NTTドコモが、「サービス卸」を活用する際、**合理的な理由なく、(NTT東西の提供する「サービス卸」のみの)排他的な組み合わせで、自己が提供する他のサービス(モバイルサービスなど)との割引サービスを提供すること**

②契約前の説明義務の履行不十分、③書面交付義務の履行不十分、④苦情等の処理の履行不十分、⑤不实告知・事実不告知、⑥勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為、⑦卸先契約代理業者に対する指導等の履行不十分

販売代理店等が行う行為

①契約前の説明義務の履行不十分、②不实告知・事実不告知、③勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為

2-15 MVNOガイドラインの概要

- ・電波の有限希少性により新規参入に制約のあるモバイル市場においては、既存の携帯電話事業者(MNO)から無線ネットワークを調達してサービスを提供するMVNOの新規参入を促し、モバイル事業者間の競争を進展させることが重要。
- ・このため、MVNOの参入手続などMVNOの事業展開を図る上で必要となる法令を解説するガイドラインの策定・見直しや、ネットワーク調達に関する規律の見直しなどを通じて、MVNOの新規参入を促進。

MVNOガイドライン※の概要

※MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン(2002年策定、2020年最終改定。今後も必要に応じて改定を実施。)

■ MVNOの事業開始に必要な手続

- ✓ MVNOは、事業を営もうとする場合、電気通信事業法に基づき、登録又は届出が必要
- ✓ MVNOは、無線局を自ら開設しないことから、電波法に基づく無線局免許の申請等の手続は不要

■ MVNOとMNOとの関係

- ✓ MVNOが利用者にサービスを提供する場合、MVNOが利用者料金を設定することが可能
- ✓ MVNOのネットワーク調達の際の設備の使用料(接続料)は、従量制課金のほか、回線容量単位(帯域幅)の課金方式を採用することも可能

■ MNOにおけるコンタクトポイントの明確化

- ✓ MNOは一元的な窓口(コンタクトポイント)を設け、MVNOとの協議を適正・円滑に行う体制を整備することが望ましい

■ MVNOの事業計画等に係る聴取範囲の明確化

- ✓ MVNOの競争上の地位を守るため、MNOネットワーク提供に当たって必要となるMVNOの事業計画等の聴取について、聴取可能な範囲を例示列挙

■ ネットワークの輻輳対策

- ✓ 無線ネットワークの輻輳対策については、MVNOとMNOとの十分な協議や、MVNOに対する必要な情報提供が求められる

■ 協議が調わなかった場合の手続

- ✓ MVNOとMNOとのネットワーク調達の協議が調わなかった場合は、総務大臣による協議命令・裁定制度や、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁制度の利用が可能

■ MVNOによる端末の調達

- ✓ MVNOは、自ら端末を調達し、MNOのネットワークにおける端末の適切な運用を求めることが可能

■ MVNOと利用者との関係

- ✓ MVNOが利用者の個人情報を取り扱う際は、個人情報保護法や通信の秘密の規定の遵守が必要
- ✓ MVNOは、利用者に対する料金等の提供条件の説明や、苦情等に対する適切な処理が必要

■ 契約数等の報告

- ✓ 契約数が3万以上であるMVNO及びMNOであるMVNOは、毎四半期ごとに契約数等の報告が必要

2-16「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」(2012年7月策定)の概要①

1 ガイドラインの目的・対象

- 接続協定は双方の合意のみで効力を生じることが原則であり、合意を円滑に形成するため、接続料及び接続条件に関し当事者間で十分な協議が行われることが望ましい。
- 他方、近年の競争環境の変化やネットワークの複雑化・多様化を背景とし、当事者間で接続料等について十分な協議がなされないまま接続協定が締結又は変更される事例や、事後的な紛争手段に移行するケースも生じている。事業者間協議による合意形成が円滑になされない場合、公正競争の確保が十分になされないおそれや、利用者利便が損なわれる可能性がある。
- 本ガイドラインは、以上の考え方や事業法第32条の趣旨を踏まえ、電気通信事業者間におけるネットワークの接続に関し、事業者間協議における接続料の算定根拠等の情報開示に係る考え方等を明確化するもの。これにより、協議における予見可能性を高め、事業者間協議の円滑化を図り、もって電気通信市場における公正競争を促進するとともに利用者利便の増進を図ることを目的とする。
- 本ガイドラインは、新たな規制の導入を意図するものではない。また、従前より事業者間協議が円滑に行われていた場合についてまで、従前の協議の方法の変更を求めるものではない。
- 本ガイドラインは、全事業者を対象とし、接続に係る事業者間協議を実施する際の指針を示すもの。ただし、携帯電話事業者の接続料に係る協議及び移動通信事業者とMVNOの間の協議については「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」を併せて参照。

2 事業者間協議のプロセス

- 接続に係る協議に対応するための窓口を明確化し、これを対外的に公表するとともに、接続事業者からの問合せや接続に係る協議の申込等に対して遅滞なく対応することが望ましい。
- 接続協定を締結又は変更しようとする場合、十分な協議が可能な期間を確保して事業者間協議を開始することが望ましい。
- 事業者間協議に当たり、接続料の水準が争点となった場合には、算定に当たっての考え方、算定方法や算定根拠について協議を実施すること等が考えられる。

2-16「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」(2012年7月策定)の概要②

3 双務的な接続料の算定根拠に係る情報開示

- 双務的な接続形態に係る接続料についての協議に当たっては、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者の間で合理的な理由なく差が生じないように留意することが適当。
- 上記のような接続形態において、一方の事業者が他方の事業者と異なる水準の接続料を設定する場合であって、接続料の水準について十分な合意が成立しない場合には、当該水準の接続料を設定する理由について、算定根拠に係る情報を一定程度開示しつつ説明するとともに、協議を行う事が望ましい。
- 指定事業者についても、接続約款の認可又は届出の手続を経たことをもって、直ちに接続事業者に対する接続料の算定根拠に関する説明が不要となるものではない。

4 接続に必要なシステム開発等

- 接続に必要なシステム開発・更改に当たっては、当事者間の協議を踏まえて機能や仕様、コスト負担の方法を決めることが望ましい。
- 接続に必要なシステムのうち、コストの負担、仕様、業務フローへの影響等の点で接続事業者に対する影響が特に大きいと予想されるものについては、開発・更改に着手する前に当事者間で十分な協議を行い、可能な限り各当事者の意見を聴取すること等が適当。

5 協議が調わなかった場合の手続

- 事業者は、接続協定の安定的な運用に努めることが望ましいものの、協議が調わなかった場合、当事者は法令の定める紛争処理スキーム(総務大臣による協議命令・裁定及び電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁)を利用することが可能。

6 その他

- 総務省は、今後、必要に応じてガイドラインの見直しを行う。

2-17 「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」の概要

○ 電気通信事業者間の電気通信設備の接続等に係る金額に関する交渉の円滑化のため、平成30年1月、「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」を策定。

電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額（以下「金額」という。）について当事者間の協議が調わないときは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第35条第3項又は第4項の規定により、当事者の一方又は双方は、総務大臣の裁定を申請することができることとされている。このような申請を受理したときは、総務省では、次の方針を基本として裁定を行うこととする。

1. 金額※については、当事者間で別段の合意がない場合には、市場における競争状況等を勘案し、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とする。
※ 認可された接続料等を除く。
2. 1. の原価等の算定のため、接続に関して生じる費用等、算定根拠となるようなデータの提供を関係当事者に対して求めることとする。
3. 2. において有効と認められるデータの提供が行われない場合には、1. の原価等の算定のために、近似的に、例えば長期増分費用モデル等により、他の費用等を用いることとする。

（注）卸電気通信役務の提供又は電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用に係る金額に関して、当事者間の協議が調わないとして、法第38条第2項又は第39条において準用する法第35条第3項又は第4項の規定に基づき裁定の申請があったときも、1. から3. までに準じて対応することとする。

（※）「接続料の算定に関する研究会」において、NTT東日本・西日本から、同社の固定電話接続料と他社の接続料の格差が年々拡大しており、他社の固定電話接続料の水準についても適正性・透明性が確保されるべきであり、裁定基準を設けるべき旨の意見が示され、第一次報告書において、「接続料の水準の決め方は、事業者間で合意が可能であれば、様々な決め方があり得るところではあるが、事業者間で別段の合意がなければ、かかった費用を回収するコスト主義の考え方が効率的であり、したがって、第一次的に検討されるものであるから、総務大臣の裁定基準としてこの考え方を示し、裁定手続ではコストに基づく算定根拠の提示が求められることを示すことで、協議の円滑化を期待することができる。」とされた。

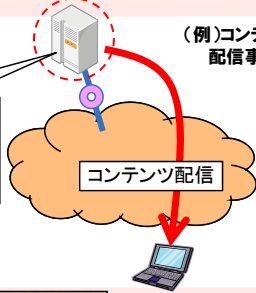
2-18 「移動通信分野におけるインフラシェアリングに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」の概要

- 5Gの導入に当たって、鉄塔等の設備を他人に使用させ、又は複数事業者間で共同で使用する「インフラシェアリング」がこれまで以上に重要となることを踏まえ、インフラシェアリングの活用による移動通信ネットワークの円滑な整備を推進する観点から、関係法令の適用関係について明確化を図るもの（平成30年12月策定）。



	①鉄塔等のシェアリング	②アンテナ、基地局等のシェアリング
事業の登録/届出	電気通信設備に該当しないため、不要	電気通信設備に該当するため、必要
無線局の免許	不要	アンテナ、共用装置等：不要 基地局装置：必要
提供条件等	電柱・管路ガイドラインに基づき、公平・公正な条件で提供	接続・共用・卸ルールに基づき、公平・公正な条件で提供
協議不調の場合	総務大臣の協議命令・裁定、電気通信紛争処理委員会によるあっせん、仲裁を利用可能	
一体的提供の場合	①、②を一体的に提供しようとする場合も、移動通信事業者は、①、②ごとに、それぞれに適用される規律等に基づき提供を受けることが可能	
聴取範囲の明確化	競争上の地位を危うくすることがないよう、移動通信事業者の事業計画等の聴取範囲を限定	
コンタクトポイント	一元的な窓口（コンタクトポイント）の設置や、標準的な事務処理手続の公表が望ましい	

コンテンツ配信事業、通信プラットフォーム事業等（電気通信事業法第164条第1項第3号）は、電気通信事業法の適用除外（一部規定は適用）となる電気通信事業に該当（≠電気通信事業者）。

電気通信事業		非電気通信事業
① ②以外の事業 (携帯電話事業、FTTH事業等) ■ 電気通信事業 電気通信役務（電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の用に供することをいう。）を他人の需要に応ずるために提供する事業	② 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業 (例)コンテンツ配信事業者 電気通信回線設備は設置せず、コンテンツ配信サーバのみを設置して、自己と他人の間の通信を実施 	
①を営む者	②を営む者	
電気通信事業者に該当	電気通信事業者に該当しない	電気通信事業者に該当しない
■ 電気通信事業の登録・届出が必要 ■ 通信の秘密、検閲の禁止 ■ 接続ルールの適用あり 等	■ 通信の秘密 ■ 検閲の禁止 ■ 禁止行為等規定適用事業者（NTT東西・ドコモ）による業務への不当な規律・干渉が禁止（保護対象）	
紛争処理機能	電気通信事業法を改正し、コンテンツ配信事業者等と電気通信事業者との間の紛争事案も対象に追加。 (平成23年6月から)	

【参考】電気通信事業法第164条第1項第3号に該当する電気通信事業の例

- 電気通信回線設備を設置せず、かつ、他人の通信を媒介しない電気通信事業（電気通信事業法第164条第1項第3号に該当する電気通信事業）に該当する主な事例は以下のとおり。
(ただし、事業の内容（サービス提供の形態等）によっては異なる判断となる場合がある。)

電子メールマガジンの配信

- 企業等から提供された製品PRやイベント開催案内等に関する情報を元に電子メールマガジンを作成し、予め登録した購読者等に対して送信するもの。
- 購読者（他人）の需要に応ずるためにインターネット経由での情報送信（電気通信役務の提供）自体を目的として行っていることから電気通信事業に該当するが、企業等から提供された情報を元に電子メールマガジンを作成して購読者に送信していることから、他人の通信を媒介していないと判断される。

各種情報のオンライン提供

- 電気通信設備（サーバ等）を用いて、天気予報やニュースなどの情報データベースを構築し、その情報を、インターネットを経由して利用者に提供するもの。
- 利用者（他人）の需要に応ずるためにインターネット経由での情報送信（電気通信役務の提供）自体を目的として行っていることから、電気通信事業に該当するが、自己と他人（利用者）との間の通信であり、他人の通信を媒介していないと判断される。

Webサイトのオンライン検索

- 広範なWebサイトのデータベースを構築し、検索語を含むWebサイトのURL等を、インターネットを経由して利用者に提供するもの（狭義のポータルサイト）。
- 自己と他人（利用者）との間の通信であり、他人の通信を媒介していないと判断される。

ソフトウェアのオンライン提供

- 労務管理や販売管理等を行うアプリケーションソフトウェアをインストールしたサーバ等を設置して、インターネット等を経由して当該ソフトを企業等に利用させるもの（狭義のASPサービス）。
- 自己と他人（利用者）との間の通信であり、他人の通信を媒介していないと判断される。

インターネット上のショッピングモール

- インターネット経由で複数の店舗でネットショッピングを行うことができる「場」を提供するもの。
- 「場」の提供を行う場合であっても、サービスの一部として利用者間のメッセージの媒介を行う機能を提供している場合は、他人の通信を媒介していると判断される。

- (1) 我が国の電波の基本・利用形態
- (2) 携帯電話等への周波数割当て状況
- (3) 移動通信システムの進化(第1世代～第5世代)
- (4) 第5世代移動通信システム(5G)
- (5) 第5世代移動通信システムの推進
- (6) 5Gの周波数割当て
- (7) ローカル5Gの概要
- (8) 無線局開設等に係る紛争

携帯電話等の普及により、無線局数は大幅に増加（昭和60年：約381万局⇒令和元年12月：約2億6,364万局）。



3-2 携帯電話等への周波数割当て状況

周波数	3kHz	30kHz	300kHz	3MHz	30MHz	300MHz	3GHz	30GHz	300GHz	3000GHz
波長	(3千Hz)	(3万Hz)	(30万Hz)	(300万Hz)	(3千万Hz)	(3億Hz)	(30億Hz)	(300億Hz)	(3千億Hz)	(3兆Hz)
	100km	10km	1km	100m	10m	1m	10cm	1cm	1mm	0.1mm
	超長波 VLF	長波 LF	中波 MF	短波 HF	超短波 VHF	極超短波 UHF	マイクロ波 SHF	ミリ波 EHF	サブ ミリ波	赤外線 可視光 紫外線
主な利用分野	船舶・航空機用ビーコン 標準電波		船舶通信 AMラジオ 航空機用ビーコン	船舶・航空機無線 アマチュア無線 短波放送	防災行政無線 消防・警察無線 航空管制通信 FM放送	携帯電話・PHS 広帯域移動無線 アケシステム 無線LAN 地上デジタル放送 衛星測位、衛星通信	携帯電話 無線LAN 衛星通信 衛星放送	衛星通信 衝突防止レーダー(車)	環境計測 (センシング)	

使いやすい帯域

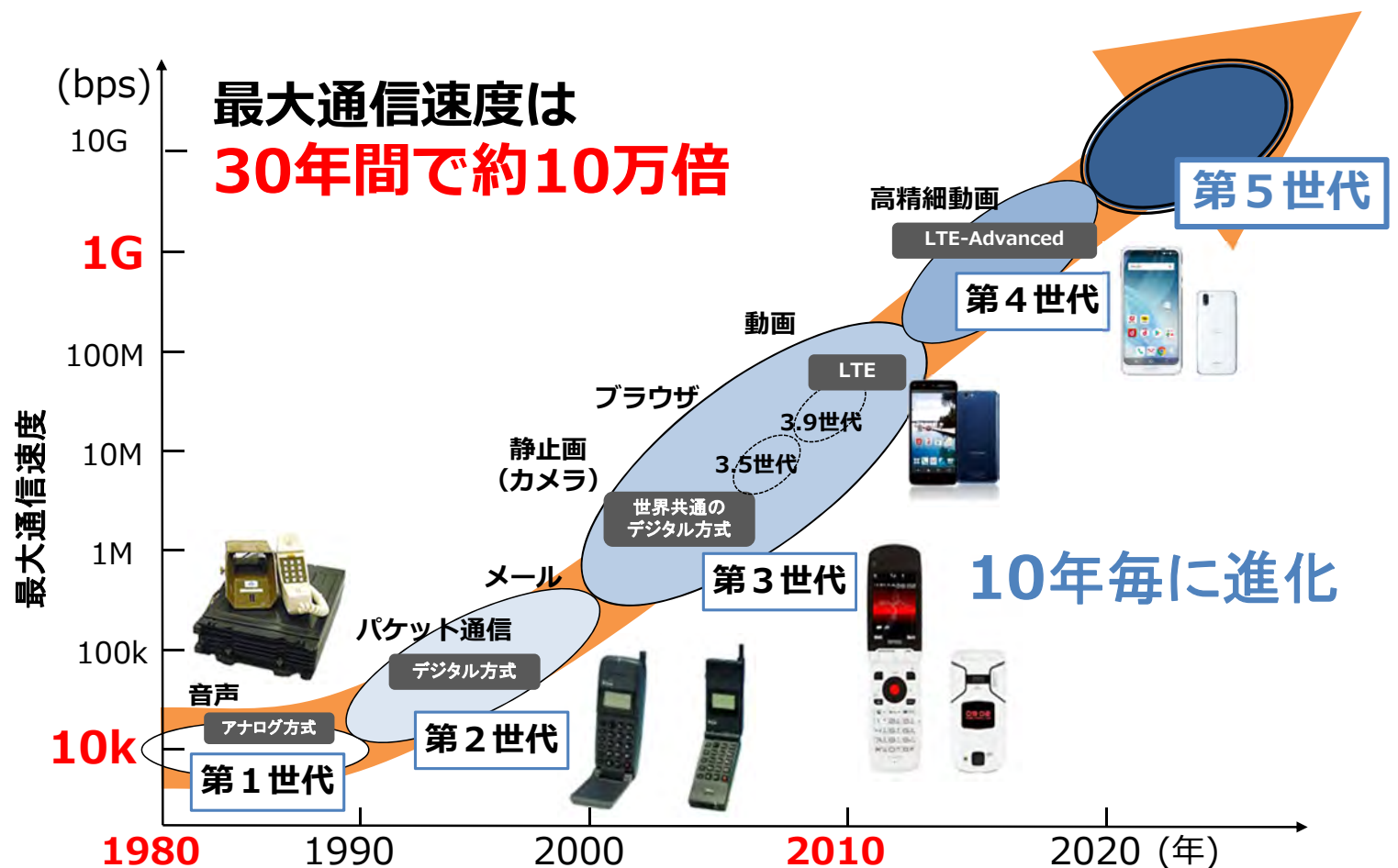
・ビル陰や木陰にも電波が伝わる
・大量の情報の伝送が可能

[携帯電話・全国BWAへの割当て状況]

事業者	合計 (周波数幅)		周波数帯										
			700 MHz帯	800 MHz帯	900 MHz帯	1.5 GHz帯	1.7 GHz帯	2 GHz帯	2.5 GHz帯	3.4&3.5 GHz帯	3.7 GHz帯	4.5 GHz帯	28 GHz帯
NTTドコモ	840MHz	840MHz	20MHz	30MHz	—	30MHz	40MHz	40MHz	—	80MHz	100MHz	100MHz	400MHz
KDDI	790MHz	840MHz	20MHz	30MHz	—	20MHz	40MHz	40MHz	—	40MHz	200MHz	—	400MHz
UQコミュニケーションズ	50MHz		—	—	—	—	—	—	50MHz	—	—	—	—
ソフトバンク	720MHz	750MHz	20MHz	—	30MHz	20MHz	30MHz※	40MHz	—	80MHz	100MHz	—	400MHz
ワイアレス・シティ・プランニング	30MHz		—	—	—	—	—	—	30MHz	—	—	—	—
楽天モバイル	540MHz	540MHz	—	—	—	—	40MHz	—	—	—	100MHz	—	400MHz

※ このほかにPHSシステム(TDD用:31.2MHz)あり

3-3 移動通信システムの進化(第1世代～第5世代)



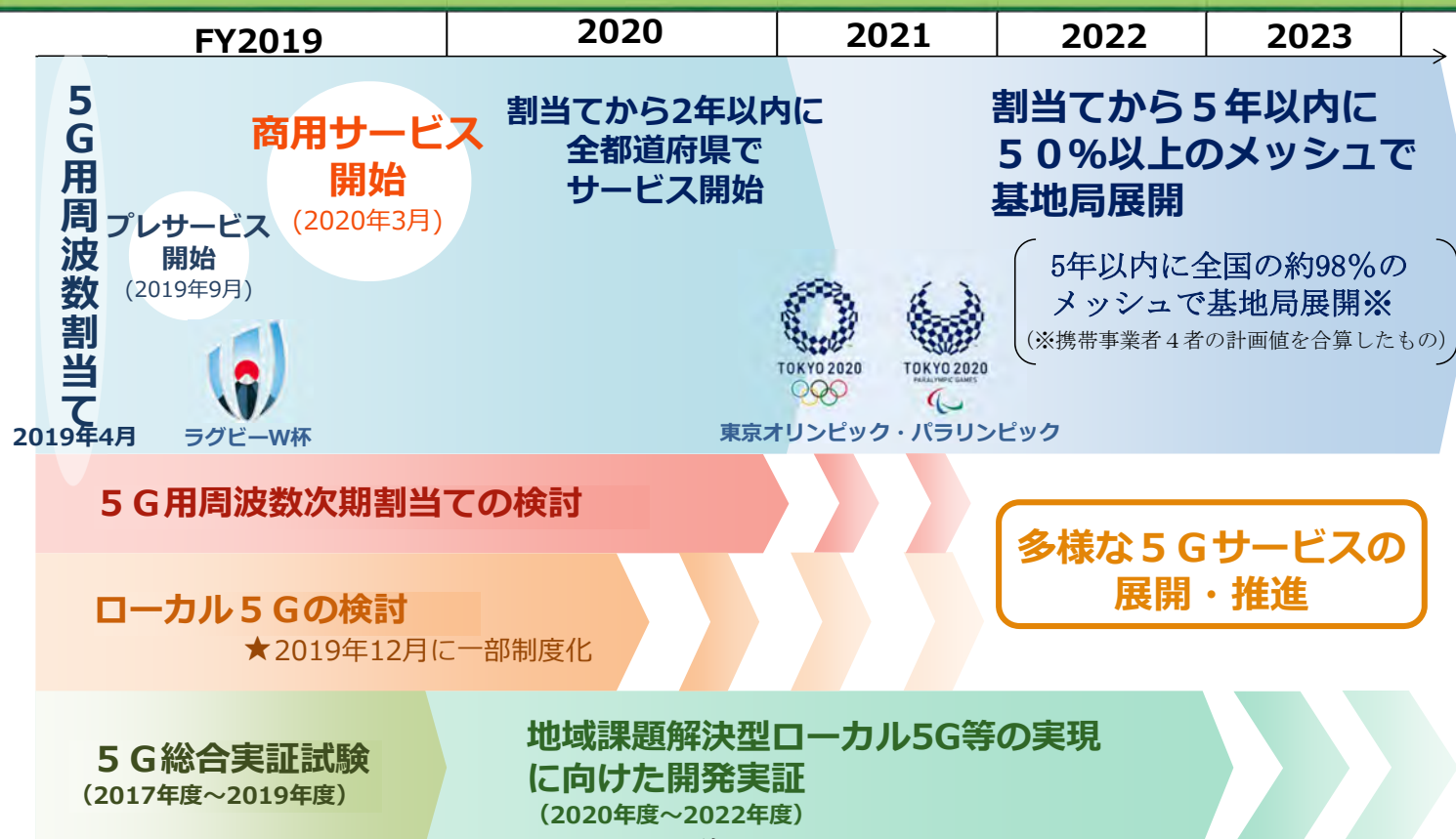
3-4 第5世代移動通信システム(5G)

- 「第5世代移動通信システム(5G)」は、超高速だけでなく、超低遅延や多数同時接続といった従来にない特長を有しており、AI/IoT時代の基盤インフラとして期待。



3-5 第5世代移動通信システムの推進

- 2019年4月10日に周波数割当てを実施。2020年春より商用サービス開始。
- 2024年までに全国の約98%のメッシュで基地局展開。多様なサービスを展開・推進。



3-6 5Gの周波数割当て

■ 5G全国サービス用周波数として、3.7GHz帯／4.5GHz帯の6枠、28GHz帯の4枠、計10枠を割当て

【3.7GHz帯】



【4.5GHz帯】



【28GHz帯】



3-7 ローカル5Gの概要

■ ローカル5Gは、地域や産業の個別のニーズに応じて**地域の企業や自治体等の様々な主体が、自らの建物内や敷地内でスポット的に柔軟に構築**できる5Gシステム。

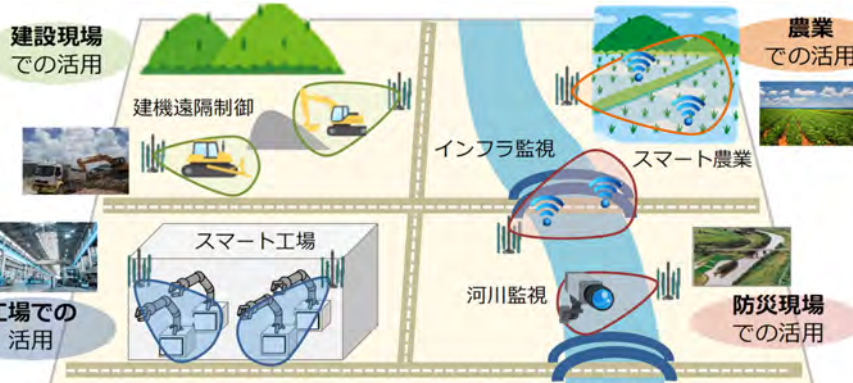
＜他のシステムと比較した特徴＞

- 携帯事業者の5Gサービスと異なり、
 - 携帯事業者によるエリア展開が遅れる地域において5Gシステムを先行して構築可能。
 - 使用用途に応じて必要となる性能を柔軟に設定することが可能。
 - 他の場所の通信障害や災害などの影響を受けにくい。
- Wi-Fiと比較して、無線局免許に基づく安定的な利用が可能。

ゼネコンが建設現場で導入
建機遠隔制御



建物内や敷地内で自営の5Gネットワークとして活用



農家が農業を高度化する
自動農場管理



事業主が工場へ導入
スマートファクトリ



自治体等が導入
河川等の監視



センサー、4K/8K

3-8 無線局開設等に係る紛争

周波数が逼迫する中、新システムの導入に際して必要な、電波の混信を防止するための既存の無線局等との調整が1年から2年半に長期化する事例が発生、迅速な新サービスの提供が困難となる可能性。

電波法・電気通信事業法の一部改正（平成20年4月1日施行）

○ あっせん・仲裁の制度を創設し、無線局を新設する場合等に行う既存無線局との混信防止に関する協議を促進。

○ あっせん・仲裁の手続を行うことができる無線局は、次のとおり。

- ・ 電気通信業務の用に供する無線局
- ・ 放送の業務の用に供する無線局
- ・ 地方公共団体の防災行政事務の用に供する無線局
- ・ 電気事業に係る電気の供給の業務の用に供する無線局
- ・ 鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線局
- ・ ガス事業に係るガスの供給の業務の用に供する無線局
- ・ MCA陸上移動通信業務の用に供する無線局

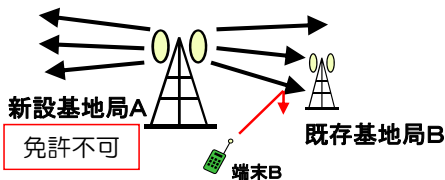
※ あっせん・仲裁等による既存無線局との調整の結果、契約を締結したときは、その内容を免許等申請に際して提出。

※ 無線局の免許人等は、混信防止に関する協議の申入れがあったときは、電波の公平かつ能率的な利用を確保する見地から、誠実に協議を行うとともに、相当の期間内に当該協議が調うよう努めなければならない。

（無線局運用規則の一部改正）

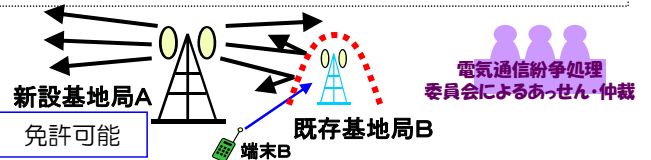
従前の制度

新設基地局Aの発射電波が、既存無線局Bの通信を妨害
→ Aの開設は不可。



改正後の制度

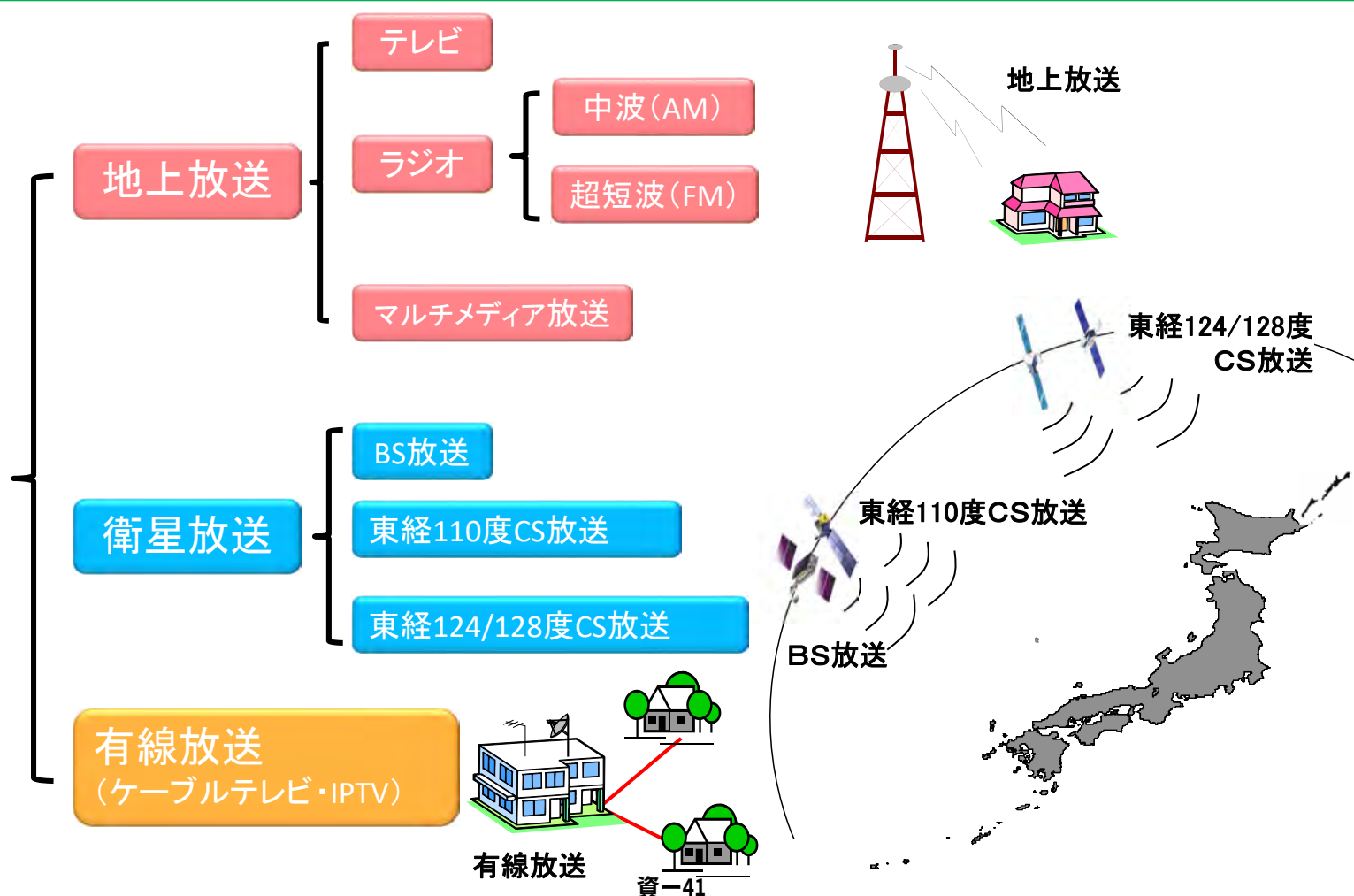
電気通信紛争処理委員会のあっせん・仲裁により、
Aからの妨害がないよう、Aの費用負担によりBを改造。
→ Aの開設が可能。 ☆A、B共に、電波の利用が可能。



4 放送事業の動向

- (1) 放送の主な分類
- (2) 放送事業の参入に係る制度の概要
- (3) 放送対象地域
- (4) 民間地上テレビジョン放送事業者の番組系列(テレビジョン放送・127社)
- (5) 放送メディアの市場規模
- (6) 民間地上テレビジョン放送事業者の経営状況
- (7) ケーブルテレビ事業者の収支状況(平成30年度)
- (8) ケーブルテレビの普及状況(平成30年度)
- (9) 各都道府県におけるケーブルテレビ(自主放送あり)の普及率
- (10) 区域外再放送の問題
- (11) 再放送同意と大臣裁定
- (12) 4K・8Kの概要
- (13) 4K・8K推進のためのロードマップ～第二次中間報告(2015年7月)
- (14) 新4K8K衛星放送を行う事業者

4-1 放送の主な分類



4-2 放送事業の参入に係る制度の概要

放送の業務(ソフト)については放送法、設備の設置(ハード)については電波法等により規律。

【放送の業務の種類と参入規律】

基幹放送	一般放送	
放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送	基幹放送に該当しない放送	
	放送エリア: 広い 視聴者への影響: 大きい	放送エリア: 狭い 視聴者への影響: 小さい
(具体例) ○ 地上基幹放送 (地上テレビ、AMラジオ、FMラジオ、コミュニティFM放送) ○ 移動受信地上基幹放送(マルチメディア放送) ○ 衛星基幹放送 (BS放送、110度CS放送)	(具体例) ○ 124/128度CS放送 (テレビ、ラジオ) ○ ケーブルテレビ(大規模)	(具体例) ○ 有線ラジオ ○ エリア放送 ○ ケーブルテレビ(小規模)



基幹放送事業者		一般放送事業者	
ソフトとハードの事業者が一致している場合 (特定地上基幹放送事業者)	電波法に基づく「免許」 ※5年ごとに再免許	放送法に基づく「登録」	放送法に基づく「届出」
ソフトとハードの事業者が異なっている場合	放送法に基づく「認定」 ※5年ごとに更新		

4-3 放送対象地域

放送対象地域の概念

同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域(放送法第91条第2項第2号)のことであり、その地域の自然的、経済的、社会的、文化的諸事情や周波数の効率的使用を考慮して、基幹放送普及計画において定める(放送法第91条第3項)。

放送対象地域の効果

(1) 放送対象地域ごとに放送系の数の目標を設定

放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、基幹放送普及計画において、放送対象地域ごとに普及させる放送系の数の目標を設定。

(2) 放送対象地域内では、難視聴解消の義務又は努力義務

放送事業者は、放送対象地域内で、その放送があまねく受信できるように努めることとされている。
(NHKには、テレビジョン放送及びラジオ放送<中波放送・超短波放送のいずれか>が全国において受信できるように措置をすることを義務付け)

放送対象地域の例

(1) 規定の仕方

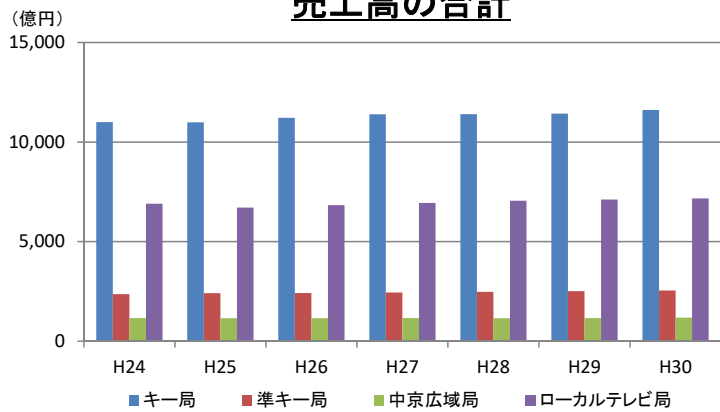
- ① 放送の主体(NHK、放送大学学園、基幹放送事業者)
- ② 放送の種類(テレビジョン放送、中波放送、超短波放送等)等に基づき設定

(2) 具体例 (地上基幹放送<テレビジョン放送>)

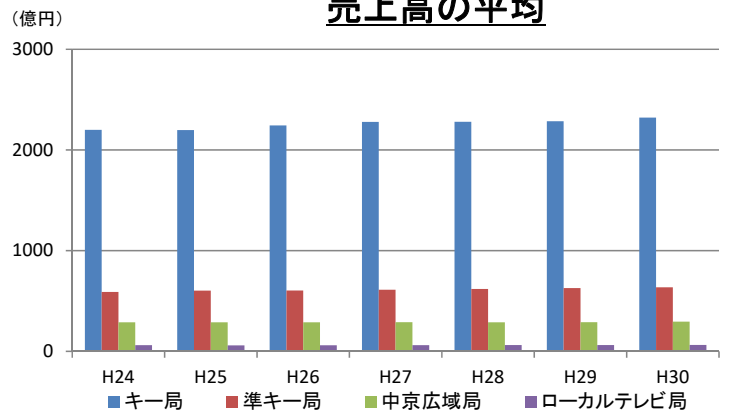
- ① NHK
関東広域圏(茨城県、栃木県及び群馬県を含まない)、関東広域圏にある県を除く各道府県
- ② 基幹放送事業者
広域圏 : 関東広域圏、近畿広域圏、中京広域圏
複数の県域: 鳥取県及び島根県、岡山県及び香川県
その他 : 上記以外の各都道府県

4-6 民間地上テレビジョン放送事業者の経営状況

売上高の合計



売上高の平均



(単位: 億円) ()内は1社平均

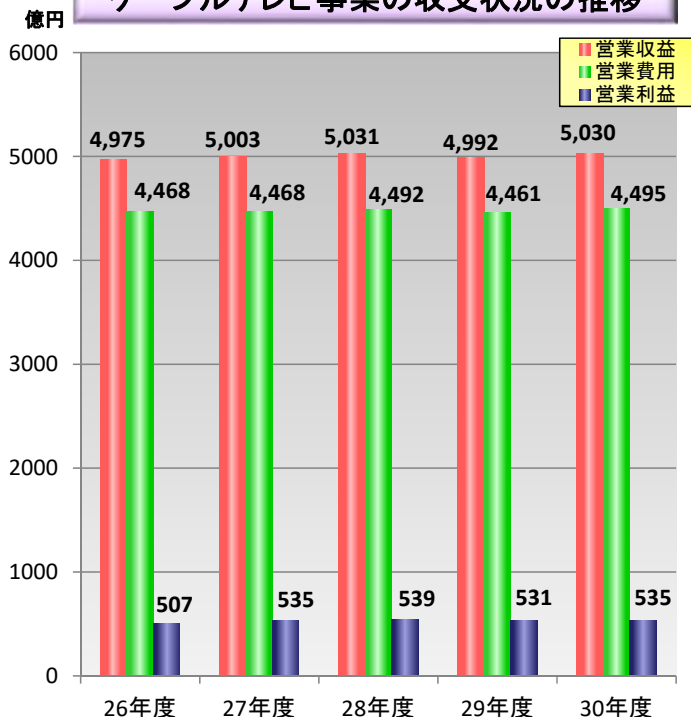
年度		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
キー局 (5局)	売上高	11,219(2,244)	11,395(2,279)	11,402(2,280)	11,428(2,286)	11,612(2,322)	11,433(2,287)	11,486(2,297)
	営業損益	653(131)	660(132)	668(134)	730(146)	722(144)	705(141)	733(147)
準キー局 (4局)	売上高	2,417(604)	2,443(611)	2,474(619)	2,511(628)	2,543(636)	2,508(627)	2,466(617)
	営業損益	142(35)	144(36)	140(35)	145(36)	158(40)	146(36)	136(34)
中京広域局 (4局)	売上高	1,152(288)	1,156(289)	1,151(288)	1,157(289)	1,175(294)	1,172(293)	1,160(290)
	営業損益	118(30)	110(27)	121(30)	113(28)	99(25)	96(24)	88(22)
ローカル テレビ局 (114局)	売上高	6,832(60)	6,941(61)	7,055(62)	7,112(62)	7,170(63)	7,107(62)	7,012(62)
	営業損益	466(4)	548(5)	575(5)	586(5)	566(5)	490(4)	423(4)

4-7 ケーブルテレビ事業者の収支状況(平成30年度)

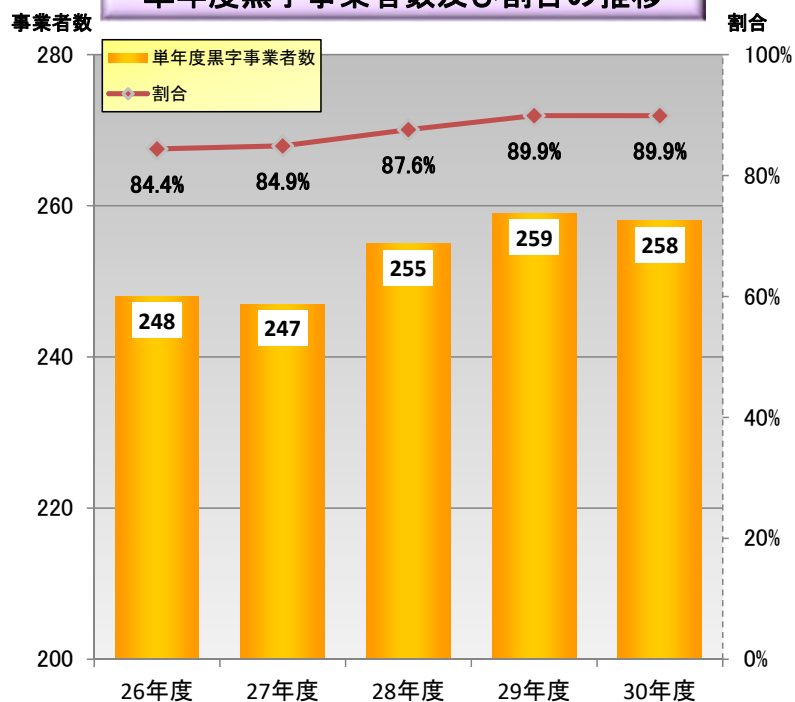
- ・ ケーブルテレビ事業の営業収益及び営業利益はいずれも微増となった。
- ・ 287社中258社(89.9%)が単年度黒字を計上。

注: 調査対象は、有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者(営利法人に限る。)のうち、IPマルチキャスト方式による事業者等を除く者288社。

ケーブルテレビ事業の収支状況の推移



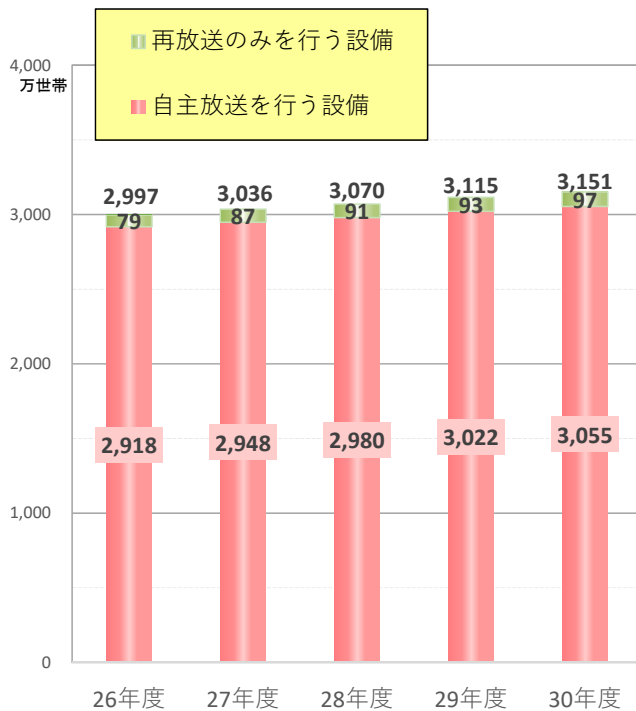
単年度黒字事業者数及び割合の推移



4-8 ケーブルテレビの普及状況(平成30年度)

- 登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備によりサービスを受ける加入世帯数は平成31年3月末で約3,055万世帯、対前年度比1.1%の増加。
- 有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者数は504事業者(対前年度比0.8%減)。

自主・再放送別の加入世帯数の推移



注：自主放送を行う設備による加入世帯数はRF方式及びIPマルチキャスト方式の合計値

ケーブルテレビの事業者数及び設備数

ア 事業者数

有線電気通信設備を用いて放送を行う登録一般放送事業者数は698事業者で、対前年度比約4.0%の減少。

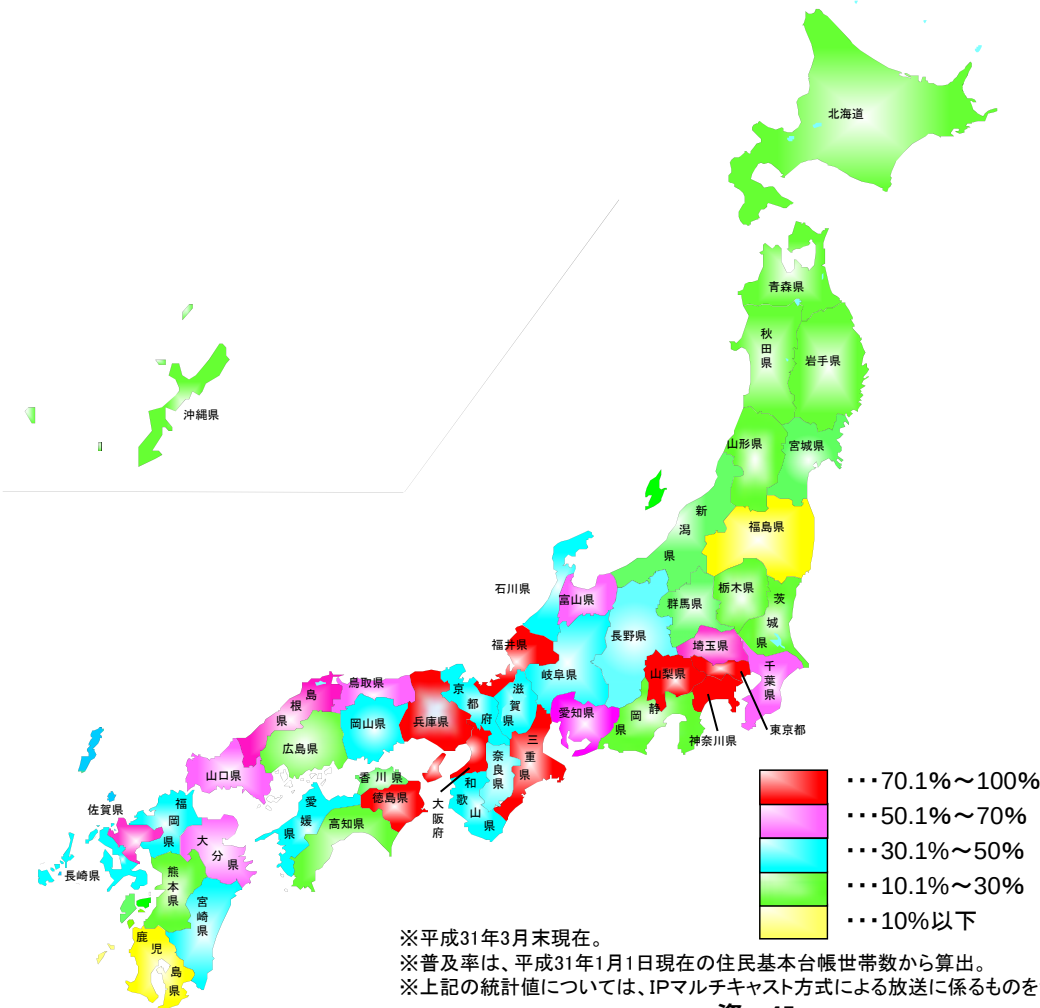
区 分	平成29年度末	平成30年度末	増減数	増減率
登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備	504	492	-12	-2.4%
登録に係る再放送のみを行うための有線電気通信設備	223	206	-17	-7.6%
合計	727	698	-29	-4.0%

イ 設備数

登録に係る有線電気通信設備は987設備で、対前年度比約2.2%の減少。

区 分	平成29年度末	平成30年度末	増減数	増減率
登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備	670	659	-11	-1.6%
登録に係る再放送のみを行うための有線電気通信設備	339	328	-11	-3.2%
合計	1,019	987	-22	-2.2%

4-9 各都道府県におけるケーブルテレビ(自主放送あり)の普及率



都道府県	普及率	都道府県	普及率
北海道	26.5%	滋賀県	38.0%
青森県	17.6%	京都府	46.4%
岩手県	18.6%	大阪府	86.7%
宮城県	28.0%	兵庫県	72.3%
秋田県	16.8%	奈良県	47.4%
山形県	16.8%	和歌山県	37.4%
福島県	3.9%	鳥取県	62.9%
茨城県	21.9%	島根県	55.7%
栃木県	22.7%	岡山県	33.8%
群馬県	13.8%	広島県	29.0%
埼玉県	56.7%	山口県	62.4%
千葉県	58.1%	徳島県	90.0%
東京都	78.6%	香川県	27.9%
神奈川県	72.4%	愛媛県	37.3%
新潟県	24.6%	高知県	25.2%
富山県	66.9%	福岡県	46.6%
石川県	44.7%	佐賀県	54.9%
福井県	75.9%	長崎県	35.5%
山梨県	79.6%	熊本県	29.2%
長野県	49.4%	大分県	68.7%
岐阜県	38.0%	宮崎県	42.0%
静岡県	27.4%	鹿児島県	7.8%
愛知県	53.2%	沖縄県	19.1%
三重県	72.7%	全国	52.2%

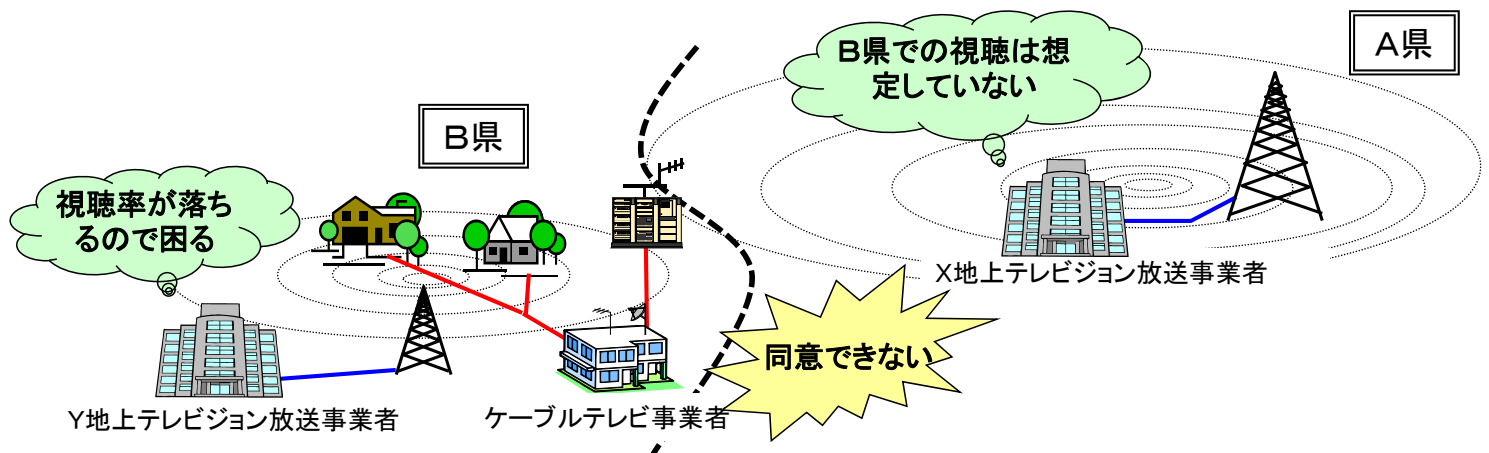
4-10 区域外再放送の問題

「区域外再放送」とは、A県を放送対象地域とする地上基幹放送（地上テレビジョン放送）事業者の放送を、ケーブルテレビ事業者が受信して、放送対象地域が異なるB県内の世帯に再放送すること。

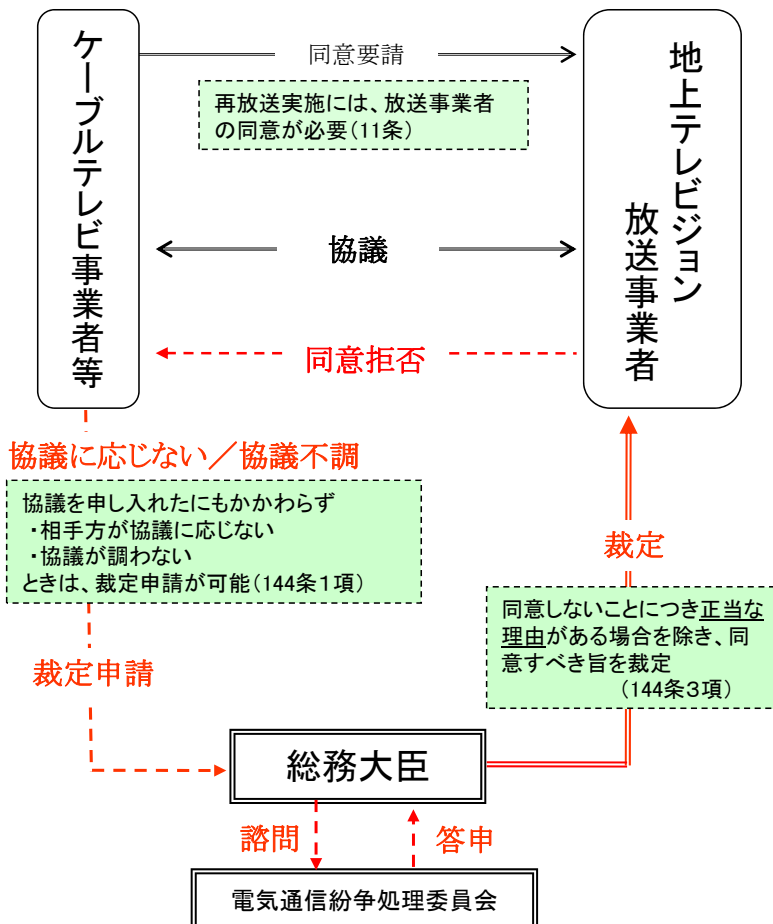
（地上基幹放送事業者の問題意識）

- B県において視聴できるチャンネル数が増加するため、B県の既存地上テレビジョン放送事業者（Y）の視聴率を低下させるおそれがある。
- A県の地上テレビジョン放送事業者（X）はB県での再放送を念頭に置いていないため、番組編集上の配慮ができない。

A県の地上テレビジョン放送事業者が区域外再放送に否定的で紛争に発展することがある



4-11 再放送同意と大臣裁定



再放送ガイドライン(※)による「正当な理由」の解釈

1 放送番組の同一性やチャンネルイメージの確保に関わる次のいずれかの場合

- ① 意に反して、放送番組が一部カットして有線放送される場合
- ② 意に反して、異時再放送される場合
- ③ 当該チャンネルで別の番組の有線放送を行い、基幹放送事業者の放送番組が他の番組が混乱が生じる場合
- ④ 有線テレビジョン放送事業者としての適格性に問題がある場合
- ⑤ 良質な再放送が期待できない場合

2 放送対象地域以外の地域での再放送である場合には、基幹放送事業者の「番組編集上の意図」である「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が「受信者の利益」の程度との比較衡量において許容範囲内(受忍限度内)にあるとは言えない場合

- 「地域間の関連性」については、通勤等の人の移動状況等地域間における交流状況等に基づき個別判断。
- 少なくとも、放送対象地域の隣接市町村での再放送は、再放送の同意をしない「正当な理由」には該当しないこと等を例示。

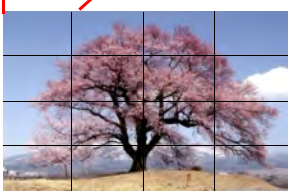
(その他)

- 地元放送事業者の経営に与える影響等は、地元同意の有無を含め、「正当な理由」の判断に関して考慮されないこと。

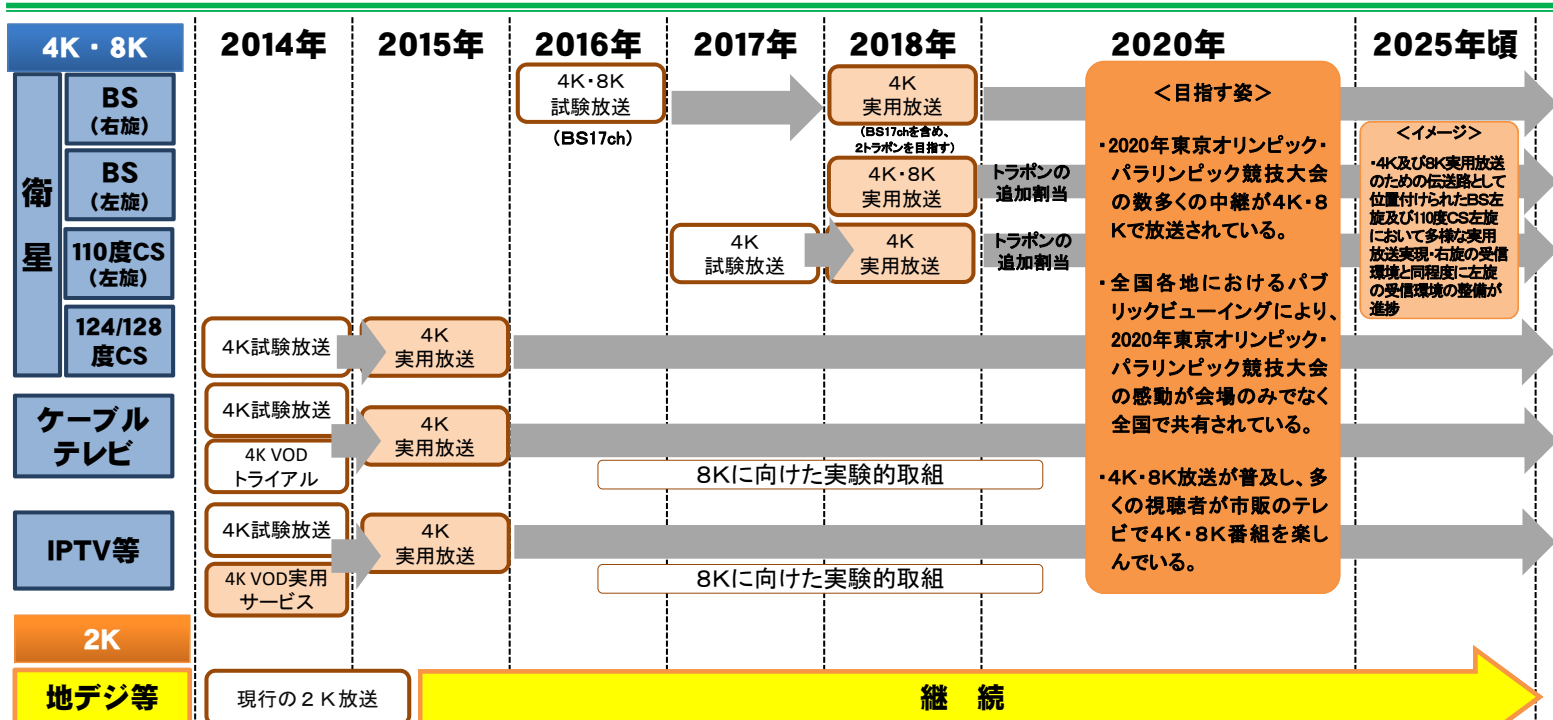
※ 有線テレビジョン放送事業者による基幹放送事業者の地上基幹放送（テレビジョン放送に限る。）の再放送の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン

4-12 4K・8Kの概要

- 地上放送のデジタル移行が完了(2012年3月末)し、放送が完全デジタル化。ハイビジョンの放送インフラが整備。
- 現行ハイビジョンを超える画質(いわゆるスーパーハイビジョン)の映像の規格が標準化(2006年、ITU(国際電気通信連合))。規格は、「4K」「8K」(Kは1000の意。)の二種類(現行ハイビジョンは「2K」)。
- 4Kは現行ハイビジョンの4倍、8Kは同じく16倍の画素数。高精細で立体感、臨場感ある映像が実現。

	解像度	主な画面サイズ	主な実用化状況
2K	 約200万画素 $1,920 \times 1,080$ $= 2,073,600$ 約2,000 = 2K	32インチ 	映画・VOD・ 実用放送(衛星放送等)
4K	 2Kの4倍 約830万画素 $3,840 \times 2,160$ $= 8,294,400$ 約4,000 = 4K	65インチ 	映画・VOD・ 実用放送(衛星放送等)
8K	 2Kの16倍 約3,300万画素 $7,680 \times 4,320$ $= 33,177,600$ 約8,000 = 8K	85インチ 	実用放送(衛星放送)

4-13 4K・8K推進のためのロードマップ～第二次中間報告(2015年7月)



4K・8Kの普及に向けた基本的な考え方 ～2K・4K・8Kの関係

- 新たに高精細・高機能な放送サービスを求めない者に対しては、そうした機器の買い換えなどの負担を強いることは避ける必要がある
- 高精細・高機能な放送サービスを無理なく段階的に導入することとし、その後、2K・4K・8Kが視聴者のニーズに応じて併存することを前提し、無理のない形で円滑な普及を図ることが適切

(注1) ケーブルテレビ事業者がIP方式で行う放送は「ケーブルテレビ」に分類することとする。

(注2) 「ケーブルテレビ」以外の有線一般放送は「IPTV等」に分類することとする。

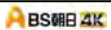
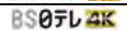
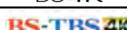
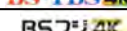
(注3) BS右旋での4K実用放送については、4K及び8K試験放送に使用する1トランスポンダ(BS17ch)を含め2018年時点に割当て可能なトランスポンダにより実施する。この際、周波数使用状況、技術進展、参入希望等を踏まえ、使用可能なトランスポンダ数を超えるトランスポンダ数が必要となる場合には、BS17chを含め2トランスポンダを目指して拡張し、BS右旋の帯域再編により4K実用放送の割当てに必要なトランスポンダを確保する。

(注4) BS左旋及び110度CS左旋については、そのIFによる既存無線局との干渉についての検証状況、技術進展、参入希望等を踏まえ、2018年又は2020年のそれぞれの時点において割当て可能なトランスポンダにより、4K及び8K実用放送を実施する。

(注5) 2020年頃のBS左旋における4K及び8K実用放送拡充のうち8K実用放送拡充については、受信機の普及、技術進展、参入希望等を踏まえ、検討する。

4-14 新4K8K衛星放送を行う事業者

BS右旋

No	社名	チャンネル名	周波数	放送開始日
1	(株) ビーエス朝日	BS朝日4K 	7 c h	平成30年12月1日
2	(株) BSテレビ東京	BSテレ東4K 	7 c h	平成30年12月1日
3	(株) BS日本	BS日テレ 4K 	7 c h	令和元年9月1日
4	日本放送協会 ※4K	NHK BS4K 	17 c h	平成30年12月1日
5	(株) BS-TBS	BS-TBS 4K 	17 c h	平成30年12月1日
6	(株) ビーエスフジ	BSフジ4K 	17 c h	平成30年12月1日

BS左旋 ※新4K8K衛星放送の開始に向けて、新たに開放した電波

No	社名	チャンネル名	周波数	放送開始（予定）日
1	SCサテライト放送(株)	ショップチャンネル4K 	8 c h	平成30年12月1日
2	(株) QVCサテライト	4K QVC 	8 c h	平成30年12月1日
3	(株) 東北新社メディアサービス	ザ・シネマ4K 	8 c h	平成30年12月1日
4	(株) WOWOW	WOWOW 	12 c h	令和2年12月1日
5	日本放送協会 ※8K	NHK BS8K 	14 c h	平成30年12月1日

110度CS左旋 ※新4K8K衛星放送の開始に向けて、新たに開放した電波

No	社名	チャンネル名	周波数	放送開始日
1	(株) スカパー・エンターテイメント	J SPORTS 1 (4K) 	9 c h	平成30年12月1日
2		J SPORTS 2 (4K) 	9 c h	平成30年12月1日
3		J SPORTS 3 (4K) 	11 c h	平成30年12月1日
4		J SPORTS 4 (4K) 	11 c h	平成30年12月1日
5		スターチャンネル 4K 	19 c h	平成30年12月1日
6		スカチャン1 4K 	19 c h	平成30年12月1日
7		スカチャン2 4K 	21 c h	平成30年12月1日
8		日本映画+時代劇 4K 	23 c h	平成30年12月1日